

令和２年度
商標出願動向調査報告書（概要）

－マクロ調査－

令和３年３月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 知財動向班

電話：０３－３５８１－１１０１（内線２１５５）

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、我が国企業等が世界に先んじた知財戦略を構築し、国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、近年のデジタル技術の急速な進歩や経済のボーダーレス化に伴う国境を越えた多様な経済活動が進展する中、これに適応した商品やサービスを開発し販売・提供するため、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、商標を活用したブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで、本調査では、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）^{※1}、欧州諸国、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコ及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴を分析するとともに、その背景を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することで、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料として活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

^{※1} EUIPO は、2016 年 3 月 23 日に「OHIM（欧州共同体商標意匠庁）」から「EUIPO（欧州連合知的財産庁）」に名称が変更された。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- ① 83 ヶ国（地域）等に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数、及び各国（地域）・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、83 ヶ国（地域）等全体の出願動向及び 83 ヶ国（地域）等別の商標出願動向の特徴（要因・背景）に言及しつつ、分析する。
- ② 83 ヶ国（地域）等の商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- ③ 恒常的に外国（自国籍以外の国）に商品・役務を提供し、かつ外国へ出願を行っているグローバル企業（70 社）の 83 ヶ国（地域）等に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- ④ 上記調査・分析結果を総合的に分析するとともに、我が国の出願人が主要各国等及びアジアへ商標出願する際の留意点を整理する。

2. 調査対象

(1) 国（地域）・機関

調査対象国（地域）・機関は以下の 83 ヶ国（地域）・機関とする。（順不同）

米国、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、スイス、ノルウェー、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、日本、中国、韓国、インド、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタン、ブラジル、ロシア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、チリ、ペルー、コロンビア、ベネズエラ、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、カタール、イラン、ヨルダン、イスラエル、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、アルジェリア、モロッコ、チュニジア、アフリカ知的財産機関（OAPI）

このうち「主要各国・機関」として、日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコの 15 ヶ国・機関については、詳細に調査を行う。

(2) 商標出願の種類

- ①直接出願 : 83 ヶ国（地域）等への直接出願
- ②国際登録出願 : マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む）され、調査対象国（地域）・機関を指定した国際登録出願
- ③商標出願 : ①直接出願 及び ②国際登録出願 を併せたもの

3. 使用データ

2019 年の各国（地域）・機関への直接出願件数及び登録件数、及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・各国（地域）・機関の年次報告書
- ・WIPO IP Statistics Data Center
(<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=trademark>)
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供するデータ
(CompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム)

4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国（地域）以外の調査対象国（地域）・機関を示す。なお、台湾や香港、マカオについては、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、EUIPO とは欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連邦知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁、ブラジルとはブラジル特許庁、ロシアとはロシア特許庁、インドとはインド商標局、メキシコとはメキシコ産業財産庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国（地域）については各国（地域）の知的財産権庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州連合商標（EUTM : European Union Trade Mark）の制度を利用した出願を「EUTM 出願」と呼んでいるが、本報告書では便宜上、「EUIPO への出願」とする。
- (4) 「出願人居住地」とは出願人の居住国（地域）を示す。特に、出願人居住地が「欧州」を示す場合、出願人居住地が欧州連合（EU）加盟国の 28 ヶ国及びスイスとした。

英国は 2020 年 1 月 31 日に欧州連合（EU）を離脱したが、本報告書の調査対象期間は 2015 年から 2019 年であるため、英国は EU 加盟国としている。

< 欧州連合加盟国 28 ヶ国（2019 年 12 月現在） >

オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア

(5) 「国際登録出願」とは、1891年4月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。なお、国際登録には「事後指定※2」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国（地域）において商品・役務の追加、国（地域）の追加を行っている場合には、別の国際登録出願として扱っている。

(6) ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第1類から第45類、以下「ニース国際分類」という。）を、本報告書では以下の6分野に分けている。

「化学」：1～5類、「機械」：6～13, 19類、「繊維」：14, 18, 22～26類、

「雑貨」：15～17, 20, 21, 27, 28, 34類、「食品」：29～33類、「役務」：35～45類

5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。「登録件数」は登録番号に対応する1登録を1件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を1区分1件とカウントした。

※2 先に行った国際登録出願の時点で指定しなかった国（地域）や商品・役務を国際登録後に追加指定できる制度

第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国（地域）・機関全体の商標出願状況、出願区分数状況、登録状況、登録区分数状況、出願人居住地別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国（地域）・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国（地域）・機関全体の商標出願動向

2010年から2019年までの主要各国・機関の出願件数推移を見ると、ほとんどの主要各国・機関において増加傾向を示している。主要国の中でも、出願件数が最も多いのは中国で、2010年以降は継続して増加を示しており、特に2015年以降は顕著な増加を示している。2016年には300万件を突破し、2017年には500万件を超え、2018年には700万件を超えるというように1年で200万件程度の増加を続けている。2019年も増加を続け800万件近い出願件数となっているが、2018年以前の前年に対する増加率と比較すると2019年の増加率は少し小さくなっている。日本の出願件数は、2011年に減少を示しているが、これは東日本大震災の影響によるものと考えられる。しかしながら、その後は概ね増加傾向を示し、2015年、2016年、2017年と大幅な増加を示した結果、2017年には190,939件と過去10年間で最も多い出願件数となったが、2018年には減少に転じ、2019年には再び増加に転じている。日本の出願区分数については、2011年に出願区分数の減少が見られるが、これは東日本大震災の影響によるものと考えられる。その後、2012年には増加に転じ、2015年には大幅な増加を示し、2017年まで増加を続けた。2018年には出願区分数は減少に転じたが、2019年には再び増加に転じている。

図 2-1-1 主要各国・機関の出願件数の推移
(2010年～2019年)

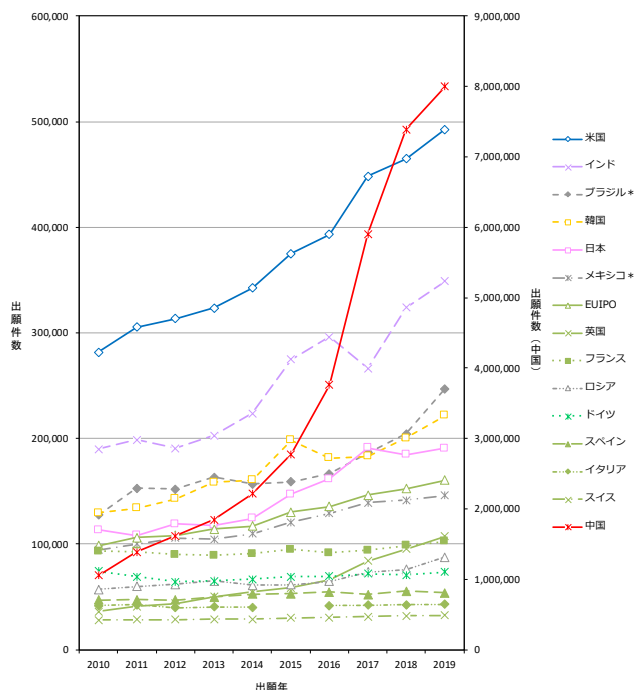
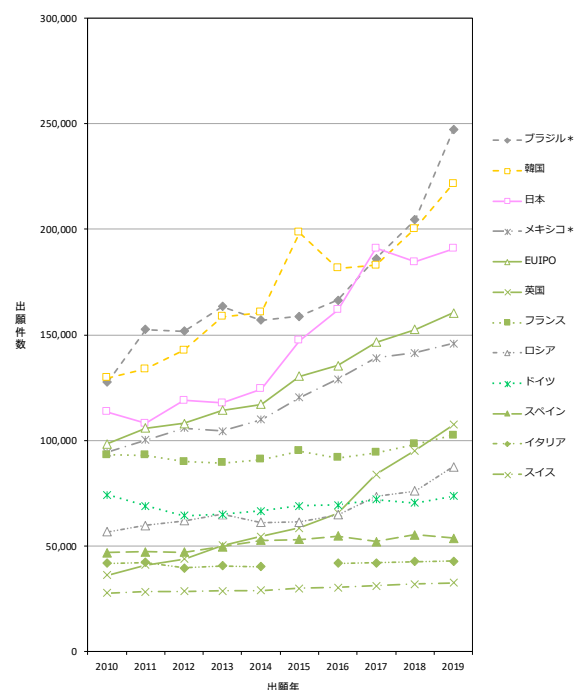


図 2-1-2 図 2-1-1 の拡大図（2019 年の
出願件数が 30 万件以下の国）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、スペイン（2010～2017年）、韓国、ブラジル（2010～2017年）、ロシア

②Clarivate Analytics のデータ：中国（2014～2019年） ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：凡例の表示は 2019 年の出願件数の多い順とする。

表 2-1-1 各国（地域）・機関の出願件数の推移（2015 年～2019 年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015	合計値に対する割合 (2019年)
主要各国・機関		日本	JP	○	147,283	161,859	190,939	184,483	190,773	3.4%	29.5%
		米国	US	○	374,976	393,242	448,214	464,833	492,729	6.0%	31.4%
		EUIPO	EM	○	130,457	135,380	146,452	152,512	160,377	5.2%	22.9%
		英国	GB	○	58,627	65,710	83,984	95,203	107,527	12.9%	83.4%
		ドイツ	DE	○	68,975	69,391	72,048	70,532	73,633	4.4%	6.8%
		フランス	FR	○	94,917	91,798	94,174	98,299	102,513	4.3%	8.0%
		イタリア	IT	○	n/a	41,865	41,971	42,595	42,899	0.7%	2.5%
		スペイン	ES	○	53,113	54,731	52,041	55,374	53,701	-3.0%	1.1%
		スイス	CH	○	29,987	30,405	31,287	31,999	32,541	1.7%	8.5%
		中国	CN	○	2,774,807	3,757,191	5,904,240	7,387,065	7,995,344	8.2%	188.1%
		韓国	KR	○	198,374	181,606	182,918	200,341	221,507	10.6%	11.7%
		ブラジル	* BR	○	158,709	166,368	186,103	204,419	247,157	20.9%	55.7%
		ロシア	RU	○	61,477	64,762	73,510	76,062	87,509	15.0%	42.3%
		インド	IN	○	274,825	296,322	266,170	324,014	348,912	7.7%	27.0%
		メキシコ	* MX	○	120,443	128,921	139,052	141,580	145,916	3.1%	21.1%
欧州	EU 加盟国	オーストリア	AT	○	6,481	6,379	6,216	6,615	6,261	-5.4%	-3.4%
		ベネルクス	BX	○	24,618	24,336	24,419	23,572	23,246	-1.4%	-5.6%
		デンマーク	DK	○	4,865	4,353	4,300	4,100	4,207	2.6%	-13.5%
		フィンランド	FI	○	4,559	4,813	4,623	4,259	4,433	4.1%	-2.8%
		ギリシャ	GR	○	6,764	6,689	7,076	7,233	7,320	1.2%	8.2%
		アイルランド	IE	○	3,834	3,585	3,960	3,749	3,400	-9.3%	-11.3%
		ポルトガル	PT	○	18,509	18,695	20,408	21,328	21,510	0.9%	16.2%
		スウェーデン	SE	○	10,511	10,553	10,944	9,411	9,865	4.8%	-6.1%
		チェコ	CZ	○	10,394	9,639	9,909	9,647	9,623	-0.2%	-7.4%
		エストニア	EE	○	2,565	2,080	2,532	2,810	2,635	-6.2%	2.7%
		キプロス	* CY	○	1,617	2,092	2,300	2,362	2,154	-8.8%	33.2%
		ラトビア	LV	○	3,298	2,540	3,202	3,571	2,790	-21.9%	-15.4%
		リトアニア	LT	○	3,979	3,715	4,294	4,175	3,416	-18.2%	-14.1%
		ハンガリー	HU	○	5,124	5,361	5,843	5,451	5,284	-3.1%	3.1%
		マルタ	* MT		704	602	1,167	n/a	731	n/a	3.8%
		ポーランド	PL	○	16,176	16,629	16,995	16,105	16,573	2.9%	2.5%
	EU 非加盟国	スロベニア	SI	○	2,695	2,666	2,626	2,731	2,411	-11.7%	-10.5%
		スロバキア	SK	○	4,864	4,347	4,377	4,308	4,068	-5.6%	-16.4%
		ブルガリア	BG	○	6,172	5,918	6,107	5,815	5,387	-7.4%	-12.7%
		ルーマニア	RO	○	10,544	10,745	10,371	10,523	10,913	3.7%	3.5%
		クロアチア	HR	○	3,284	2,950	3,088	2,761	2,939	6.4%	-10.5%
		ウクライナ	UA	○	32,621	35,605	37,817	38,651	42,195	9.2%	29.3%
		ウズベキスタン	UZ	○	5,095	5,206	5,923	6,104	6,833	11.9%	34.1%
		カザフスタン	KZ	○	10,164	10,499	9,096	11,045	11,049	0.0%	8.7%
		ノルウェー	NO	○	16,630	15,702	17,303	16,494	15,939	-3.4%	-4.2%
		インドネシア	ID	○	47,544	62,939	68,105	74,728	62,021	-17.0%	30.4%
	A S E A N	タイ	# TH	○	52,344	51,613	42,711	54,127	47,399	-12.4%	-9.4%
		シンガポール	SG	○	23,317	22,758	24,154	25,970	26,550	2.2%	13.9%
		ベトナム	VN	○	43,643	49,153	48,095	54,437	62,102	14.1%	42.3%
		マレーシア	# MY	○	35,923	39,107	41,093	43,656	46,610	6.8%	29.7%
		フィリピン	PH	○	26,337	32,795	31,156	35,272	37,842	7.3%	43.7%
		ブルネイ	BN	○	n/a	1,168	1,651	1,978	2,000	1.1%	n/a
		カンボジア	# KH	○	n/a	6,783	7,597	8,278	9,225	11.4%	n/a
		ミャンマー	MM		n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
		ラオス	# LA	○	2,839	2,478	3,086	3,305	3,606	9.1%	27.0%
		台湾	TW		78,523	79,300	83,802	84,816	86,794	2.3%	10.5%
アジア	その他	香港	HK		39,179	36,181	37,630	40,331	36,980	-8.3%	-5.6%
		マカオ	* MO		13,140	11,507	13,135	16,474	15,391	-6.6%	17.1%
		バングラデシュ	* BD		12,809	12,405	13,090	12,080	12,435	2.9%	-2.9%
		パキスタン	* PK		28,056	36,126	38,425	37,981	38,332	0.9%	36.6%
		オーストラリア	AU	○	73,188	71,344	76,594	79,490	75,622	-4.9%	3.3%
		ニュージーランド	NZ	○	20,727	22,655	23,345	24,483	24,449	-0.1%	18.0%
	北米 中米 南米	カナダ	CA	○	52,461	54,665	58,913	62,158	68,161	9.7%	29.9%
		パナマ	PA		9,182	8,929	7,854	7,241	7,801	7.7%	-15.0%
		アルゼンチン	* AR		66,278	71,058	74,722	71,712	64,385	-10.2%	-2.9%
		ウルグアイ	UY		5,571	5,176	5,545	5,393	5,480	1.6%	-1.6%
		パラグアイ	* PY		22,145	23,508	24,331	24,269	22,756	-6.2%	2.8%
		チリ	CL		31,862	33,642	33,229	34,527	34,583	0.2%	8.5%
		ペルー	PE		26,354	25,577	26,996	29,972	35,247	17.6%	33.7%
		ベネズエラ	* VE		19,546	21,623	22,439	n/a	n/a	n/a	n/a
		コロンビア	CO	○	27,991	27,570	27,086	28,131	30,244	7.5%	8.0%
		トルコ	TR	○	110,679	107,176	121,108	120,008	134,353	12.0%	21.4%
	中近東	アラブ首長国連邦	* AE		21,415	18,777	19,042	18,450	18,686	1.3%	-12.7%
		サウジアラビア	* SA		18,254	n/a	33,325	31,892	37,669	18.1%	106.4%
		カタール	* QA		8,491	7,707	7,538	7,737	7,069	-8.6%	-16.7%
		イラン	IR	○	62,949	57,049	109,684	111,735	129,785	16.2%	106.2%
		イスラエル	IL	○	9,225	9,099	9,484	10,044	10,104	0.6%	9.5%
		ヨルダン	* JO		7,485	7,346	7,647	7,475	6,806	-8.9%	-9.1%
		オマーン	OM	○	8,976	11,346	13,298	13,450	13,101	-2.6%	46.0%
		南アフリカ	* ZA		37,129	38,169	38,283	39,136	37,371	-4.5%	0.7%
		ナイジェリア	* NG		n/a	n/a	23,879	20,725	18,658	-10.0%	n/a
		エジプト	EG	○	20,151	20,858	21,947	24,543	26,113	6.4%	29.6%
その他	アフリカ	アルジェリア	DZ	○	7,718	7,144	8,883	9,497	11,889	25.2%	54.0%
		モロッコ	MA	○	11,974	12,847	14,141	13,280	15,348	15.6%	28.2%
		チュニジア	TN	○	5,449	5,936	6,047	n/a	n/a	n/a	n/a
		OAPI	OA	○	5,120	6,077	5,889	6,434	6,511	1.2%	27.2%
		合計			5,857,011	6,974,841	9,412,978	11,047,346	11,857,698	7.3%	102.5%

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、スペイン（2015～2017年）、韓国、ブラジル（2015～2017年）、ロシア、オーストリア、デンマーク（2015年）、フィンランド、アイルランド（2015～2017年）、スウェーデン、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア（2015～2017年）、ハンガリー（2015～2017年）、ポーランド（2015～2017年）、スロバキア（2015～2018年）、ブルガリア（2015～2017年）、ルーマニア（2015～2017年）、クロアチア（2015～2017年）、ウクライナ、カザフスタン、ノルウェー（2015～2017年）、タイ（2015～2017年）、シンガポール（2015年）、ベトナム（2015～2017年）、マレーシア（2015～2017年）、台湾、香港、マカオ、バングラデシュ（2015～2017年）、オーストラリア、カナダ（2018～2019年）、チリ（2015～2017年）、トルコ、南アフリカ（2015～2018年）、モロッコ（2015～2017年）

②Clarivate Analytics のデータ：中国、キプロス、スロベニア、ラオス（2019年）、パラグアイ、カタール ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与しており、調査期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。 ②データが取得できなかった国については「n/a」としている。

③タイは2017年、カンボジアは2015年、ラオスは2016年に一出願多区分制が採用された。

④マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。

⑤イタリアは2015年のデータが取得できなかったため、2016年に対する2019年の増加率としている。

2. 各国（地域）・機関全体の登録件数の動向

2010 年から 2019 年までの主要各国・機関の登録件数の推移を図 2-1-3 と図 2-1-4 に、2015 年から 2019 年の各国（地域）・機関全体の登録件数の推移を表 2-1-2 に示す。

2010 年から 2019 年までの主要各国・機関の登録件数推移では、ほとんどの主要各国・機関において増加傾向が見られる。日本は、2010 年以降 100,000 件を中心に増減を繰り返している。2014 年、2015 年は連続して減少を示していたが、2016 年に増加に転じた。その後、2017 年、2018 年と増加を続けたが、2019 年には再び減少に転じている。中国の登録件数は、2011 年に大幅に減少し、その後緩やかな減少を続けたが、2014 年、2015 年に大幅な増加を示している。その後も 2019 年まで非常に大幅な増加を続けている。特に 2018 年の登録件数の増加が際立っている。2014 年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から 9 ヶ月以内と定めており、これに向けての数々の対策を実施したことが 2014 年以降の登録件数の大幅な増加の要因となっているものと考えられ、2017 年以降の登録件数の大幅な増加に繋がっているものと考えられる。

2010 年から 2019 年までの主要各国・機関の登録区分数推移では、ほとんどの主要各国・機関において増加傾向が見られる。日本は、2010 年から 2019 年までの間に前年よりも減少を示している年があるものの概ね増加傾向を示している。2018 年には最近 10 年間で最も多い登録区分数まで増加をしている。中国の登録区分数は、2011 年に大幅に減少した後、2019 年まで大幅な増加を続けている。特に 2018 年、2019 年の登録区分数の増加が際立っている。2014 年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から 9 ヶ月以内と定めており、これに向けての数々の対策を実施したことが 2014 年以降の登録件数の大幅な増加の要因となっているものと考えられ、これに伴って登録区分数も増加したのと考えられる。

図 2-1-3 主要各国・機関の登録件数の推移
(2010 年～2019 年)

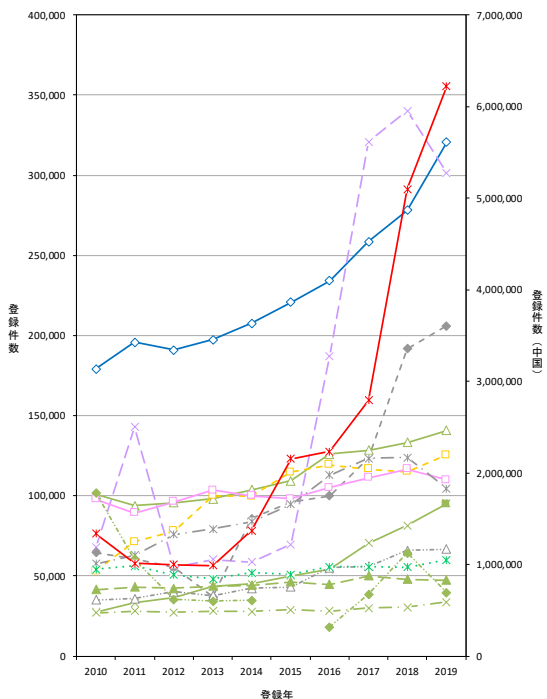
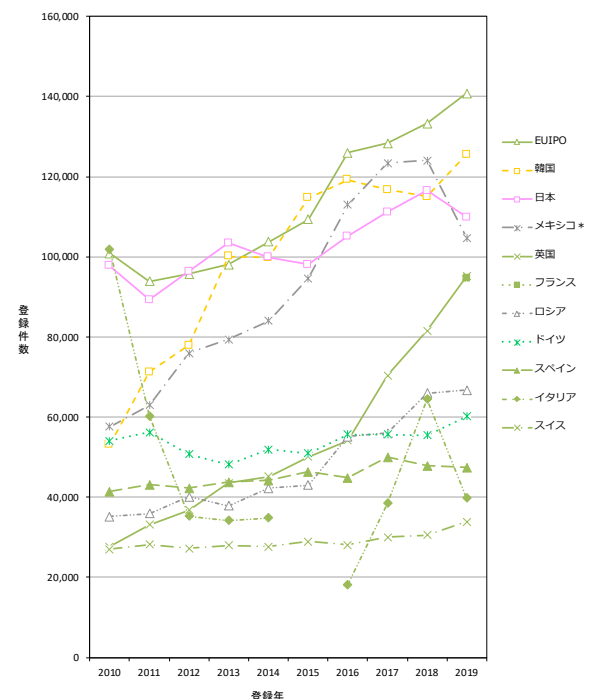


図 2-1-4 図 2-1-3 の拡大図（2019 年の年間登録件数 16 万件以下の国・機関の推移）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、韓国、ロシア、メキシコ ②Clarivate Analytics のデータ：中国（2014～2019 年） ③WIPO の統計資料：上記以外
備考：凡例の表示は 2019 年の商標出願登録件数の多い順とする。

表 2-1-2 各国（地域）・機関の登録件数の推移（2015 年～2019 年）

		国 コード	マドリード 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015	合計値に対する割合 (2019年)
主要各国・機関	日本	JP	○	98,085	105,207	111,180	116,547	109,859	-5.7%	12.0%	87.9%
	米国	US	○	220,878	234,262	258,488	278,197	320,562	15.2%	45.1%	
	EUIPO	EM	○	109,338	125,973	128,324	133,306	140,762	5.6%	28.7%	
	英国	GB	○	50,079	54,222	70,362	81,555	95,162	16.7%	90.0%	
	ドイツ	DE	○	50,971	55,702	55,640	55,421	60,153	8.5%	18.0%	
	フランス	FR	○	n/a	n/a	n/a	n/a	94,691	n/a	n/a	
	イタリア	IT	○	n/a	18,186	38,464	64,444	39,749	-38.3%	118.6%	
	スペイン	ES	○	46,331	44,788	49,995	47,870	47,447	-0.9%	2.4%	
	スイス	CH	○	28,908	28,122	30,023	30,517	33,838	10.9%	17.1%	
	中国	CN	○	2,155,697	2,235,733	2,790,940	5,096,596	6,221,330	22.1%	188.6%	
	韓国	KR	○	114,746	119,255	116,704	115,025	125,594	9.2%	9.5%	
	ブラジル	* BR	○	96,050	99,938	123,362	191,813	206,051	7.4%	114.5%	
欧州	ロシア	RU	○	43,042	55,191	56,030	66,006	66,707	1.1%	55.0%	
	インド	IN	○	69,660	187,246	320,776	340,183	301,609	-11.3%	333.0%	
	メキシコ	* MX	○	94,639	113,018	123,366	124,023	104,705	-15.6%	10.6%	
	EU 加盟国	オーストリア	AT	○	4,871	4,702	4,513	5,645	5,172	-8.4%	6.2%
		ベネルクス	BX	○	22,321	21,333	21,709	19,569	21,752	11.2%	-2.5%
		デンマーク	DK	○	4,294	3,924	4,183	4,061	3,492	-14.0%	-18.7%
		フィンランド	FI	○	4,319	3,681	4,114	3,927	3,685	-6.2%	-14.7%
		ギリシャ	GR	○	6,025	5,336	4,366	4,634	1,377	-70.3%	-77.1%
		アイルランド	IE	○	2,739	2,782	2,758	2,840	2,948	3.8%	7.6%
		ポルトガル	PT	○	16,006	14,812	17,659	16,405	18,934	15.4%	18.3%
		スウェーデン	SE	○	8,404	7,760	6,349	7,085	6,851	-3.3%	7.0%
		チェコ	CZ	○	9,237	8,464	8,341	7,833	8,868	13.2%	-4.0%
		エストニア	EE	○	2,416	1,951	1,768	2,179	2,471	13.4%	2.3%
		キプロス	* CY	○	793	1,270	1,311	1,112	935	-15.9%	17.9%
		ラトビア	LV	○	2,693	2,247	2,894	2,941	2,945	0.1%	9.4%
		リトアニア	LT	○	3,729	3,619	3,940	4,217	3,290	-22.0%	-11.8%
		ハンガリー	HU	○	4,273	4,030	4,570	4,918	4,584	-6.8%	7.3%
		マルタ	* MT	○	793	578	900	n/a	537	n/a	-32.3%
		ポーランド	PL	○	10,709	10,358	17,963	14,124	13,338	-5.6%	24.5%
		スロベニア	SI	○	1,250	1,112	1,275	1,256	1,163	-7.4%	-7.0%
		スロバキア	SK	○	2,620	2,806	2,107	2,489	3,961	59.1%	51.2%
	ブルガリア	BG	○	3,948	4,675	5,853	5,428	4,948	-8.8%	25.3%	
	ルーマニア	RO	○	7,802	8,101	6,760	8,219	8,194	-0.3%	5.0%	
	クロアチア	HR	○	3,183	2,627	2,759	2,839	2,533	-10.8%	-20.4%	
	EU 非加盟国	ウクライナ	UA	○	12,388	13,618	15,248	15,877	17,322	9.1%	39.8%
		ウズベキスタン	UZ	○	4,564	3,951	4,690	4,517	5,139	13.8%	12.6%
カザフスタン		KZ	○	9,859	10,074	7,748	9,522	9,642	1.3%	-2.2%	
ノルウェー		NO	○	13,541	13,294	12,228	15,751	15,802	0.3%	16.7%	
インドネシア		ID	○	36,960	17,841	n/a	31,090	31,733	2.1%	-14.1%	
タイ		# TH	○	21,177	35,811	37,260	34,023	34,056	0.1%	60.8%	
アジア	シンガポール	SG	○	25,789	24,605	22,992	23,311	28,092	20.5%	8.9%	
	ベトナム	VN	○	18,340	18,040	19,401	27,264	38,985	43.0%	112.6%	
	マレーシア	# MY	○	28,800	32,806	33,225	34,566	19,491	-43.6%	-32.3%	
	フィリピン	PH	○	21,963	25,934	23,570	25,631	29,433	14.8%	34.0%	
	ブルネイ	BN	○	n/a	1,083	1,515	1,962	1,989	1.4%	n/a	
	カンボジア	# KH	○	n/a	5,943	6,232	6,782	7,749	14.3%	n/a	
	ミャンマー	MM	○	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	
	ラオス	# LA	○	3,257	2,947	3,688	2,612	n/a	n/a	n/a	
	その他	台湾	TW	○	62,993	68,177	74,226	71,809	70,785	-1.4%	12.4%
		香港	HK	○	37,476	35,504	35,488	34,970	33,371	-4.6%	-11.0%
		マカオ	* MO	○	12,129	11,021	11,484	14,450	15,607	8.0%	28.7%
		バングラデシュ	* BD	○	4,522	3,321	4,464	3,600	2,599	-27.8%	-42.5%
		パキスタン	* PK	○	9,628	12,649	12,112	25,498	23,885	-6.3%	148.1%
		オーストラリア	AU	○	47,153	49,686	57,865	59,984	58,641	-2.2%	24.4%
	オセアニア	ニュージーランド	NZ	○	20,099	19,128	21,900	23,195	23,482	1.2%	16.8%
		北米 中米 南米	カナダ	CA	○	31,507	34,306	28,621	24,360	55,979	129.8%
パナマ			PA	○	8,618	5,085	10,013	8,194	8,451	3.1%	-1.9%
アルゼンチン			* AR	○	50,719	59,065	36,494	33,204	63,863	92.3%	25.9%
ウルグアイ			UY	○	3,736	2,840	3,400	4,791	4,780	-0.2%	27.9%
パラグアイ			* PY	○	8,994	15,069	15,747	24,195	22,621	-6.5%	151.5%
チリ			CL	○	26,903	25,734	24,949	21,300	25,952	21.8%	-3.5%
ペルー			PE	○	21,002	21,407	26,785	26,283	30,111	14.6%	43.4%
ベネズエラ			* VE	○	7,448	11,359	14,142	n/a	n/a	n/a	n/a
コロンビア		CO	○	29,710	18,491	22,087	25,513	23,157	-9.2%	-22.1%	
その他		トルコ	TR	○	83,027	97,085	85,573	105,996	83,409	-21.3%	0.5%
		アラブ首長国連邦	* AE	○	17,092	16,727	26,149	22,422	21,543	-3.9%	26.0%
		サウジアラビア	* SA	○	18,631	n/a	n/a	n/a	22,480	n/a	20.7%
		カタール	* QA	○	4	4	6	n/a	3	n/a	-25.0%
		イラン	IR	○	20,416	28,288	33,890	34,224	33,608	-1.8%	64.6%
		イスラエル	IL	○	n/a	8,629	9,550	11,812	11,463	-3.0%	n/a
	ヨルダン	* JO	○	7,487	6,486	4,351	5,253	7,827	49.0%	4.5%	
	オマーン	OM	○	6,308	6,032	9,255	7,833	8,626	10.1%	36.7%	
	南アフリカ	* ZA	○	27,206	11,281	14,276	31,992	30,761	-3.8%	13.1%	
	ナイジェリア	* NG	○	n/a	10,300	7,588	6,812	8,329	22.3%	n/a	
アフリカ	エジプト	EG	○	10,619	9,843	9,118	12,271	14,295	16.5%	34.6%	
	アルジェリア	DZ	○	5,374	4,977	8,691	6,376	8,796	38.0%	63.7%	
	モロッコ	MA	○	10,823	10,273	12,910	11,643	13,586	16.7%	25.5%	
	チュニジア	TN	○	6,210	6,214	6,891	n/a	n/a	n/a	n/a	
	OAPI	OA	○	n/a	n/a	6,057	6,842	6,982	2.0%	n/a	
	合計			4,091,321	4,407,939	5,221,625	7,760,954	9,064,622	16.8%	121.6%	

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、韓国、ロシア、メキシコ、オーストラリア、デンマーク（2015 年）、アイルランド（2015～2017 年）、スウェーデン、チェコ、エストニア、ラトビア、ポーランド（2015～2017 年）、スロバキア、ウクライナ、カザフスタン、ノルウェー（2015～2017 年）、タイ（2015～2017 年）、シンガポール（2015 年）、ベトナム（2015～2017 年）、マレーシア（2015～2017 年）、フィリピン（2015～2017 年）、台湾、香港、バングラデシュ（2015～2017 年）、パキスタン（2015～2017 年）、オーストラリア、カナダ（2018～2019 年）、トルコ、ヨルダン（2015～2016 年）
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国、ギリシャ、キプロス、スロベニア、パラグアイ、カタール
 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与しており、調査期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。 ②データが取得できなかった国については「n/a」としている。
 ③タイは 2017 年、カンボジアは 2015 年、ラオスは 2016 年に一出願多区分制が採用された。
 ④マドリード協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。
 ⑤イタリアは 2015 年のデータが取得できなかったため、2016 年に対する 2019 年の増加率としている。

3. 国際登録出願の出願動向

2010 年から 2019 年までの国際登録出願件数の推移を表 2-1-3 と図 2-1-5 に、2019 年に国際登録出願を受け付けた官庁（受理官庁）別の国際登録出願件数ランキングを表 2-1-4 に示す。また、2010 年から 2019 年までの国際登録出願指定国件数の推移を表 2-1-5 と図 2-1-6 に、2019 年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）別の国際登録出願指定国件数ランキングを表 2-1-6 に示す。

国際登録出願件数は、2010 年以降は継続して増加を示しており、特に 2016 年と 2018 年に大きな増加を示している。マドリッド協定議定書への加盟国も増加しており、2018 年にはインドネシア、アフガニスタン、マラウィが加盟し、2019 年にはサモア、カナダ、ブラジル、マレーシアが新たに加盟している。2021 年にはトリニダード・トバゴが加盟することが発表されており、マドリッド協定議定書への加盟国は 107 ヶ国となる。

国際登録出願指定国件数は、2014 年、2015 年は横ばいで推移しているが、概ね 2010 年以降は 2019 年まで増加傾向を示しており、特に 2018 年には大幅な増加を示している。国際登録出願 1 件当たりの指定国件数は、2014 年から 2017 年まで減少を続けていたが、2018 年に増加に転じ 2019 年も増加を続けている。

2019 年の国際登録出願件数ランキングは、第 1 位が米国、第 2 位が EUIPO、第 3 位が中国の順となっている。日本からの国際登録出願件数ランキングは第 7 位となっている。また、国際登録出願指定国件数ランキングでは、第 1 位が EUIPO、第 2 位が中国、第 3 位が米国であり、日本は第 4 位となっている。

主要国における国際登録出願件数の推移では、イタリア、メキシコ以外の主要国では増加傾向を示している。特に中国、米国では増加傾向が顕著に見られるが、中国では 2019 年は横ばいで推移している。主要国における国際登録出願の総指定国件数の推移では、ドイツ、フランス、イタリア、メキシコ以外の主要国では増加傾向を示しており、こちらも国際登録出願件数と同様に中国、米国の増加傾向が顕著に認められる。主要国における国際登録出願の一出願当たりの平均指定国件数では、中国が最も多く、次いでロシア、インドの順となっている。

表 2-1-3 国際登録出願件数の推移（2010 年～2019 年）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
国際登録出願件数	39,673	42,253	44,011	46,911	48,045	49,301	52,905	55,833	61,138	64,708
増加率		6.5%	4.2%	6.6%	2.4%	2.6%	7.3%	5.5%	9.5%	5.8%

図 2-1-5 国際登録出願件数とマドリッド協定議定書加盟国数の推移（2010 年～2019 年）

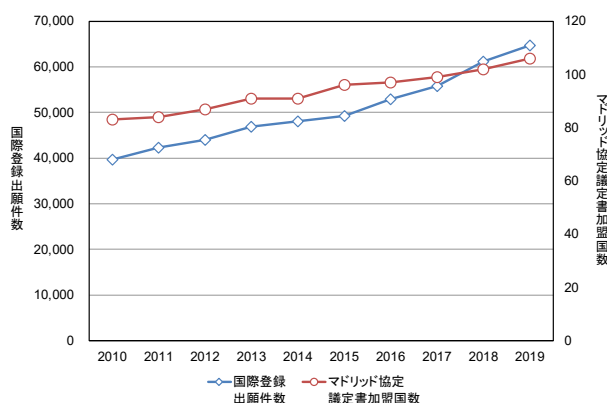


表 2-1-4 国際登録出願件数ランキング (2019 年)

	受理官庁	2015	2016	2017	2018	2019	合計	占有率	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
1	米国	7,492	7,855	7,998	8,955	10,218	42,518	15.8%	14.1%	36.4%
2	EUIPO	7,861	8,528	8,473	9,211	9,575	43,648	14.8%	4.0%	21.8%
3	中国	2,324	3,020	4,823	6,640	6,305	23,112	9.7%	-5.0%	171.3%
4	ドイツ	4,468	4,844	4,636	4,515	4,683	23,146	7.2%	3.7%	4.8%
5	フランス	3,637	3,797	3,843	4,128	4,019	19,424	6.2%	-2.6%	10.5%
6	スイス	2,937	2,906	3,025	3,034	3,353	15,255	5.2%	10.5%	14.2%
7	日本	2,167	2,279	2,413	3,171	3,163	13,193	4.9%	-0.3%	46.0%
8	英国	1,808	2,099	2,538	2,808	2,951	12,204	4.6%	5.1%	63.2%
9	オーストラリア	2,080	2,114	2,118	2,141	2,151	10,604	3.3%	0.5%	3.4%
10	イタリア	2,089	2,275	2,140	2,026	1,997	10,527	3.1%	-1.4%	-4.4%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
(<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=trademark>)

注：国際登録出願件数には事後指定を含む。

表 2-1-5 国際登録出願指定国件数の推移 (2010 年～2019 年)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
国際登録出願 指定国件数	319,392	339,933	347,746	379,543	384,805	383,331	407,041	425,217	470,065	506,355
増加率		6.4%	2.3%	9.1%	1.4%	-0.4%	6.2%	4.5%	10.5%	7.7%

図 2-1-6 国際登録出願指定国件数と一出願あたりの指定国件数の推移 (2010 年～2019 年)

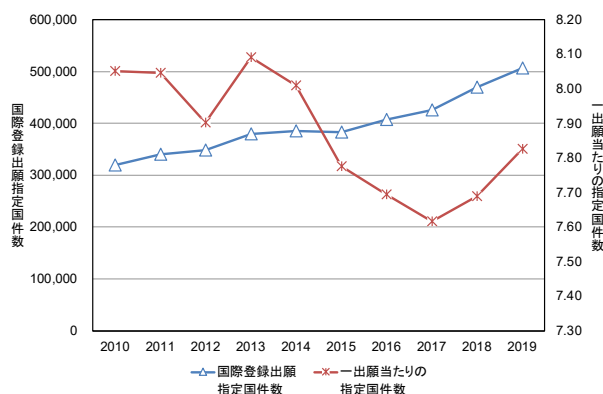


表 2-1-6 国際登録出願指定国件数ランキング (2019 年)

	指定国官庁	2015	2016	2017	2018	2019	合計	占有率	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
1	EUIPO	20,441	22,851	24,052	26,362	28,746	122,452	5.7%	9.0%	40.6%
2	中国	23,516	25,140	25,040	27,078	27,584	128,358	5.4%	1.9%	17.3%
3	米国	21,371	23,342	23,798	25,328	26,432	120,271	5.2%	4.4%	23.7%
4	日本	15,077	16,332	16,777	18,531	19,131	85,848	3.8%	3.2%	26.9%
5	ロシア	16,468	16,502	16,864	17,830	18,345	86,009	3.6%	2.9%	11.4%
6	オーストラリア	13,445	14,640	15,351	16,313	17,638	77,387	3.5%	8.1%	31.2%
7	英国	4,009	5,644	9,327	11,985	17,455	48,420	3.4%	45.6%	335.4%
8	スイス	13,991	15,309	15,275	16,213	16,694	77,482	3.3%	3.0%	19.3%
9	韓国	12,289	12,954	13,593	15,034	15,707	69,577	3.1%	4.5%	27.8%
10	インド	10,981	12,105	12,842	13,974	14,112	64,014	2.8%	1.0%	28.5%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
(<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=trademark>)

注：国際登録出願件数には事後指定を含む。

4. 出願から登録までの所要日数

(1) 登録年起算

2015 年から 2019 年までの各年に商標登録された案件について、その出願から登録までの平均所要日数及び出願から公告までの平均所要日数を表 2-1-7 と図 2-1-7 に示す。

中国は、2015 年から 2019 年まで大幅な減少を続けている。2014 年の商標法改正により出願審査期間を出願日から 9 ヶ月以内と明確化し、数々の対策を講じたことが、2016 年以降の継続的な登録所要日数の減少という結果をもたらしたものと考えられる。日本では、2015 年から 2019 年まで登録所要日数は増加を続けている。米国においては 2015 年以降短縮傾向が続いている。韓国では 2016 年まで減少を続けたが、2017 年には横ばいで推移し、2018 年、2019 年と増加を続けている。EUIPO は 2016 年に減少し、その後は横ばいで推移している。

表 2-1-7 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2015 年～2019 年）

		2015	2016	2017	2018	2019	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	出願～登録	181	207	238	287	332	○	有り	付与後／2ヶ月	140
米国	出願～登録	452	444	427	417	410	○	無し	付与前／30日	627
	出願～公告	250	249	243	241	233				
EUIPO	出願～登録	205	196	194	194	196	×	有り	付与前／3ヶ月	256
英国	出願～登録	120	118	109	113	105	×	有り	付与前／2ヶ月	95
ドイツ	出願～登録	107	91	82	81	76	×	有り	付与後／3ヶ月	90
フランス	出願～公告	92	89	86	90	83	×	無し	付与前／2ヶ月	80
イタリア	出願～登録	281	n/a	439	319	235	×	有り	付与前／3ヶ月	17
スペイン	出願～登録	144	165	177	179	207	×	有り	付与前／2ヶ月	46
スイス	出願～登録	109	125	124	153	153	×	有り	付与後／3ヶ月	63
	出願～公告	388	361	347	293	203				
中国	出願～登録	464	453	438	388	306	○	無し	付与前／3ヶ月	1,190
	出願～公告	388	361	347	293	203				
韓国	出願～登録	316	291	290	302	320	○	有り	付与前／2ヶ月	146
ブラジル	出願～登録	1,303	1,255	1,447	975	551	○	無し	付与前／60日	163
ロシア	出願～登録	607	549	431	380	293	○	有り	なし	179
インド	出願～登録	—	—	—	—	—	○	有り	付与前／4ヶ月	123
メキシコ	出願～登録	186	184	165	142	159	○	無し	付与前／1ヶ月	69

※相対的拒絶理由の審査

○—絶対的拒絶理由及び

相対的拒絶理由の

両方について審査を行う。

×—絶対的拒絶理由についてのみ
審査を行う。

※異議申し立て制度／期間

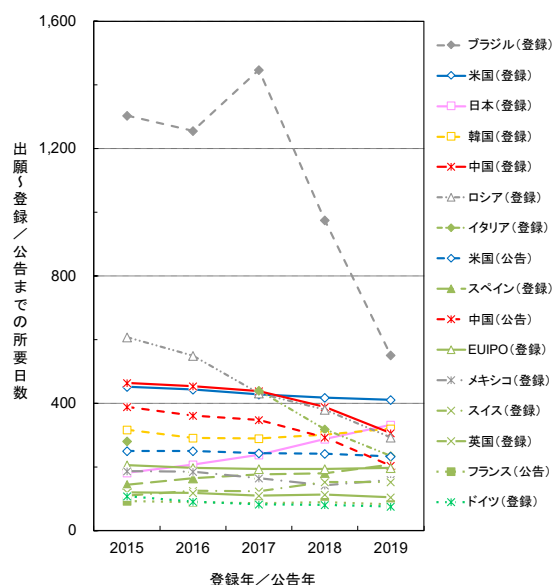
付与前—異議申し立て期間が

登録前に設定されている。

付与後—異議申し立て期間が

登録後に設定されている。

図 2-1-7 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2015 年～2019 年）



(2) 出願年起算

2015 年から 2019 年までの各年に商標出願された案件について、登録率、Pending 率を表 2-1-8 に示す。

当該年に出願された案件で、登録にも至らず、拒絶や出願却下、出願無効などの最終処分も確定していない案件の当該年の出願件数に対する割合（Pending 率）の調査結果からは、相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイスでは、2019 年の Pending 率は 10%以下又は 10%前後となっており、出願案件の大半が審査を完了していることが分かる。相対的拒絶理由の審査が実施される国では、2019 年の Pending 率が最も小さいのはメキシコであり、次いで米国、韓国、日本の順となっており商標出願された件数の 60%から 70%近くが審査を完了していることが分かる。一方、ブラジル、ロシア、インドでは Pending 率が 40%から 50%近くになっており、審査に要する期間が日本などよりも長期化している傾向があることが窺える。

表 2-1-8 出願年起算における商標出願から登録までの登録率、Pending 率（2015 年～2019 年）

		2015	2016	2017	2018	2019	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	登録率	87.85%	88.90%	87.32%	85.76%	59.37%	○	有り	付与後 / 2ヶ月	140
	Pending率	0.05%	0.05%	0.29%	2.72%	38.38%				
米国	登録率	60.92%	60.96%	59.60%	56.02%	43.03%	○	無し	付与前 / 30日	627
	Pending率	0.61%	1.80%	6.47%	13.34%	34.36%				
EUIPO	登録率	90.71%	89.30%	89.38%	88.53%	85.45%	×	有り	付与前 / 3ヶ月	256
	Pending率	0.35%	0.67%	1.39%	3.03%	7.83%				
英国	登録率	84.51%	85.34%	85.63%	87.23%	87.08%	×	有り	付与前 / 2ヶ月	95
	Pending率	0.50%	1.39%	1.70%	0.41%	1.48%				
ドイツ	登録率	67.55%	69.37%	69.43%	70.94%	72.14%	×	有り	付与後 / 3ヶ月	90
	Pending率	0.14%	0.21%	0.40%	0.81%	2.97%				
フランス	登録率	92.21%	90.99%	91.41%	91.39%	89.80%	×	無し	付与前 / 2ヶ月	80
	Pending率	0.29%	0.56%	0.89%	1.85%	4.97%				
イタリア	登録率	87.24%	94.35%	94.16%	92.69%	85.01%	×	有り	付与前 / 3ヶ月	17
	Pending率	12.76%	5.55%	5.84%	7.31%	14.99%				
スペイン	登録率	87.99%	87.88%	88.21%	88.15%	88.20%	×	有り	付与前 / 2ヶ月	46
	Pending率	0.20%	0.28%	0.24%	0.24%	1.05%				
スイス	登録率	89.11%	89.19%	87.25%	86.10%	85.11%	×	有り	付与後 / 3ヶ月	63
	Pending率	0.08%	0.19%	0.54%	1.28%	5.74%				
中国	登録率	79.44%	78.99%	73.95%	68.88%	64.18%	○	無し	付与前 / 3ヶ月	1,190
	Pending率	20.22%	20.82%	25.94%	31.06%	35.70%				
韓国	登録率	65.11%	67.92%	67.96%	67.50%	49.46%	○	有り	付与前 / 2ヶ月	146
	Pending率	0.06%	0.43%	2.50%	3.23%	38.17%				
ブラジル	登録率	49.98%	52.07%	53.86%	56.47%	51.68%	○	無し	付与前 / 60日	163
	Pending率	23.18%	24.21%	26.69%	29.20%	42.74%				
ロシア	登録率	70.41%	69.09%	72.49%	75.95%	56.95%	○	有り	なし	179
	Pending率	29.27%	30.66%	27.36%	23.96%	43.03%				
インド	登録率	57.57%	59.01%	60.23%	56.61%	49.50%	○	有り	付与前 / 4ヶ月	123
	Pending率	24.67%	24.42%	24.93%	32.11%	48.25%				
メキシコ	登録率	78.54%	78.03%	70.34%	68.05%	65.74%	○	無し	付与前 / 1ヶ月	69
	Pending率	21.27%	21.64%	29.58%	31.83%	34.26%				

出典：①登録率、Pending 率は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。

②商標審査官人数については、

日本は 2019 年の特許行政年次報告書、米国は FY2019 の年次報告書、

インドは 2018-2019 の年次報告書より取得している。

EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2019 年の統計情報より取得している。

その他の国については、特許庁ホームページ「諸外国の制度概要（個別）」（2020 年 9 月 18 日更新）より取得しているが、2018 年以前のデータが含まれている可能性もある。

備考：①登録率は該当年に出願された案件の内、登録になった案件の割合を示している。

日本の登録率を算出する際に使用した各年の出願件数には出願却下となった案件は含まれていない。

②Pending 率は、該当年の出願件数に占める審査待ち・審査中の案件の割合を示す。

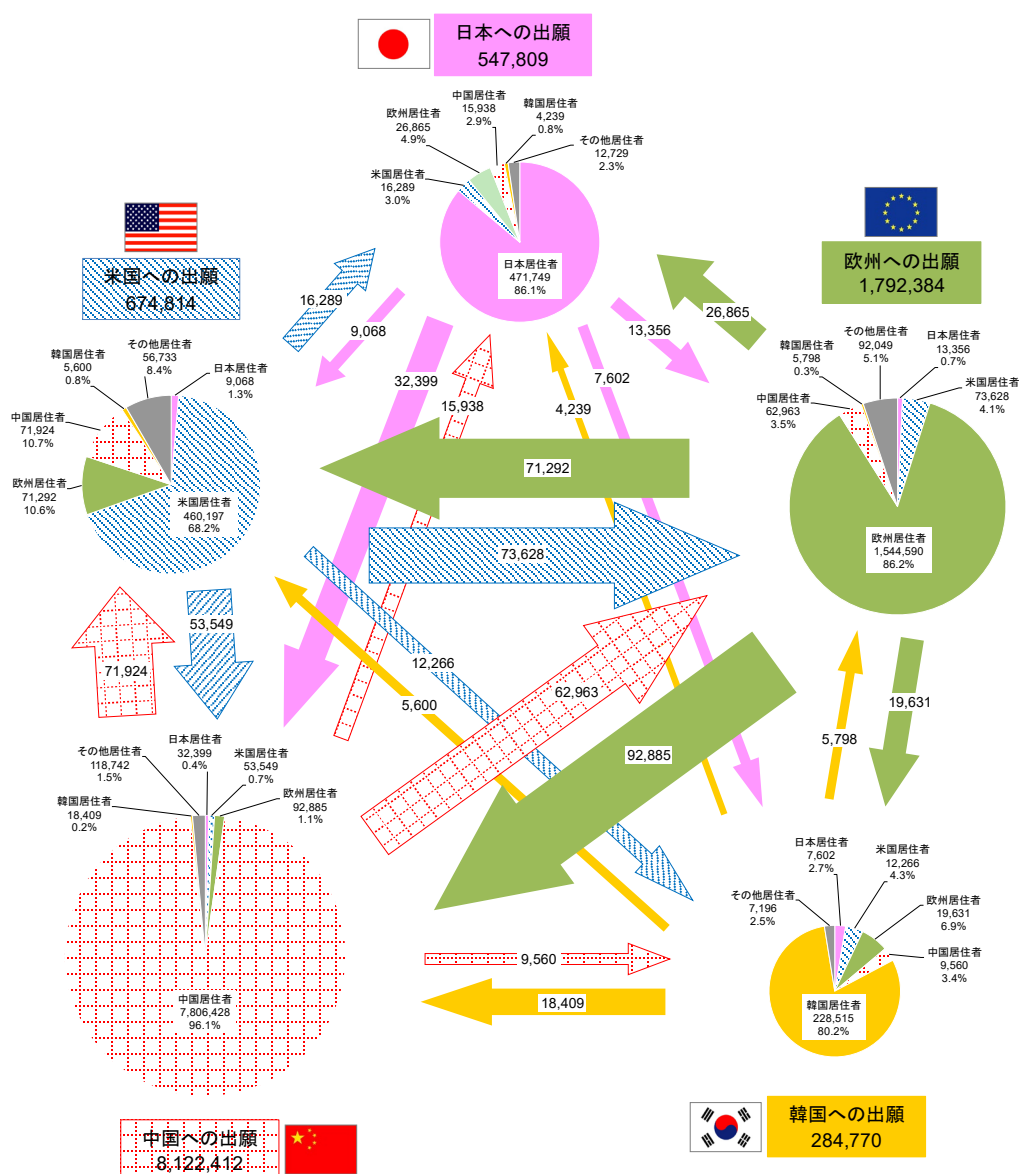
③調査は 2020 年 10 月末時点のデータを使用して実施した結果である。

5. 日米欧中韓間の出願人居住地別の出願区分数の相関関係

2019 年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の出願区分数の関係を図 2-1-8 に示す。（欧州は EU 加盟国及びスイスの出願件数の合計）

日本居住者からは自国を除くと中国への出願区分数が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。米国居住者については、自国を除くと欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州居住者については、自国を除くと中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国居住者からは自国を除くと米国への出願区分数が多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている。また、中国居住者は自国への出願区分数に比べ、他国への出願区分数は非常に少ない。韓国居住者については、自国を除くと中国への出願区分数が最も多く、次いで欧州、米国となっており、日本への出願区分数が最も少なくなっている。

図 2-1-8 日米欧中韓間の出願区分数の関係（2019 年）



出典：①日本、米国、韓国：WIPO の統計資料 ②中国：Clarivate Analytics のデータ
 ③欧州：英国、オーストリア、エストニアは各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書、ギリシャ、アイルランド、キプロス、スロベニアは Clarivate Analytics のデータ、
 上記以外の国は WIPO の統計資料

備考：欧州は EUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの出願区分数の合計を示し、
 欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの出願区分数の合計を示す。

6. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2019 年のニース国際分類の区分別出願区分数で最も多いのは第 35 類であり、次いで第 9 類、第 41 類、第 25 類の順となっている。国別にみると、米国、EUIPO、英国で第 9 類が最も多く、日本、ドイツ、フランス、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア及びメキシコでは第 35 類が最も多く、イタリア、スペインでは第 41 類が最も多く、インドでは第 5 類が最も多い。

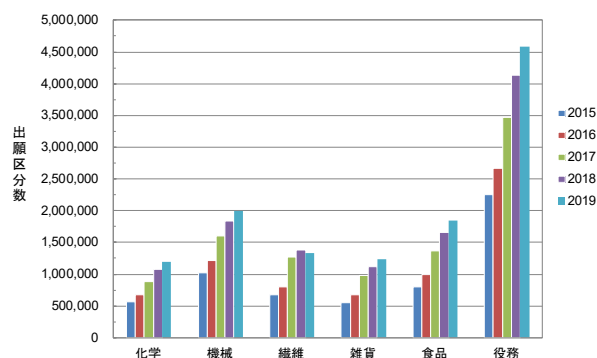
7. 産業分野別の商標出願状況

(1) 主要各国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移

2015 年から 2019 年までの主要各国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移を図 2-1-9 に示す。

役務分野が最も多く、次いで機械分野、食品分野、繊維分野、雑貨分野、化学分野の順となっている。2015 年から 2019 年にかけて、繊維分野以外のすべての分野において出願区分数は増加を続けており、繊維分野においても 2019 年は前年の出願区分数よりも減少を示したが概ね増加傾向を示している。

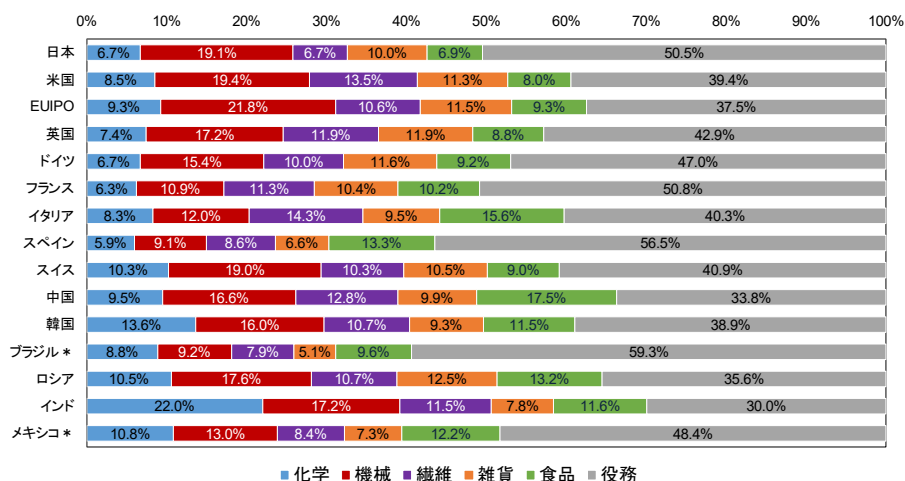
図 2-1-9 主要各国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移 (2015 年～2019 年)



(2) 主要各国・機関における産業分野の出願区分数割合

2015 年から 2019 年までの主要各国・機関における産業分野の出願区分数割合を図 2-1-10 に示す。全ての国・機関で役務分野の割合が最も高くなっている。次に高い割合を示す分野は、フランスでは繊維、イタリア、スペイン、中国、ブラジルでは食品、インドでは化学となっており、その他の国・機関では機械分野となっている。国別にみると役務分野の割合が最も高いのはブラジルであり、次いでスペイン、フランスの順となっている。食品分野は中国、イタリア、スペイン及びロシアで比較的高い割合を示している。インドでは化学分野の割合が高くなっている。

図 2-1-10 主要各国・機関における産業分野別の出願区分数の割合 (2015 年～2019 年の累計)



出典：
 ①各国(地域)の知的財産権庁・機関の年次報告書:日本、英国、韓国(2019年)
 ②Clarivate Analytics のデータ:中国
 ③WIPO の統計資料:上記以外

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

日本の出願区分数合計は、2017年まで増加を続けた後、2018年に減少に転じたが2019年には再び増加に転じている。自国出願区分数についても、2017年まで増加を続けた後、2018年には大きく減少したが2019年には増加に転じている。一方で、他国出願区分数については2019年まで増加を続けている。

2019年の日本への出願人居住地別出願区分数の合計は546,244である。それを出願人居住地別でみると、日本居住者が86.4%（471,749）と大半を占め、次いで米国居住者の3.0%（16,289）、中国居住者の2.9%（15,938）となっている。欧州居住者の中ではドイツ居住者の1.1%（6,129）が最も多くなっている。

2019年の日本における産業分野別の出願区分数の割合では、最も出願区分数が多いのは、役務分野であり、次いで機械分野、雑貨分野と続いており、化学分野、食品分野、繊維分野が他の産業分野よりも比較的少なくなっている。

図 2-2-1 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）

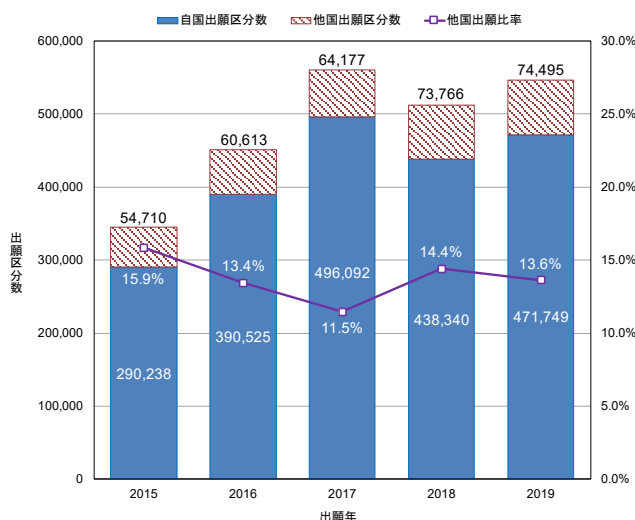


図 2-2-2 日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）

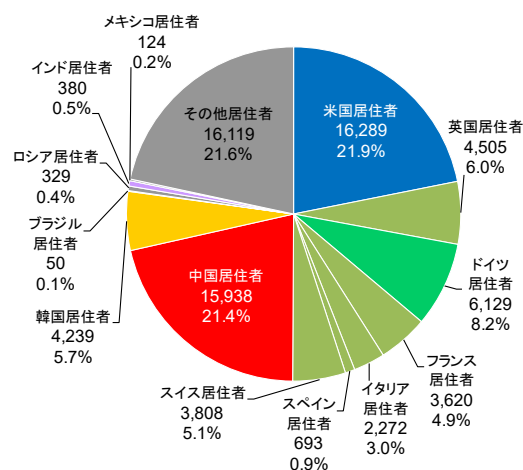


図 2-2-3 日本における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）

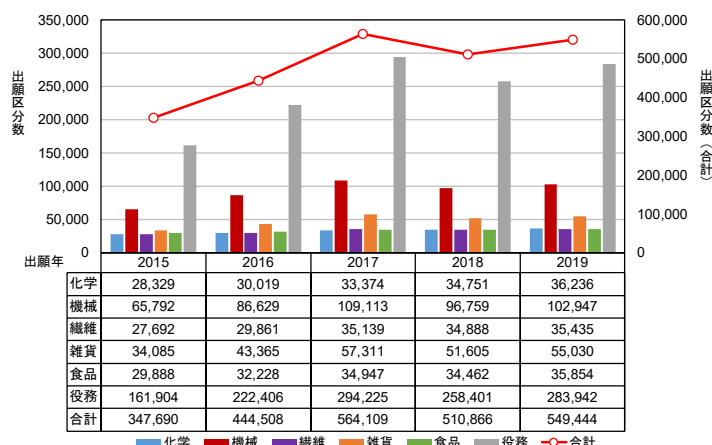
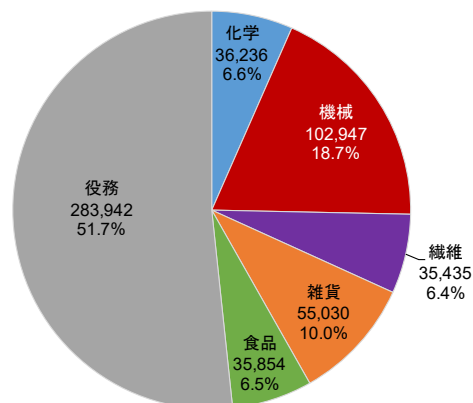


図 2-2-4 日本における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）



日本居住以外の主要国居住者による日本への出願件数の合計は、2016年に中国以外の主要国居住者からの出願が減少したことで、若干の減少をしたものの、概ね増加傾向を示している。2019年は、中国居住者からの出願件数が大きく増加しており、米国居住者、英国居住者、スペイン居住者、韓国居住者、ロシア居住者、インド居住者、メキシコ居住者からの出願件数も増加を示している。

日本居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数合計は年々増加傾向にある。特に中国への出願件数は2015年から2019年にかけて常に最多である。また、2017年から2018年の主要各国・機関全体における出願の増加件数が約6,000件であるのに対し、中国への出願の増加件数は約5,000件であり、他国への出願件数合計に対する中国の影響は大きいといえる。そのほかに、過去5年間の出願件数が多い国・機関は韓国、米国、EUIPOである。欧州ではEUIPOへの出願が多く、EU加盟の主要国への出願は少ないが、その中でも英国への出願件数の増加が顕著に見られる。

表 2-2-1 主要国居住者による日本への出願件数の推移（2015年～2019年）

	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
日本居住者	自国出願人						
米国居住者	8,777	7,739	8,789	8,786	8,800	0.2%	0.3%
英国居住者	1,502	1,313	1,597	1,530	1,647	7.6%	9.7%
ドイツ居住者	2,333	2,141	2,384	2,557	2,437	-4.7%	4.5%
フランス居住者	1,705	1,461	1,808	1,786	1,752	-1.9%	2.8%
イタリア居住者	1,271	1,175	1,346	1,292	1,281	-0.9%	0.8%
スペイン居住者	429	391	440	416	477	14.7%	11.2%
スイス居住者	1,593	1,359	1,451	1,676	1,641	-2.1%	3.0%
中国居住者	2,616	4,530	8,464	10,820	12,508	15.6%	378.1%
韓国居住者	2,145	2,027	2,264	2,413	2,973	23.2%	38.6%
ブラジル居住者	55	51	48	43	30	-30.2%	-45.5%
ロシア居住者	136	85	137	138	167	21.0%	22.8%
インド居住者	93	51	76	77	199	158.4%	114.0%
メキシコ居住者	77	75	53	53	66	24.5%	-14.3%
合計	22,732	22,398	28,857	31,587	33,978	7.6%	49.5%

表 2-2-2 日本居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定締定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国 ・ 機関	日本	JP	○	自 国								
	米国	US	○	3,585	3,555	3,882	4,083	4,231	19,336	3.6%	18.0%	
	EUIPO	EM	○	2,399	2,489	2,618	2,744	2,895	13,145	5.5%	20.7%	
	英国	GB	○	202	285	514	661	1,134	2,796	71.6%	461.4%	
	ドイツ	DE	○	187	165	199	194	200	945	3.1%	7.0%	
	フランス	FR	○	191	191	227	229	212	1,050	-7.4%	11.0%	
	イタリア	IT	○	n/a	124	152	119	138	533	16.0%	11.3%	
	スペイン	ES	○	83	73	103	70	84	413	20.0%	1.2%	
	スイス	CH	○	523	528	519	535	519	2,624	-3.0%	-0.8%	
	中国	CN	○	13,849	14,991	18,105	23,397	28,796	99,138	23.1%	107.9%	
	韓国	KR	○	2,962	3,247	3,339	3,883	3,512	16,943	-9.6%	18.6%	
	ブラジル	* BR	○	1,184	1,128	1,144	1,222	1,189	5,867	-2.7%	0.4%	
	ロシア	RU	○	791	807	836	903	886	4,223	-1.9%	12.0%	
	インド	IN	○	1,142	1,282	1,186	1,258	1,110	5,978	-11.8%	-2.8%	
メキシコ	* MX	○	937	806	905	861	906	4,415	5.2%	-3.3%		
合計				28,035	29,671	33,729	40,159	45,812	177,406	14.1%	63.4%	

表 2-2-3 日本居住の出願人による2019年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移（2015年～2019年）（上位10ヶ国・機関）

2019 順位	出願先国（地域）・機関	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
1	中国	13,849	14,991	18,105	23,397	28,796	99,138	23.1%	107.9%
2	台湾	3,546	3,735	3,952	4,779	4,715	20,727	-1.3%	33.0%
3	米国	3,585	3,555	3,882	4,083	4,231	19,336	3.6%	18.0%
4	韓国	2,962	3,247	3,339	3,883	3,512	16,943	-9.6%	18.6%
5	タイ#	3,419	2,938	2,977	3,832	3,104	16,270	-19.0%	-9.2%
6	マレーシア#	2,636	2,407	2,839	2,728	2,971	13,581	8.9%	12.7%
7	EUIPO	2,399	2,489	2,618	2,744	2,895	13,145	5.5%	20.7%
8	香港	2,158	2,350	2,524	3,076	2,860	12,968	-7.0%	32.5%
9	インドネシア	1,260	1,716	2,122	1,981	2,343	9,422	18.3%	86.0%
10	シンガポール	1,684	1,763	1,933	2,191	2,095	9,666	-4.4%	24.4%

日本居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が76.4%を占めており、国際登録出願は23.6%に止まっている。これを各国別にみると、スイス、ロシア、インドへは60%以上、EUIPO、EU加盟の主要国へは50%以上が国際登録出願である。一方、中国への出願は、90%以上が直接出願を利用している。EU加盟の主要国では、英国への出願は他のEU加盟の主要国に比べ直接出願の利用が多い。

図 2-2-5 日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）

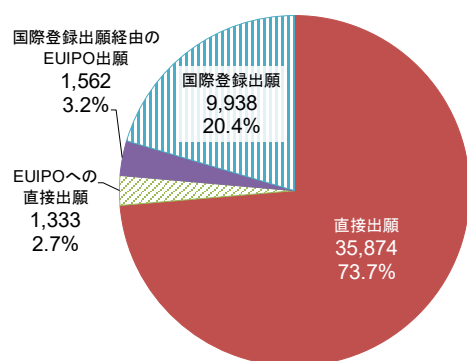
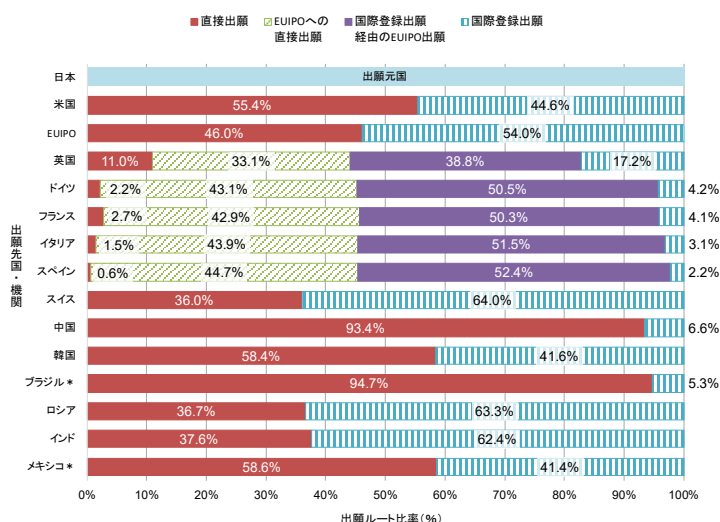


図 2-2-6 日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）



日本における出願件数及び出願区分数と出願人数の関連においては、出願人数は2019年まで増加し続け、2019年には2015年の約1.34倍となり73,000人を超えた。出願件数は、2017年まで増加を続けた後、2018年は減少に転じたが、2019年には再び増加に転じており、2015年の出願件数の約1.29倍となっている。出願人数の増加が総出願件数の増加の要因であることは明らかであるが、最近の5年間の動向からは、出願人数の増加率と総出願件数の増加率が近い数値となっている。これは、一人当たりの平均出願件数がほとんど変動していないことを示している。出願区分数は、2017年まで増加を続けた後、2018年は減少に転じたが、2019年には再び増加に転じており、2015年の出願区分数の約1.58倍となっている。出願人一人当たりの平均出願区分数は出願区分数の動向と同様の動向を示しており、2019年には2015年の出願人一人当たりの平均出願区分数の約1.18倍となっている。

表 2-2-4 日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2015年～2019年）

	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 (2019/2018)	増加率 (2019/2015)
出願人数	54,391	59,564	69,433	71,007	73,051	2.88%	34.31%
出願件数	146,975	164,844	190,707	185,131	190,119	2.69%	29.35%
出願区分数	346,500	453,131	563,684	513,510	547,273	6.57%	57.94%
出願人一人当たりの平均出願件数	2.70	2.77	2.75	2.61	2.60	-0.18%	-3.69%
出願人一人当たりの平均出願区分数	6.37	7.61	8.12	7.23	7.49	3.59%	17.60%

2. 米国

米国の自国出願区分数、他国出願区分数は、どちらも2015年以降増加を続けている。米国における他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、英国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願は、各年とも中国への出願件数が最も多く、2019年は次いでEUIPO、メキシコ、ブラジル、日本の順となっている。

図 2-2-7 米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）

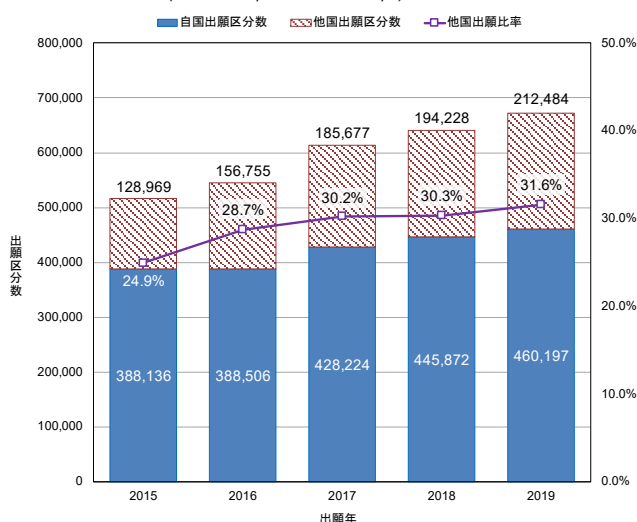


図 2-2-8 米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）

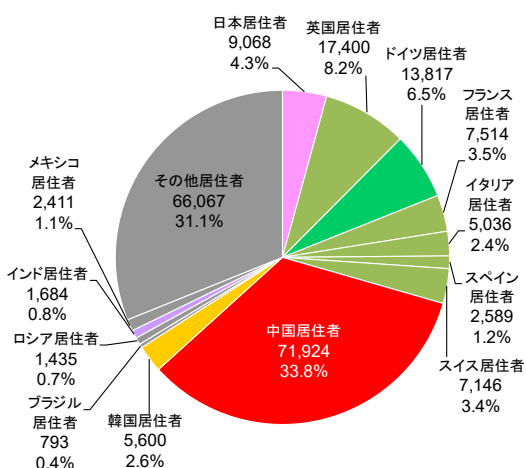


図 2-2-9 米国における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）

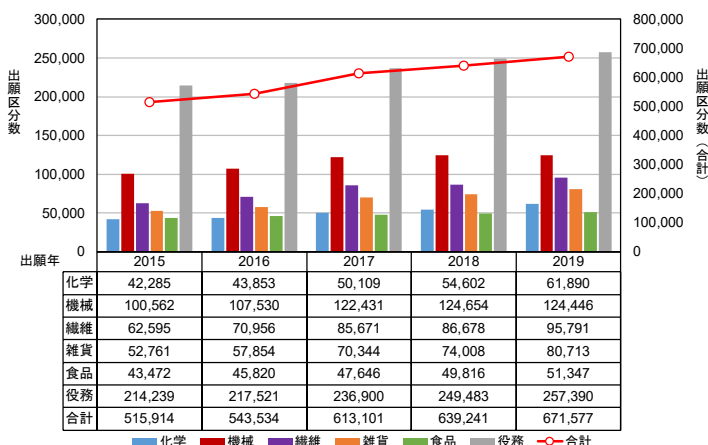


図 2-2-10 米国における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）

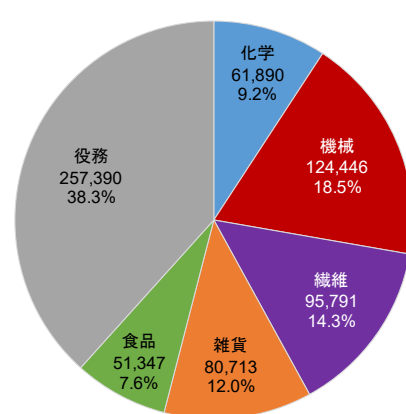


表 2-2-5 米国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定署名	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国 ・ 機 関	日本	JP	○		8,230	8,046	8,396	8,599	8,730	42,001	1.5%	6.1%
	米国	US	○	自 国								
	EUIPO	EM	○		16,201	16,083	16,284	17,319	18,298	84,185	5.7%	12.9%
	英国	GB	○		1,766	3,432	5,595	7,008	9,370	27,171	33.7%	430.6%
	ドイツ	DE	○		854	689	733	831	926	4,033	11.4%	8.4%
	フランス	FR	○		847	754	762	825	789	3,977	-4.4%	-6.8%
	イタリア	IT	○		n/a	450	406	488	468	1,812	-4.1%	4.0%
	スペイン	ES	○		472	405	449	476	434	2,236	-8.8%	-8.1%
	スイス	CH	○		3,118	2,996	2,712	2,966	3,370	15,162	13.6%	8.1%
	中国	CN	○		33,450	36,184	39,475	48,077	48,953	206,139	1.8%	46.3%
	韓国	KR	○		6,392	6,183	5,997	6,627	6,787	31,986	2.4%	6.2%
	ブラジル	* BR	○		8,858	8,450	8,528	8,928	8,814	43,578	-1.3%	-0.5%
	ロシア	RU	○		3,940	3,727	3,641	2,144	3,997	17,449	86.4%	1.4%
	インド	IN	○		6,130	9,817	6,002	6,486	6,627	35,062	2.2%	8.1%
メキシコ	* MX	○		14,060	13,250	14,055	14,343	14,621	70,329	1.9%	4.0%	
合計					104,318	110,466	113,035	125,117	132,184	585,120	5.6%	26.7%

米国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が72.8%を占めており、国際登録出願の利用は27.2%に止まっている。欧州への出願を見ると EUIPO への直接出願が62.4%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多いが、特に英国へは直接出願が多く見られる。また、スイス、日本、ロシア、韓国への出願においては国際登録出願が比較的多く利用されている。

図 2-2-11 米国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

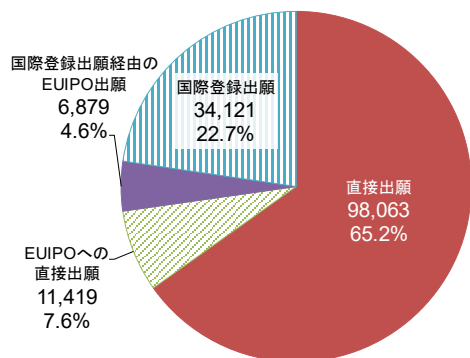
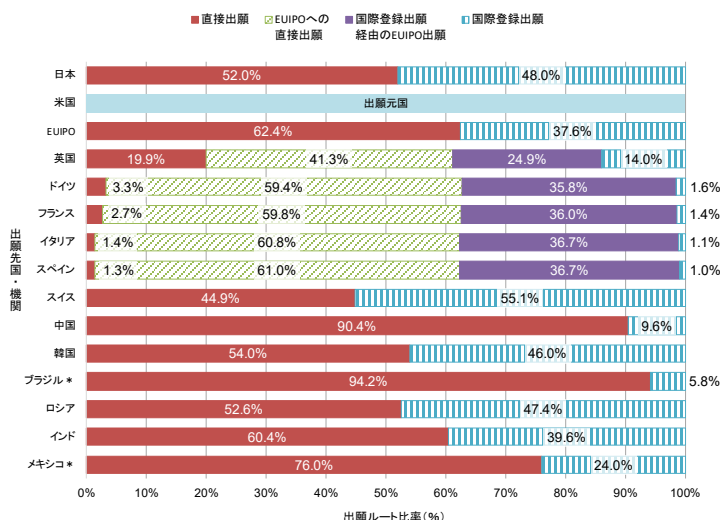


図 2-2-12 米国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



3. EUIPO

EUIPO の自国出願区分数は、2015 年から 2017 年まで緩やかに減少を続けていたが、2018 年には増加に転じ 2019 年も増加を続けたことにより 2019 年には 2015 年の約 1.06 倍に増加している。一方、他国出願区分数は、2015 年以降は増加を続けており、他国出願比率についても、2015 年以降は増加を続けている。EUIPO における欧州居住者以外からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者、日本居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。欧州居住者の出願人による主要国・機関への商標出願件数は、EUIPO が最も多く、次いでフランス、ドイツと続いている。

図 2-2-13 EUIPO における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

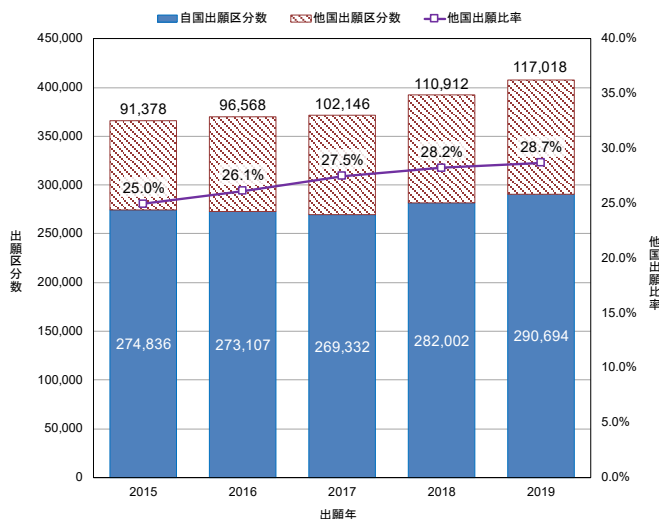


図 2-2-14 EUIPO における欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

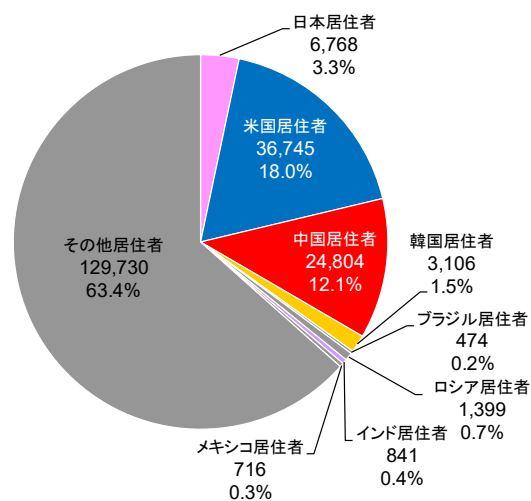


図 2-2-15 EUIPO における産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

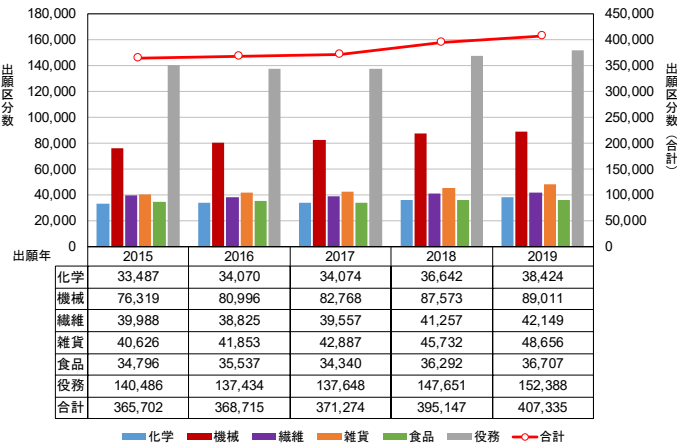


図 2-2-16 EUIPO における産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

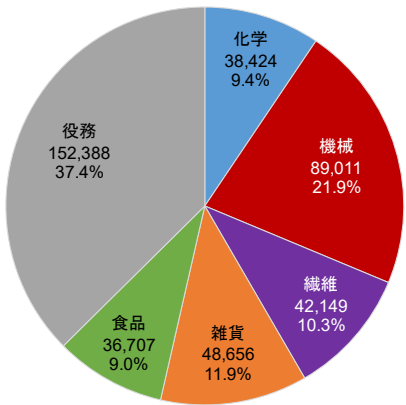


表 2-2-6 欧州居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・ 機関	日本		JP	○	8,580	8,966	8,932	9,448	8,881	44,807	-6.0%	3.5%
	米国		US	○	25,417	26,098	27,951	28,357	27,244	135,067	-3.9%	7.2%
	EUIPO		EM	○	88,482	94,472	95,674	100,044	103,011	481,683	3.0%	16.4%
	英国		GB	○	51,334	56,717	67,295	72,482	77,301	325,129	6.6%	50.6%
	ドイツ		DE	○	67,926	68,030	70,254	68,532	71,043	345,785	3.7%	4.6%
	フランス		FR	○	89,557	86,548	88,729	92,944	97,345	455,123	4.7%	8.7%
	イタリア		IT	○	n/a	38,734	38,566	38,928	39,354	155,582	1.1%	1.6%
	スペイン		ES	○	50,987	52,211	52,272	52,438	50,917	258,825	-2.9%	-0.1%
	スイス		CH	○	11,705	12,472	12,485	12,621	12,655	61,938	0.3%	8.1%
	中国		CN	○	36,967	40,181	44,981	54,202	62,973	239,304	16.2%	70.3%
	韓国		KR	○	6,509	6,550	6,438	7,088	6,652	33,237	-6.2%	2.2%
	ブラジル	*	BR	○	10,241	10,643	9,818	10,313	9,291	50,306	-9.9%	-9.3%
	ロシア		RU	○	11,511	11,059	10,934	10,492	10,363	54,359	-1.2%	-10.0%
インド		IN	○	8,072	8,316	6,709	7,296	6,900	37,293	-5.4%	-14.5%	
	メキシコ	*	MX	○	7,190	7,908	7,466	7,799	7,642	38,005	-2.0%	6.3%
合計					465,898	519,939	539,572	563,536	582,691	2,671,636	3.4%	25.1%

EU 加盟国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 74.8%を占めており、国際登録出願の利用は 25.2%に止まっている。欧州への出願をみると EU 加盟の主要国への直接出願は少なく、EUIPO への直接出願が大半を占めている。また、スイス、日本、ロシア、韓国への出願においては、国際登録出願が多く利用されている。逆に、ブラジル、EUIPO、中国への出願では、直接出願が多く利用されている。

図 2-2-17 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

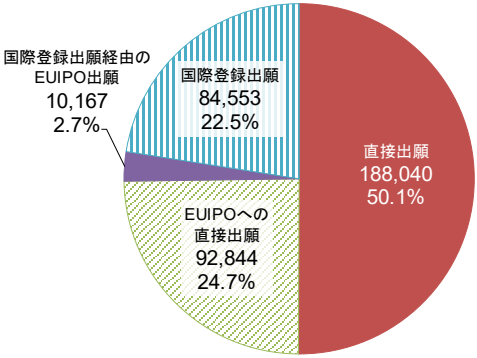
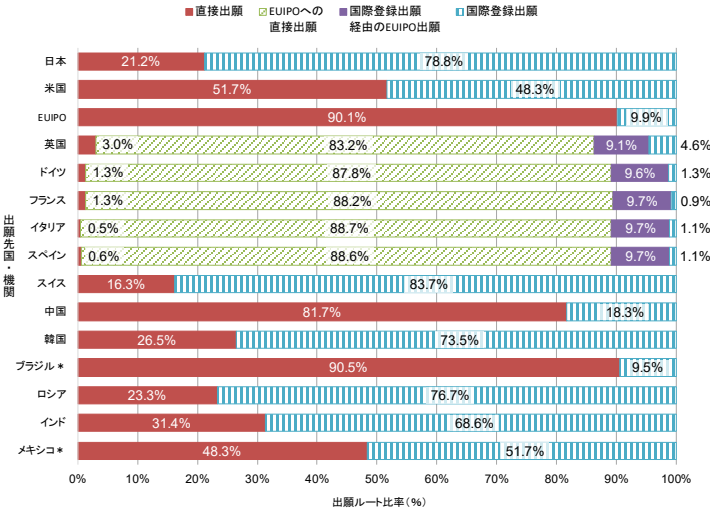


図 2-2-18 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



4. 英国

英国の自国出願区分数、他国出願区分数は、どちらも 2015 年から 2019 年まで増加を続けている。英国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。2019 年の英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願は、中国、EUIPO、米国の順となっている。

図 2-2-19 英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2015 年～2019 年)

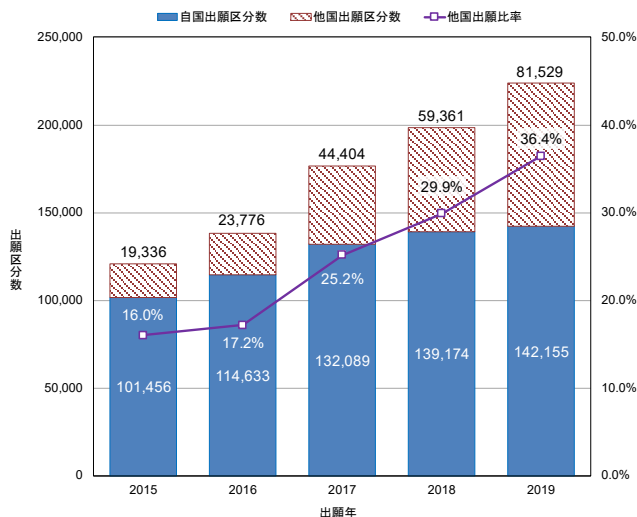


図 2-2-20 英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2019 年)

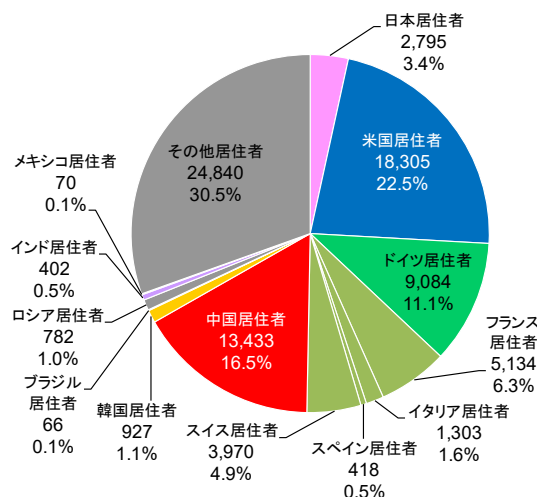


図 2-2-21 英国における産業分野別の出願区分数の推移 (2015 年～2019 年)

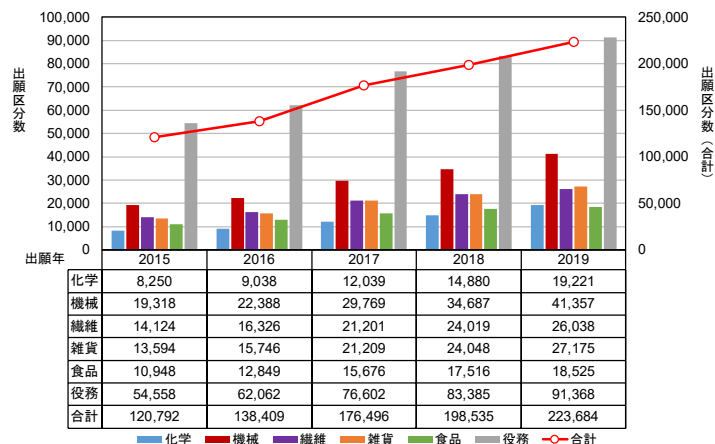


図 2-2-22 英国における産業分野別の出願区分数の割合 (2019 年)

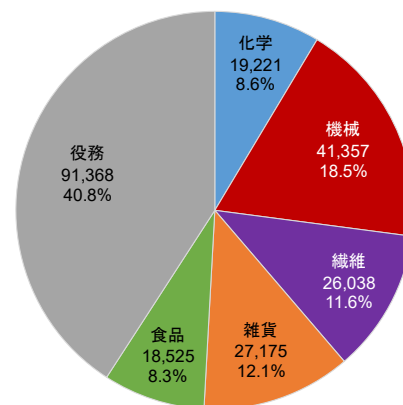


表 2-2-7 英国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2015 年～2019 年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・機関	日本	JP	1,313	1,407	1,464	1,522	1,610	7,316	5.8%	22.6%
	米国	US	7,155	6,608	7,748	7,560	7,452	36,523	-1.4%	4.2%
	EUIPO	EM	12,329	11,924	11,083	11,481	11,231	58,048	-2.2%	-8.9%
	英国	GB								
	ドイツ	DE	490	498	511	549	499	2,547	-9.1%	1.8%
	フランス	FR	317	322	331	347	368	1,685	6.1%	16.1%
	イタリア	IT	n/a	137	152	184	261	734	41.8%	90.5%
	スペイン	ES	170	167	154	216	276	983	27.8%	62.4%
	スイス	CH	863	870	854	803	1,083	4,473	34.9%	25.5%
	中国	CN	8,403	9,714	12,087	15,243	22,331	67,778	46.5%	165.8%
	韓国	KR	1,061	1,048	1,009	1,194	1,196	5,508	0.2%	12.7%
	ブラジル	* BR	1,365	1,399	1,206	1,304	1,148	6,422	-12.0%	-15.9%
	ロシア	RU	1,131	991	1,115	769	1,142	5,148	48.5%	1.0%
	インド	IN	1,433	2,046	1,299	1,532	1,482	7,792	-3.3%	3.4%
	メキシコ	* MX	884	1,129	1,030	1,117	1,184	5,344	6.0%	33.9%
合計			35,601	36,853	38,579	42,299	49,653	202,985	17.4%	39.5%

英国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 78.8%を占めており、国際登録出願は 21.2%程度にとどまっている。これを各国別に見ると、中国、ブラジルへは 90%以上、EUIPO へは 80%以上、米国へは約 70%程度が直接出願を利用している。一方、日本、スイス、ロシアへは、国際登録出願の割合が 60%以上と他の主要国よりも比較的高くなっている。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願の割合が多く、各国とも 80%近くを占めている。

図 2-2-23 英国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

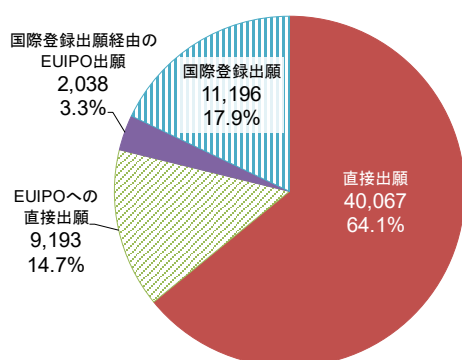
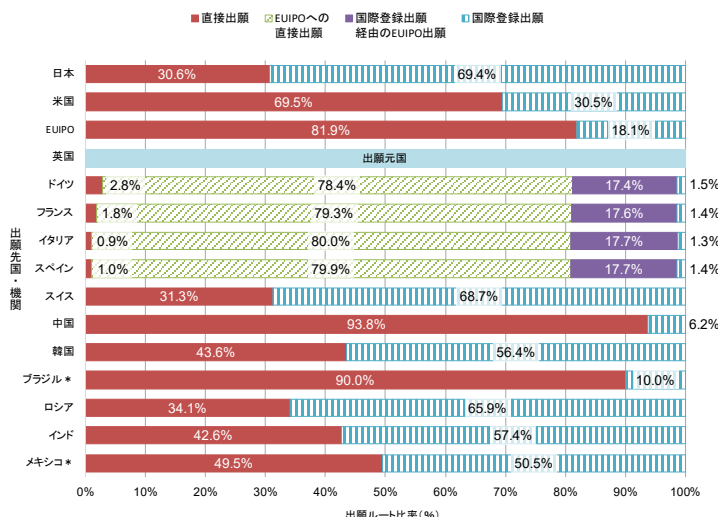


図 2-2-24 英国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



5. ドイツ

ドイツの出願区分数合計は増減を繰り返して推移しており、2017 年と 2019 年に増加を示している。自国出願区分数も出願区分数合計と同様の動向を示している。一方、他国出願区分数は 2015 年から 2019 年まで増加を続けている。ドイツにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。2019 年のドイツ居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、EUIPO、中国、スイス、米国の順となっている。

図 2-2-25 ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

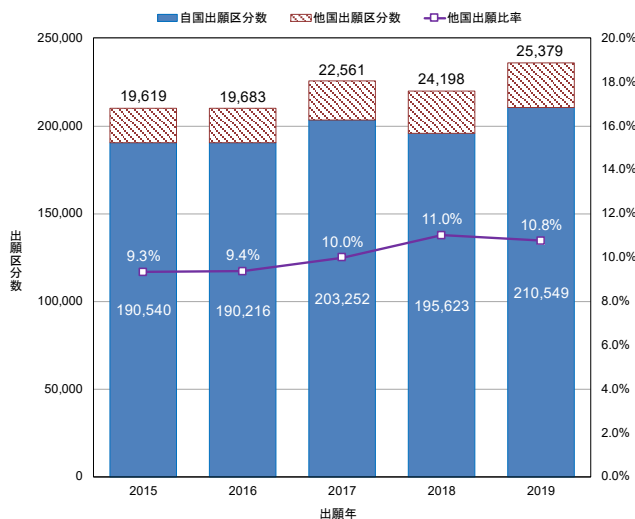


図 2-2-26 ドイツにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

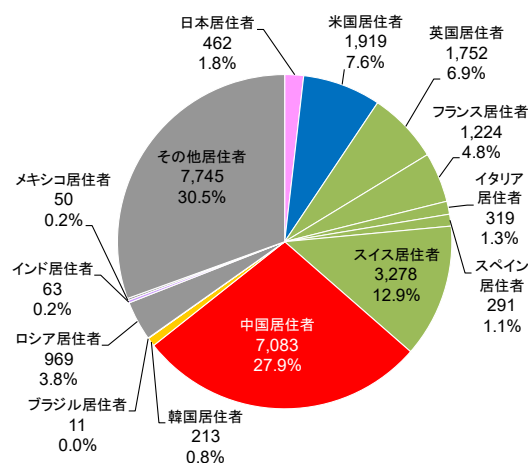


図 2-2-27 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

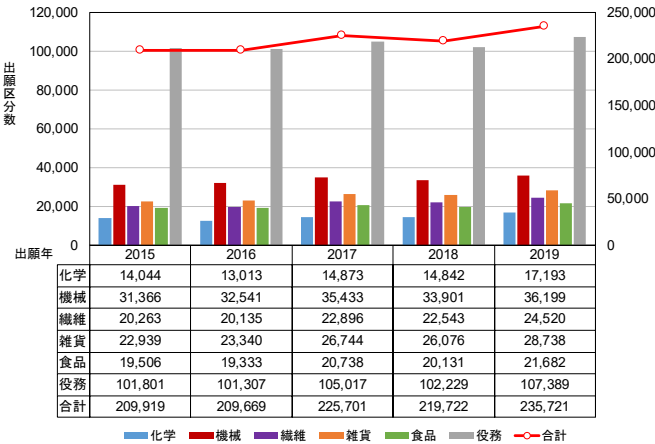


図 2-2-28 ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

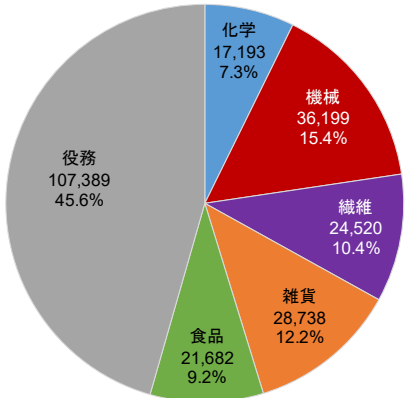


表 2-2-8 ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関		国コード	マドリッド協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・機関	日本	JP	○	1,996	2,207	2,081	2,276	2,114	10,674	-7.1%	5.9%
	米国	US	○	4,652	5,142	4,963	5,105	4,933	24,795	-3.4%	6.0%
	EUIPO	EM	○	20,086	20,708	21,579	21,766	22,550	106,689	3.6%	12.3%
	英国	GB	○	331	620	1,177	1,636	2,834	6,598	73.2%	756.2%
	ドイツ	DE	○	自国							
	フランス	FR	○	373	440	444	427	337	2,021	-21.1%	-9.7%
	イタリア	IT	○	n/a	300	381	365	310	1,356	-15.1%	3.3%
	スペイン	ES	○	249	264	310	277	261	1,361	-5.8%	4.8%
	スイス	CH	○	4,714	5,335	5,234	5,139	5,151	25,573	0.2%	9.3%
	中国	CN	○	7,913	8,915	9,481	10,928	11,420	48,657	4.5%	44.3%
	韓国	KR	○	1,535	1,743	1,457	1,828	1,613	8,176	-11.8%	5.1%
	ブラジル	* BR	○	2,536	2,713	2,483	2,906	2,195	12,833	-24.5%	-13.4%
	ロシア	RU	○	2,771	2,833	2,546	2,576	2,376	13,102	-7.8%	-14.3%
主要各国・機関	インド	IN	○	2,111	1,986	1,817	1,910	1,718	9,542	-10.1%	-18.6%
	メキシコ	* MX	○	1,533	1,799	1,457	1,620	1,405	7,814	-13.3%	-8.3%
合計				48,804	52,798	53,329	56,483	57,103	268,517	1.1%	17.0%

ドイツ居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 68.2%、国際登録出願は 31.8%利用されており、ドイツは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシアへの出願は国際登録出願の利用が 80%を超えており、インドへの出願においても 70%以上の利用がある。英国以外の EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への直接出願が 90%近くとなっており、国際登録出願経由の EUIPO への出願を合わせると 90%を超えている。EUIPO に対しては国際登録出願の利用が比較的少ない。

図 2-2-29 ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

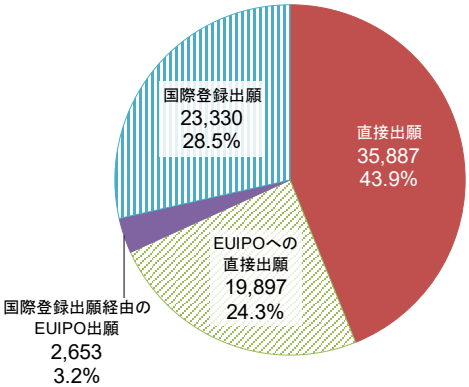
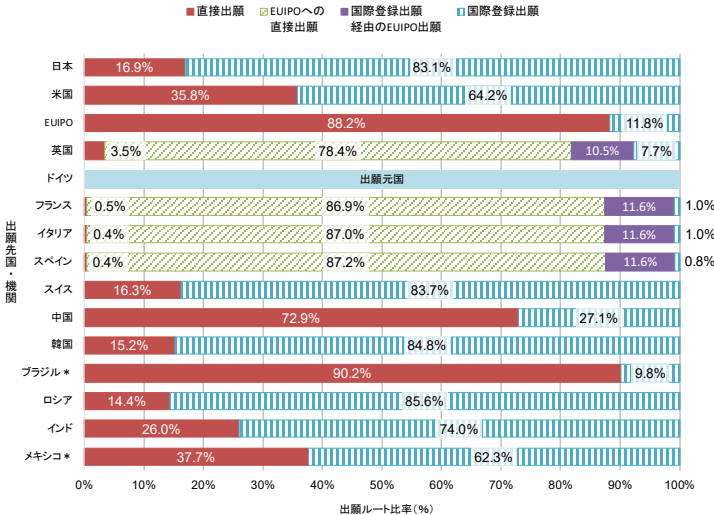


図 2-2-30 ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



6. フランス

フランスの自国出願区分数は、2017 年まで減少を続けた後、2018 年には大幅な増加を示し、2019 年も増加を続けている。一方、他国出願区分数については、2016 年に減少を示した後、2017 年、2018 年と増加を続けたが 2019 年には減少に転じている。フランスにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで繊維分野となっている。2019 年の他の主要国・機関への商標出願は、EUIPO、中国、米国の順となっている。

図 2-2-31 フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2015 年～2019 年)

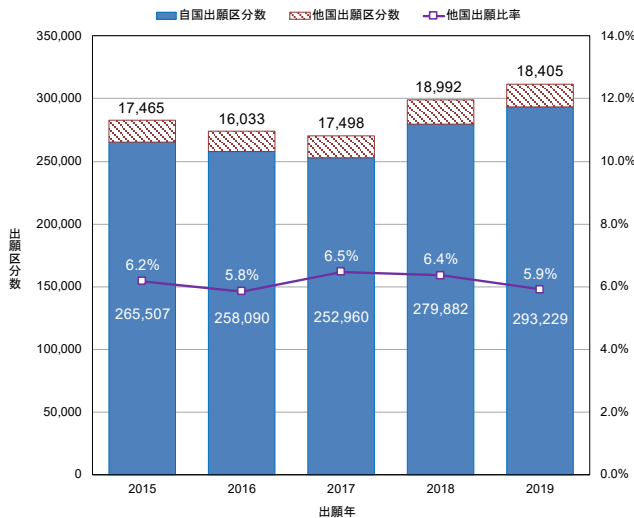


図 2-2-32 フランスにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2019 年)

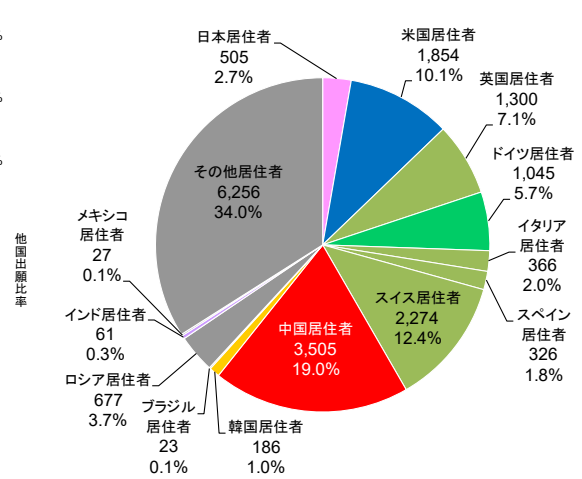


図 2-2-33 フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2015 年～2019 年)

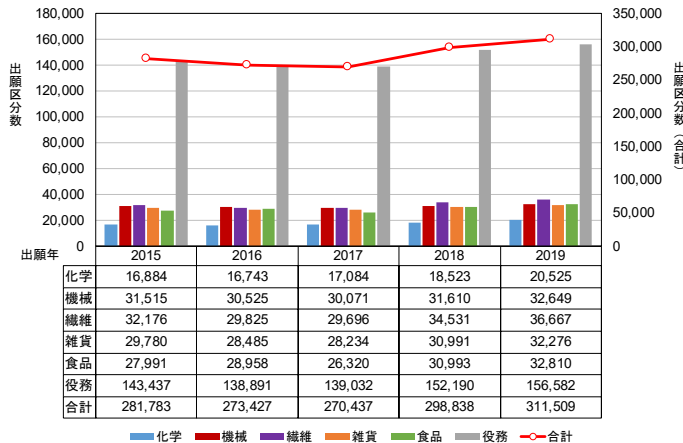


図 2-2-34 フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2019 年)

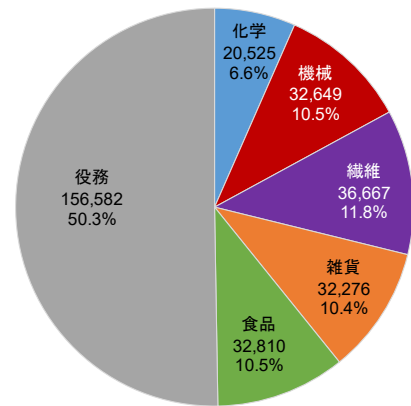


表 2-2-9 フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2015 年～2019 年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主 要 各 国 ・ 機 関	日本	JP	○		1,579	1,424	1,591	1,634	1,496	7,724	-8.4%	-5.3%
	米国	US	○		3,073	3,116	3,203	3,356	3,123	15,871	-6.9%	1.6%
	EUIPO	EM	○		7,854	7,943	8,467	8,851	8,749	41,864	-1.2%	11.4%
	英国	GB	○		527	540	772	1,065	1,896	4,800	78.0%	259.8%
	ドイツ	DE	○		488	491	482	459	469	2,389	2.2%	-3.9%
	フランス	FR	○	自 国								
	イタリア	IT	○	n/a	478	503	459	462	1,902	0.7%	-3.3%	
	スペイン	ES	○	457	482	496	466	541	2,442	16.1%	18.4%	
	スイス	CH	○	1,907	1,817	1,986	2,096	2,001	9,807	-4.5%	4.9%	
	中国	CN	○	5,246	5,265	5,821	7,873	8,190	32,395	4.0%	56.1%	
	韓国	KR	○	1,133	1,045	1,179	1,270	1,113	5,740	-12.4%	-1.8%	
	ブラジル *	BR	○	1,811	1,777	1,843	2,003	1,694	9,128	-15.4%	-6.5%	
	ロシア	RU	○	1,542	1,468	1,514	1,572	1,455	7,551	-7.4%	-5.6%	
インド	IN	○	1,360	1,127	840	962	810	5,099	-15.8%	-40.4%		
メキシコ *	MX	○	960	1,057	938	1,074	1,053	5,082	-2.0%	9.7%		
合計					26,358	26,606	28,044	31,506	31,556	144,070	0.2%	19.7%

フランス居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 61.6%、国際登録出願は 38.4%の割合で利用されており、フランスは国際登録出願の利用が多い国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、スイス、ロシア、日本は 80%以上、インドは 70%以上が国際登録出願の利用となっている。EU 加盟の主要国の中でも英国への出願は他の EU 加盟の主要国とは違い直接出願の比率が高くなっている。EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、直接出願の割合が高く、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-35 フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート (2019 年)

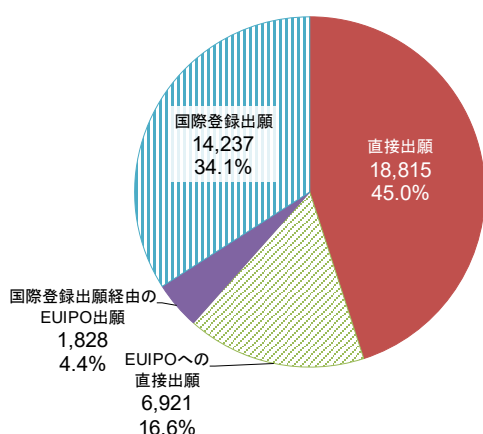
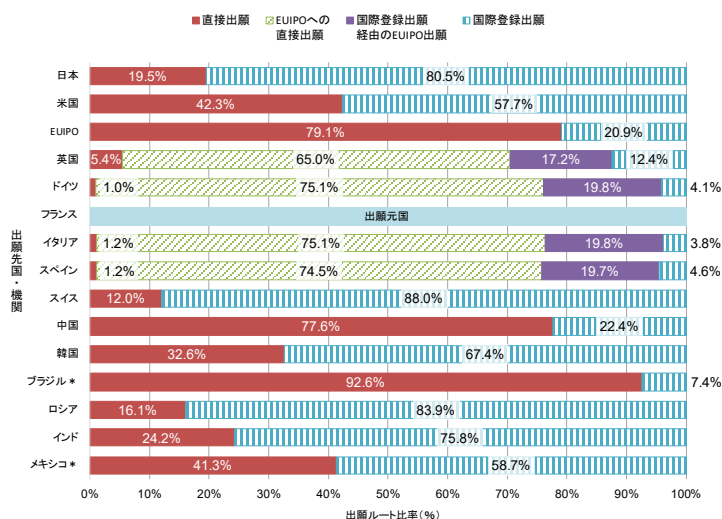


図 2-2-36 フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合 (2019 年)



7. イタリア

自国出願区分数は、2017 年まで減少を続けた後、2018 年に増加に転じ 2019 年も増加を続けている。他国出願区分数は 2018 年まで増加を続けたが、2019 年は減少に転じている。イタリアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国居住者、スイス居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。2019 年のイタリア居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、EUIPO、中国、米国の順となっている。

図 2-2-37 イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2015 年～2019 年)

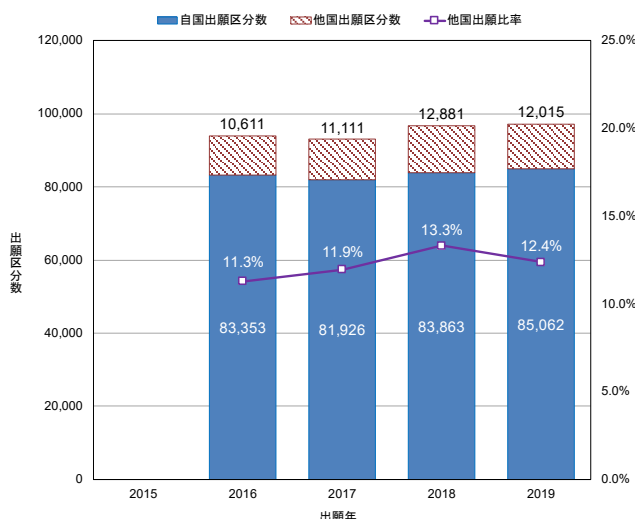


図 2-2-38 イタリアにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2019 年)

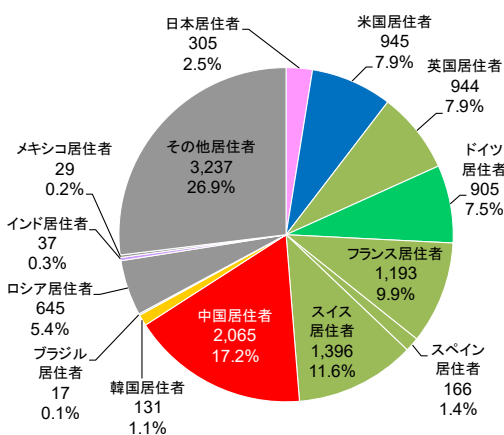


図 2-2-39 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

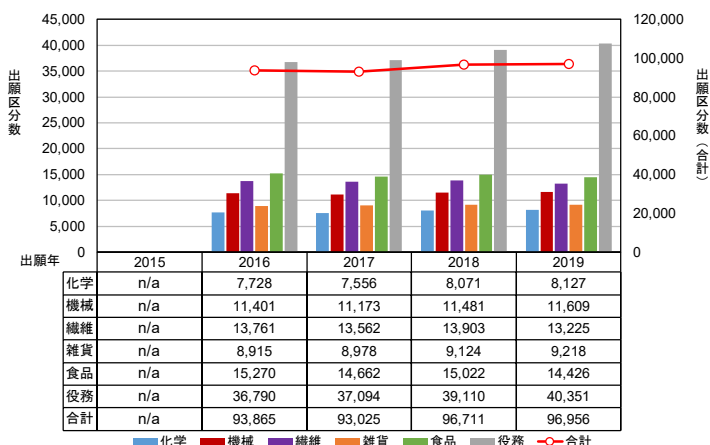


図 2-2-40 イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

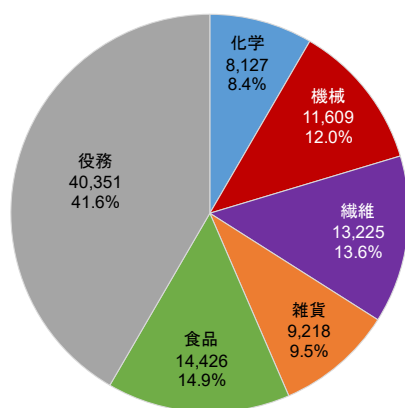


表 2-2-10 イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要 各国 ・ 機 関	日本	JP	○		1,076	1,216	1,100	1,164	1,029	5,585	-11.6%	-4.4%
	米国	US	○		2,281	2,560	2,462	2,759	2,429	12,491	-12.0%	6.5%
	EUIPO	EM	○		9,829	11,972	11,157	12,930	12,781	58,669	-1.2%	30.0%
	英国	GB	○		137	170	309	421	640	1,677	52.0%	367.2%
	ドイツ	DE	○		154	151	153	147	138	743	-6.1%	-10.4%
	フランス	FR	○		197	148	187	193	171	896	-11.4%	-13.2%
	イタリア	IT	○		自 国							
	スペイン	ES	○		129	128	150	129	132	668	2.3%	2.3%
	スイス	CH	○		1,004	1,130	1,048	1,197	1,025	5,404	-14.4%	2.1%
	中国	CN	○		4,157	4,420	4,617	5,601	5,525	24,320	-1.4%	32.9%
	韓国	KR	○		777	893	823	852	746	4,091	-12.4%	-4.0%
	ブラジル	* BR	○		1,001	959	1,009	972	949	4,890	-2.4%	-5.2%
	ロシア	RU	○		1,347	1,477	1,411	1,534	1,213	6,982	-20.9%	-9.9%
インド	IN	○		873	842	683	747	614	3,759	-17.8%	-29.7%	
メキシコ	* MX	○		603	622	612	640	541	3,018	-15.5%	-10.3%	
合計					22,489	25,472	24,621	28,122	26,904	127,608	-4.3%	19.6%

イタリア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 76.2%を占めており、国際登録出願は 23.8%となっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシア、インド、メキシコで国際登録出願を多く利用しており、中でもスイス、ロシアでは 90%近い比率となっている。EU 加盟の主要国に対しては、EUIPO への直接出願がおおよそ 90%と多く、各国への直接出願はほとんど利用されていない。EUIPO 及び EU 加盟の主要国に対しては、国際登録出願はあまり利用されていない。

図 2-2-41 イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

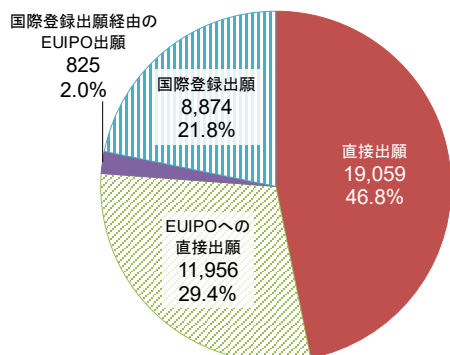
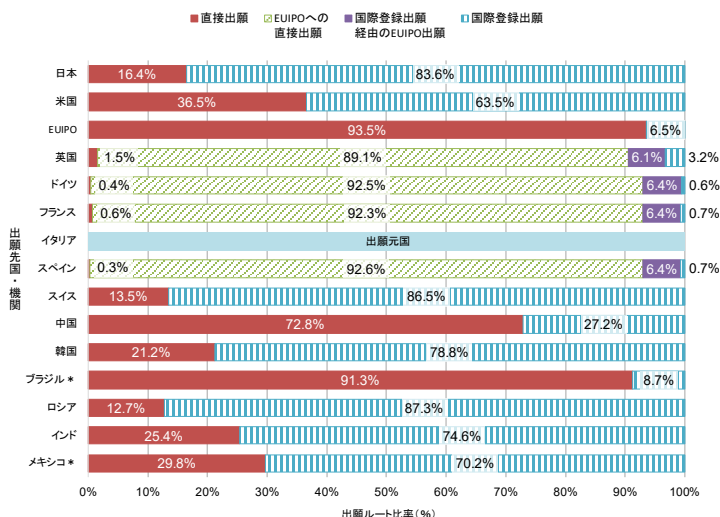


図 2-2-42 イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



8. スペイン

自国出願区分数及び他国出願区分数は、2015年から2018年まで緩やかに増加を続けていたが、2019年は減少に転じている。スペインにおける他国居住者からの出願区分数は、フランス居住者、中国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。2019年のスペイン居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、EUIPO、中国、米国の順となっている。

図 2-2-43 スペインにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2015年～2019年)

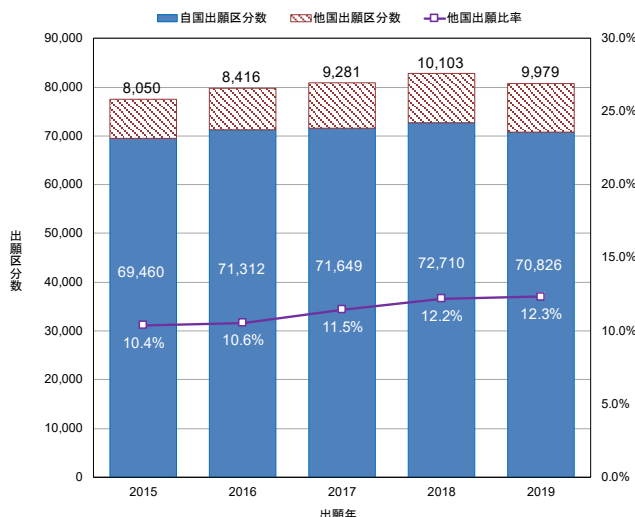


図 2-2-44 スペインにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2019年)

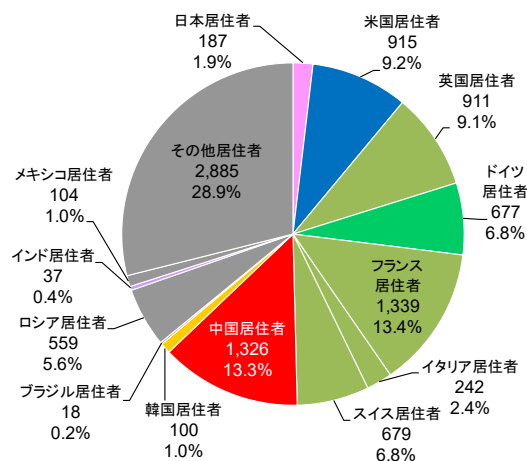


図 2-2-45 スペインにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2015年～2019年)

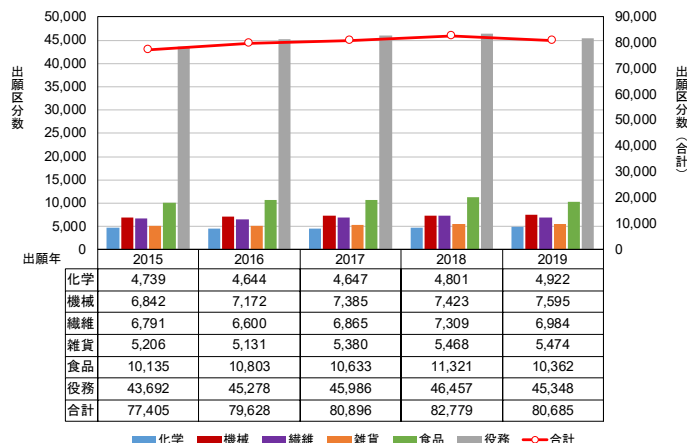


図 2-2-46 スペインにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2019年)

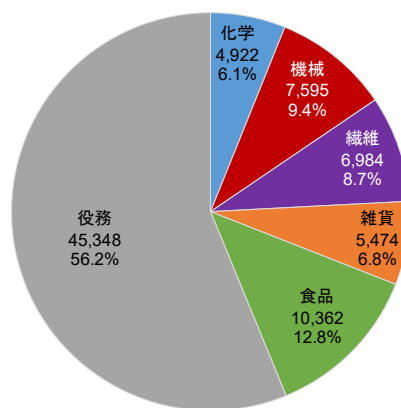


表 2-2-11 スペイン居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2015年～2019年)

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国 ・ 機関	日本	JP	○		355	395	369	395	391	1,905	-1.0%	10.1%
	米国	US	○		1,467	1,419	1,400	1,579	1,555	7,420	-1.5%	6.0%
	EUIPO	EM	○		9,391	9,860	10,089	10,408	10,674	50,422	2.6%	13.7%
	英国	GB	○		105	127	137	235	328	932	39.6%	212.4%
	ドイツ	DE	○		119	111	124	156	126	636	-19.2%	5.9%
	フランス	FR	○		132	145	200	157	150	784	-4.5%	13.6%
	イタリア	IT	○		n/a	106	100	86	94	386	9.3%	-11.3%
	スペイン	ES	○		自 国							
	スイス	CH	○		281	271	277	302	310	1,441	2.6%	10.3%
	中国	CN	○		1,757	1,735	1,709	2,131	2,303	9,635	8.1%	31.1%
	韓国	KR	○		294	225	252	287	291	1,349	1.4%	-1.0%
	ブラジル	* BR	○		626	653	547	684	728	3,238	6.4%	16.3%
	ロシア	RU	○		520	440	494	399	542	2,395	35.8%	4.2%
インド	IN	○		283	315	251	312	290	1,451	-7.1%	2.5%	
メキシコ	* MX	○		1,234	1,434	1,505	1,360	1,389	6,922	2.1%	12.6%	
合計					16,209	16,841	17,085	18,096	18,780	87,011	3.8%	15.9%

スペイン居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 86.9%を占めており、国際登録出願は 13.1%程度に止まっている。これを各国別に見ると、日本、スイス、韓国、ロシア、インドへは国際登録出願の利用が多くおよそ 70%から 80%の利用率となっている。一方で、中国、ブラジル、メキシコへの国際登録出願の利用はおよそ 40%以下である。EU 加盟の主要国については、EUIPO への直接出願が 95%以上と多くなっている。

図 2-2-47 スペイン居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

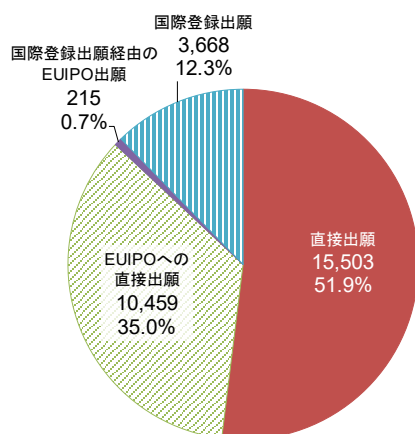
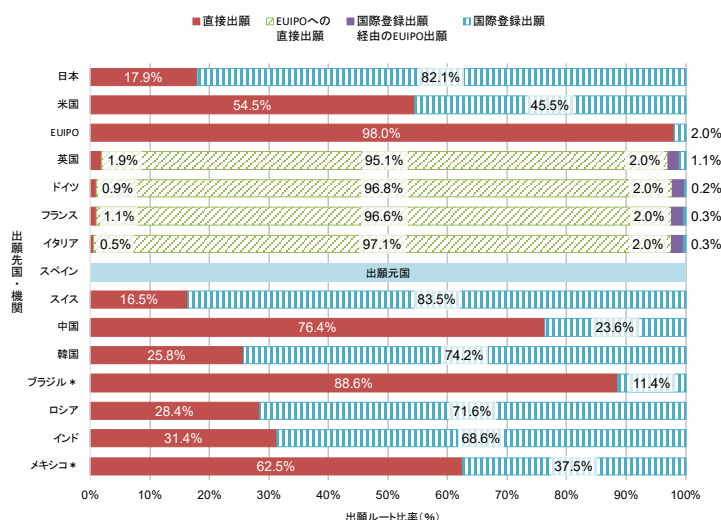


図 2-2-48 スペイン居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



9. スイス

スイスは他国出願区分数が自国出願区分数より多いという特徴がある。スイスにおける他国居住者からの出願区分数は、ドイツ居住者、米国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。2019 年のスイス居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、中国、EUIPO、米国の順となっている。

図 2-2-49 スイスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

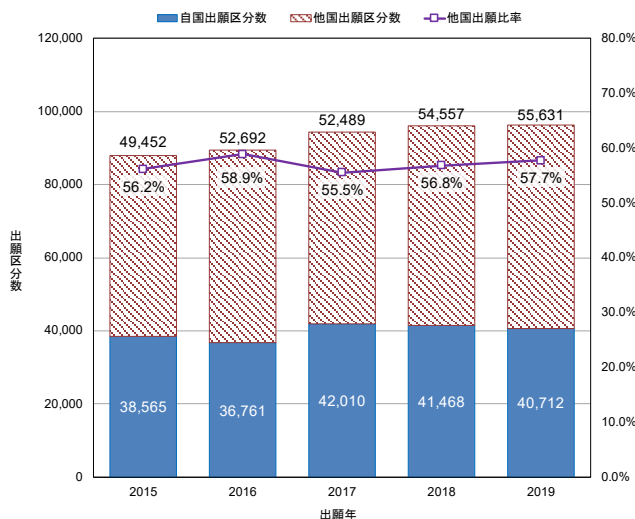


図 2-2-50 スイスにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

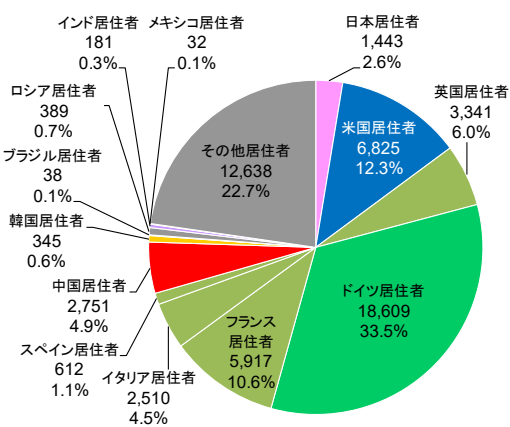


図 2-2-51 スイスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

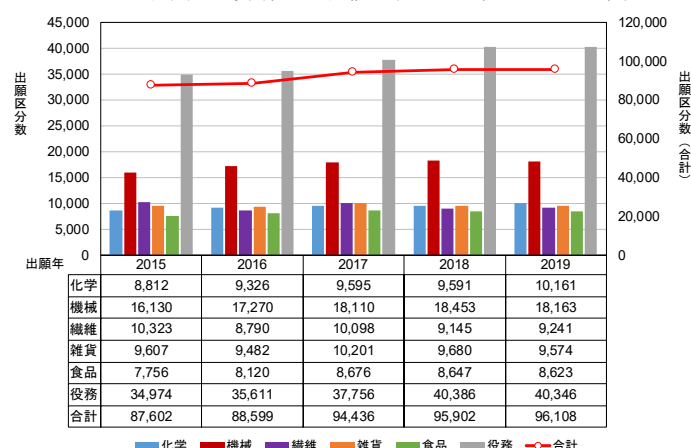


図 2-2-52 スイスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

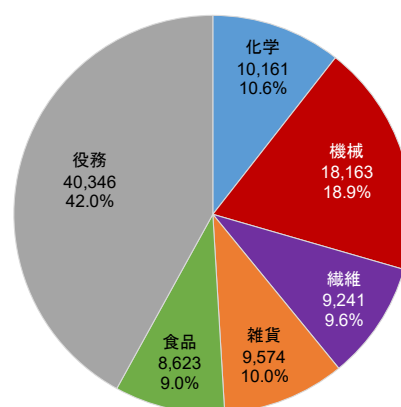


表 2-2-12 スイス居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・ 機関	日本	JP	○		1,376	1,383	1,291	1,542	1,436	7,028	-6.9%	4.4%
	米国	US	○		2,488	2,372	2,583	2,701	2,818	12,962	4.3%	13.3%
	EUIPO	EM	○		3,792	3,957	4,112	4,330	4,403	20,594	1.7%	16.1%
	英国	GB	○		459	578	798	924	1,547	4,306	67.4%	237.0%
	ドイツ	DE	○		1,048	1,010	1,056	911	933	4,958	2.4%	-11.0%
	フランス	FR	○		727	704	795	679	670	3,575	-1.3%	-7.8%
	イタリア	IT	○	n/a		441	428	370	406	1,645	9.7%	-7.9%
	スペイン	ES	○		309	236	284	237	230	1,296	-3.0%	-25.6%
	スイス	CH	○	自 国								
	中国	CN	○		3,225	3,637	4,278	5,233	5,080	21,453	-2.9%	57.5%
	韓国	KR	○		885	918	916	1,059	989	4,767	-6.6%	11.8%
	ブラジル	* BR	○		1,459	1,506	1,463	1,232	1,678	7,338	36.2%	15.0%
	ロシア	RU	○		1,333	1,353	1,292	960	1,499	6,437	56.1%	12.5%
	インド	IN	○		949	1,055	855	906	1,041	4,806	14.9%	9.7%
	メキシコ	* MX	○		1,105	1,254	1,164	1,140	1,140	5,803	0.0%	3.2%
合計					17,779	19,021	20,024	20,682	22,434	99,940	8.5%	26.2%

スイス居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 49.1%の割合に対して、国際登録出願は 50.9%の割合を占めており、国際登録出願が多く利用されている国の 1 つとなっている。これを各国別に見ると、日本、韓国、ロシア、インドへは国際登録出願の利用が多く見られる。また、その他の調査対象国についても 50%から 60%程度が国際登録出願を利用しているが、中国、ブラジルへは国際登録出願の利用はあまり行われていない。

図 2-2-53 スイス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

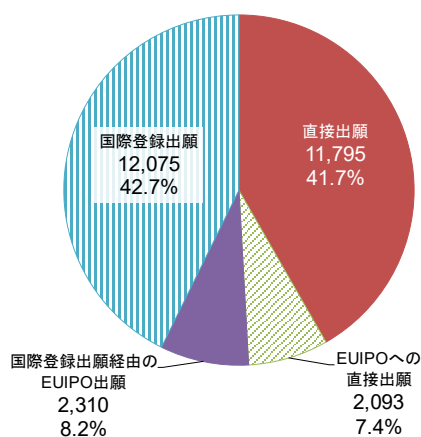
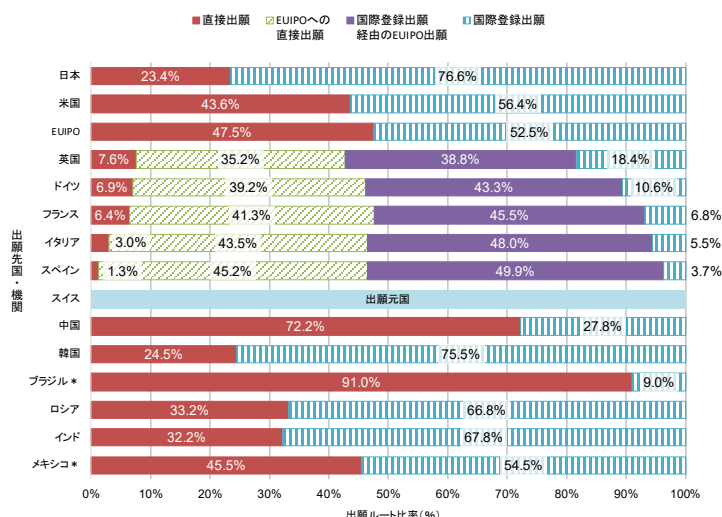


図 2-2-54 スイス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



10. 中国

自国出願区分数は2015年から2019年まで顕著な増加傾向が続いている。他国出願区分数も2015年から2019年まで増加を続けている。中国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では、最も出願区分数の多い分野は役務分野となっており、次いで食品分野となっている。2019年の中国居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、米国、EUIPO、日本の順となっている。

図 2-2-55 中国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）

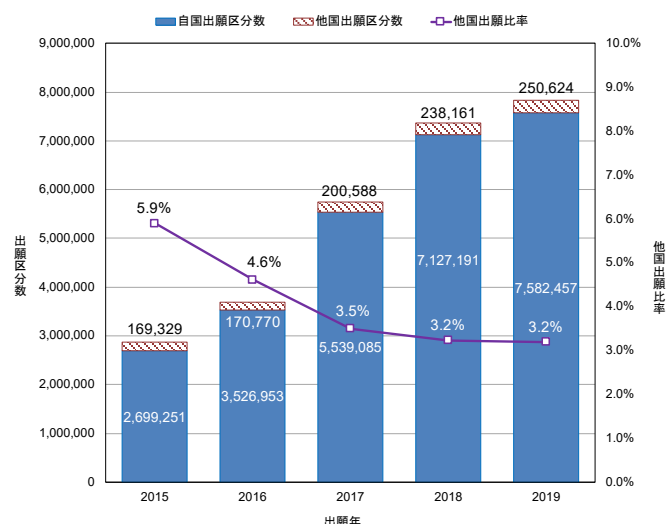


図 2-2-56 中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）

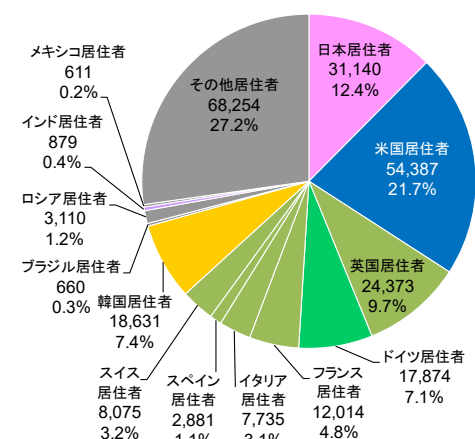


図 2-2-57 中国における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）

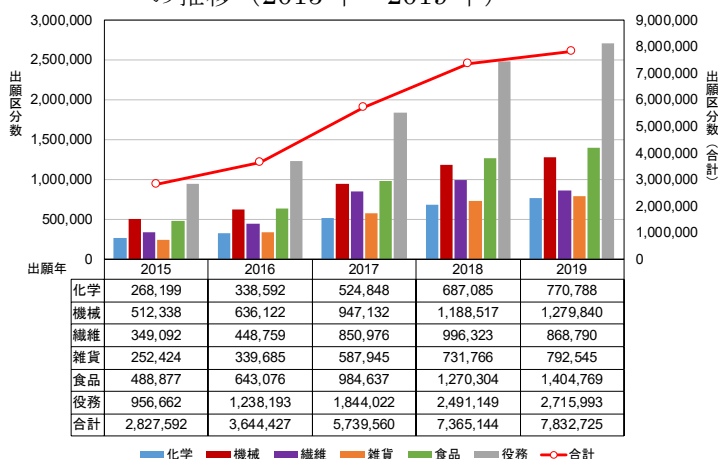


図 2-2-58 中国における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）

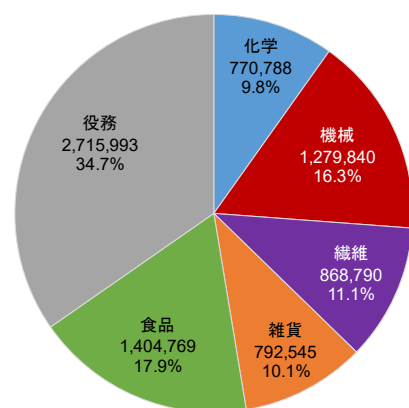


表 2-2-13 中国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・ 機 関	日本	JP	○		2,582	4,928	8,669	11,109	11,911	39,199	7.2%	361.3%
	米国	US	○		13,896	31,376	51,417	52,645	69,553	218,887	32.1%	400.5%
	EUIPO	EM	○		4,145	8,254	12,334	13,841	14,696	53,270	6.2%	254.5%
	英国	GB	○		1,124	2,307	4,340	7,669	9,219	24,659	20.2%	720.2%
	ドイツ	DE	○		1,218	1,944	2,765	2,996	3,304	12,227	10.3%	171.3%
	フランス	FR	○		1,033	1,625	2,017	2,046	1,884	8,605	-7.9%	82.4%
	イタリア	IT	○	n/a		1,176	1,370	1,586	1,402	5,534	-11.6%	19.2%
	スペイン	ES	○		424	891	1,082	1,188	959	4,544	-19.3%	126.2%
	スイス	CH	○		643	1,053	1,165	1,343	1,427	5,631	6.3%	121.9%
	中国	CN	○									
	韓国	KR	○		3,448	4,902	5,062	6,737	6,972	27,121	3.5%	102.2%
	ブラジル	* BR	○		1,441	1,228	1,561	1,988	2,088	8,306	5.0%	44.9%
	ロシア	RU	○		1,653	2,504	3,466	3,913	4,064	15,600	3.9%	145.9%
インド	IN	○		1,928	4,475	4,015	4,703	5,003	20,124	6.4%	159.5%	
メキシコ	* MX	○		1,186	1,535	1,917	2,708	2,632	9,978	-2.8%	121.9%	
合計					32,139	63,270	92,511	103,363	123,203	414,486	19.2%	283.3%

中国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願は 85.6%の割合、国際登録出願は 14.4%の割合となっており、国際登録出願はあまり利用されていない。これを各国別に見ると、スイスへは 80%近くが、ロシアへはおよそ 60%が国際登録出願を利用している。米国への出願では約 97%、EUIPO への出願では約 90%が直接出願となっており、国際登録出願の利用は他の主要国と比較すると少ない。

図 2-2-59 中国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

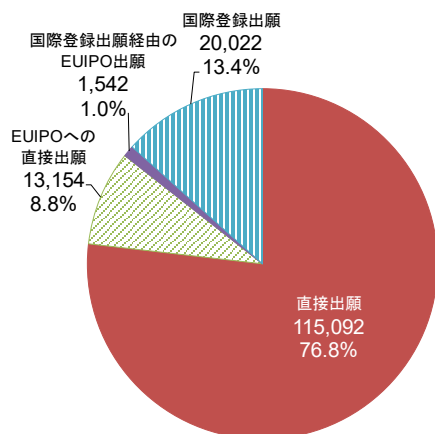
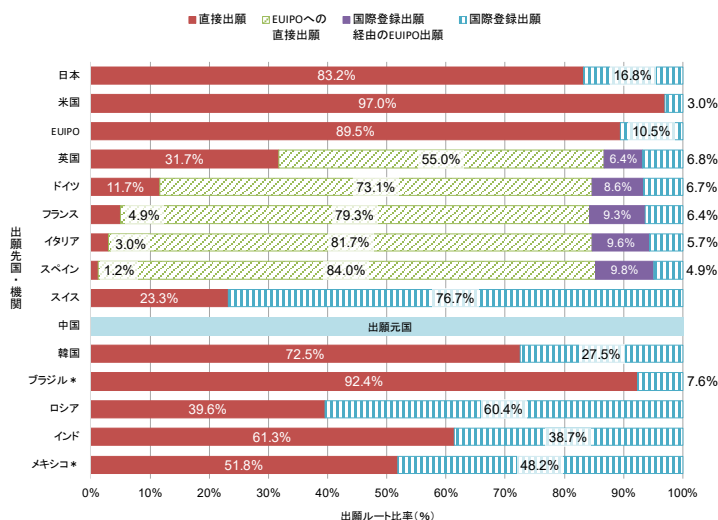


図 2-2-60 中国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



1 1 . 韓国

自国出願区分数は、2016 年、2017 年と減少を続けたが 2018 年には大幅な増加に転じており、2019 年も大幅な増加を続けている。一方、他国出願区分数は 2018 年まで増加を続けていたが、2019 年は減少に転じている。韓国における他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では、役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。2019 年の韓国居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、中国、米国、日本の順となっている。

図 2-2-61 韓国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

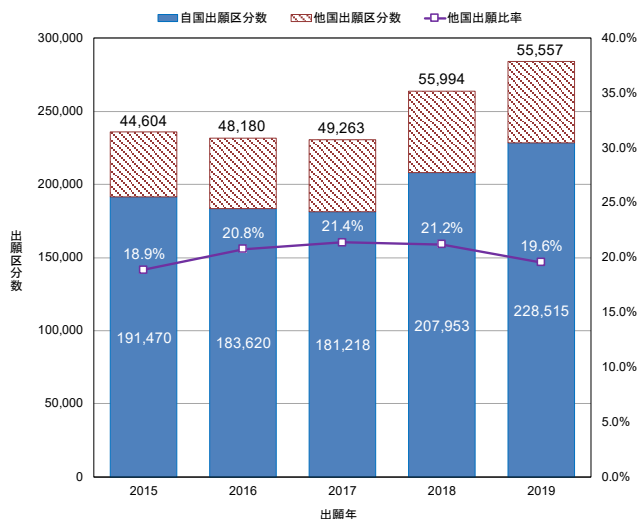


図 2-2-62 韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

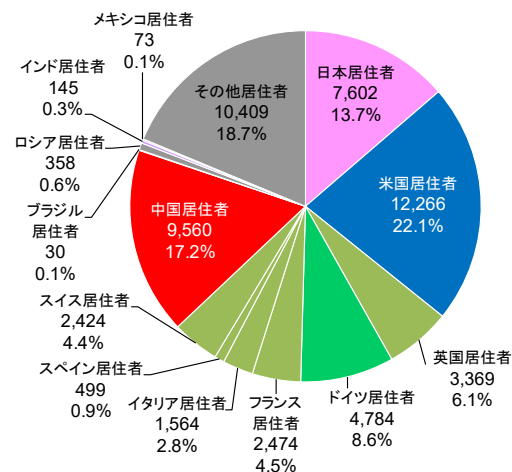


図 2-2-63 韓国における産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

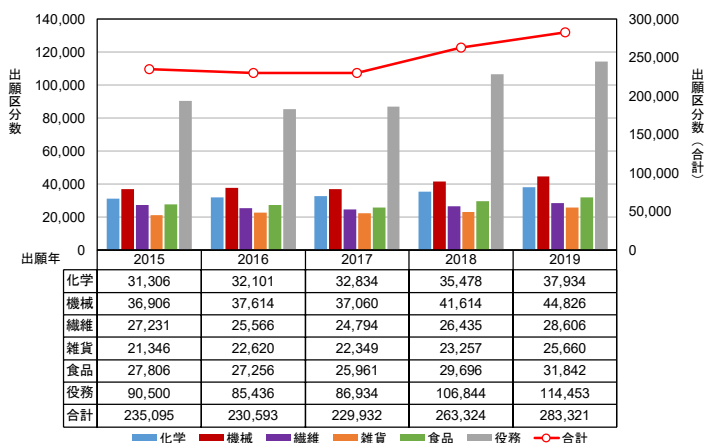


図 2-2-64 韓国における産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

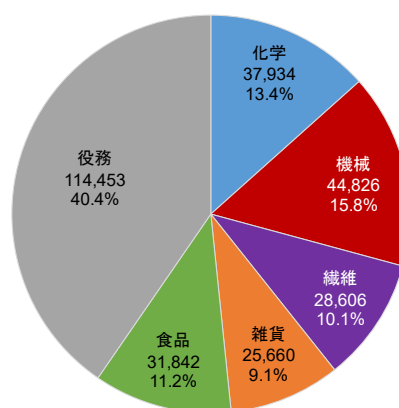


表 2-2-14 韓国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主 要 各 国 ・ 機 関	日本	JP	○		2,109	2,064	2,231	2,466	2,926	11,796	18.7%	38.7%
	米国	US	○		2,965	2,918	3,119	3,768	4,216	16,986	11.9%	42.2%
	EUIPO	EM	○		2,040	1,641	1,457	1,557	1,831	8,526	17.6%	-10.2%
	英国	GB	○		156	198	241	434	560	1,589	29.0%	259.0%
	ドイツ	DE	○		165	185	123	161	148	782	-8.1%	-10.3%
	フランス	FR	○		136	116	98	186	123	659	-33.9%	-9.6%
	イタリア	IT	○	n/a		106	84	109	100	399	-8.3%	-5.7%
	スペイン	ES	○		111	74	55	87	76	403	-12.6%	-31.5%
	スイス	CH	○		152	126	140	207	228	853	10.1%	50.0%
	中国	CN	○		16,646	20,273	14,860	17,973	17,751	87,503	-1.2%	6.6%
	韓国	KR	○									
	ブラジル	* BR	○		871	980	462	557	667	3,537	19.7%	-23.4%
	ロシア	RU	○		854	605	651	787	895	3,792	13.7%	4.8%
インド	IN	○		851	272	281	837	822	3,063	-1.8%	-3.4%	
メキシコ	* MX	○		891	997	603	564	615	3,670	9.0%	-31.0%	
合計					25,838	28,491	22,174	27,227	28,032	131,762	3.0%	8.5%

韓国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 83.5%を占めており、国際登録出願は 16.5%に止まっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。これを各国別に見ると、中国へは約 96%、ブラジルへは約 92%、米国へは約 80%、日本へは約 70%の出願が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスへは約 70%が国際登録出願を利用している。EU 加盟の主要国に対しては EUIPO への国際登録出願を含めても国際登録出願の利用は 40% 程度である。

図 2-2-65 韓国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

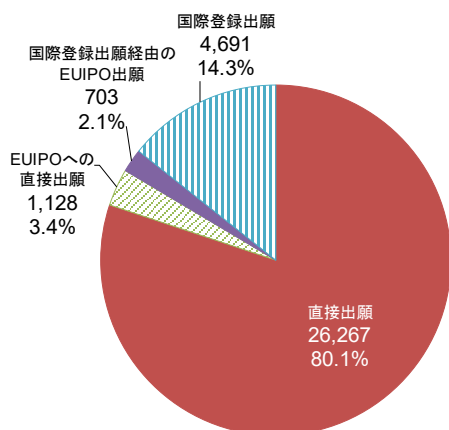
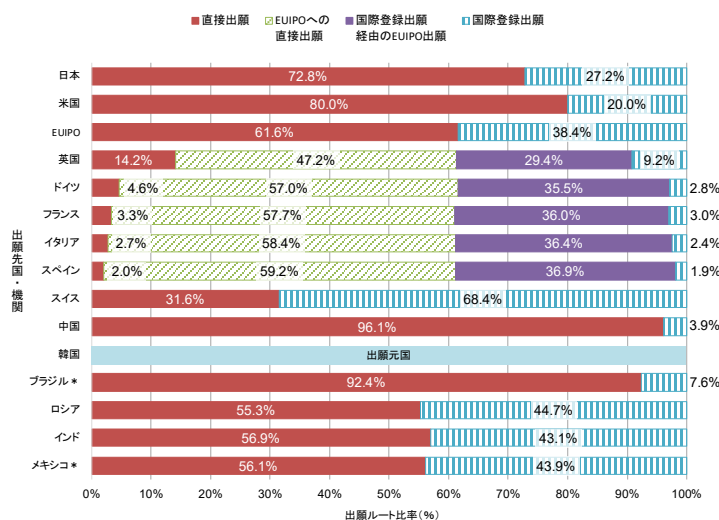


図 2-2-66 韓国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



12. ブラジル

自国出願区分数は、2015年から2019年まで増加を続けており、2017年以降に顕著な増加を示している。他国出願区分数は2017年に減少を示しているが、概ね増加傾向を示している。ブラジルにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、ドイツ居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで食品分野となっている。2019年のブラジル居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、中国、米国、メキシコの順となっている。

図 2-2-67 ブラジルにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）

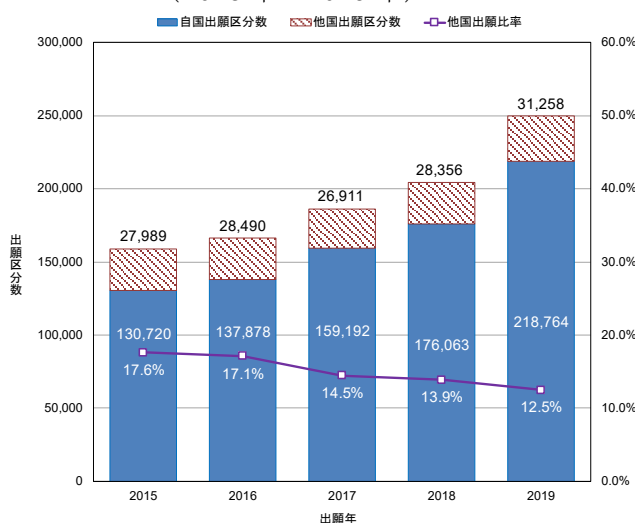


図 2-2-68 ブラジルにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）

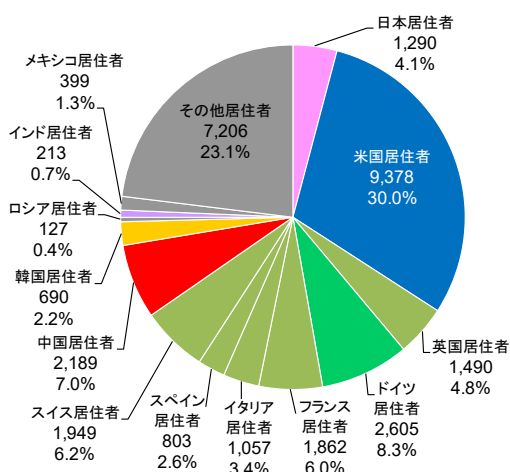


図 2-2-69 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）

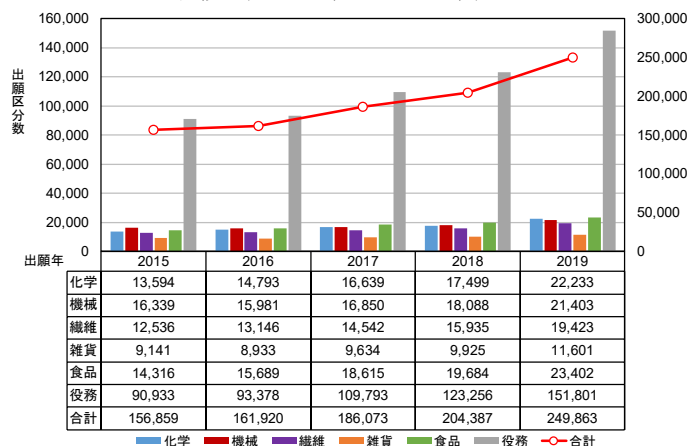


図 2-2-70 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）

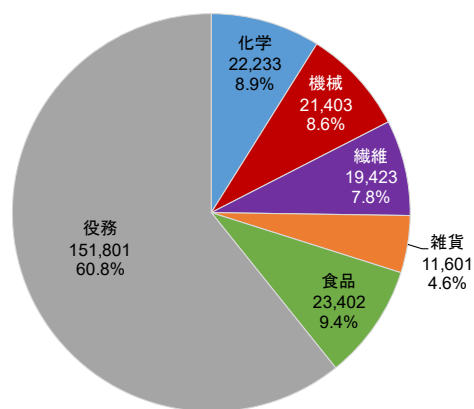


表 2-2-15 ブラジル居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015	
主要各国 ・ 機 関	日本	JP	○		54	51	47	43	30	225	-30.2%	-44.4%	
	米国	US	○		586	634	617	581	592	3,010	1.9%	1.0%	
	EUIPO	EM	○		263	235	292	264	280	1,334	6.1%	6.5%	
	英国	GB	○		8	10	29	40	45	132	12.5%	462.5%	
	ドイツ	DE	○		17	4	5	7	10	43	42.9%	-41.2%	
	フランス	FR	○		16	19	8	15	12	70	-20.0%	-25.0%	
	イタリア	IT	○	n/a		10	4	12	15	41	25.0%	50.0%	
	スペイン	ES	○		12	7	12	9	12	52	33.3%	0.0%	
	スイス	CH	○		19	4	15	7	16	61	128.6%	-15.8%	
	中国	CN	○		527	245	284	426	594	2,076	39.4%	12.7%	
	韓国	KR	○		54	25	28	18	17	142	-5.6%	-68.5%	
	ブラジル	* BR	○	自 国									
	ロシア	RU	○		63	18	28	66	18	193	-72.7%	-71.4%	
インド	IN	○		12	27	30	74	46	189	-37.8%	283.3%		
メキシコ	* MX	○		362	291	386	527	316	1,882	-40.0%	-12.7%		
合計					1,939	1,529	1,738	2,046	1,973	9,225	-3.6%	1.8%	

ブラジル居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 97.7%を占めており、国際登録出願は 2.3%に止まっており、国際登録出願が利用できるようになった初年ということもあり、各国・機関への直接出願が多く利用されている。その中でも、スイス、ロシアへは国際登録出願が他の主要国・機関よりも多く利用されている。

図 2-2-71 ブラジル居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

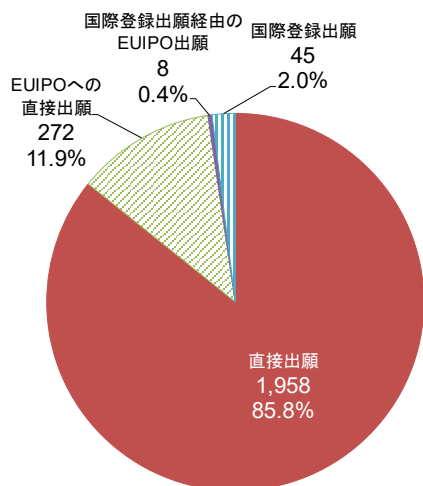
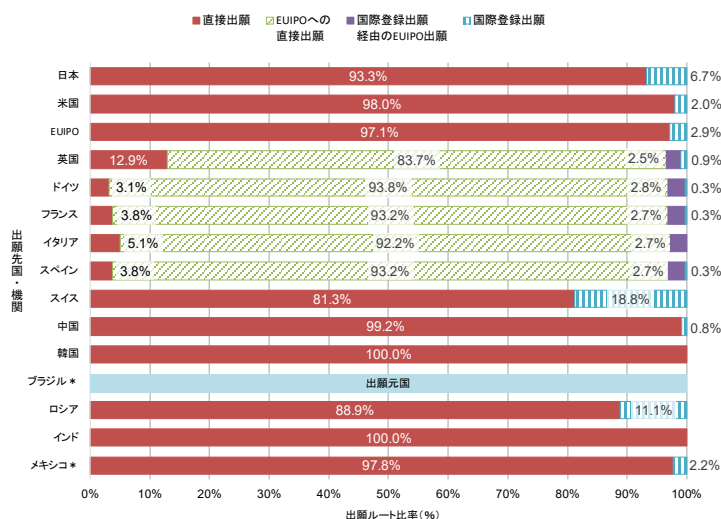


図 2-2-72 ブラジル居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



13. ロシア

自国出願区分数は、2016 年、2017 年と大幅な増加を示した後、2018 年は大幅な減少を示したが 2019 年は再び大幅な増加に転じている。他国出願区分数は、2015 年から 2019 年にかけて緩やかな増加を続けている。ロシアにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、ドイツ居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。2019 年のロシア居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、中国、米国、EUIPO の順となっている。

図 2-2-73 ロシアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

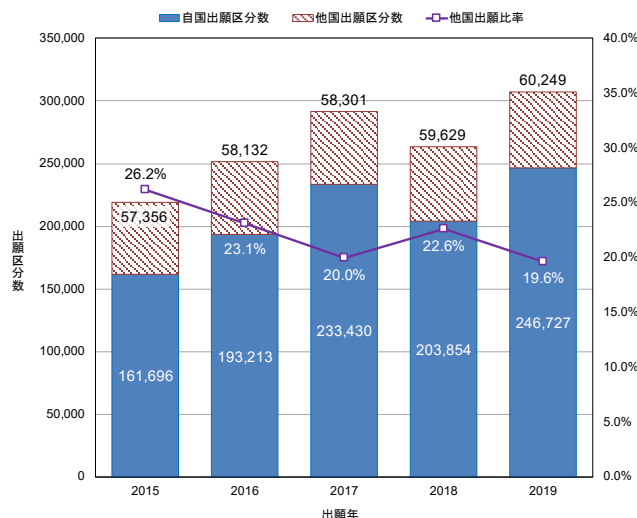


図 2-2-74 ロシアにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

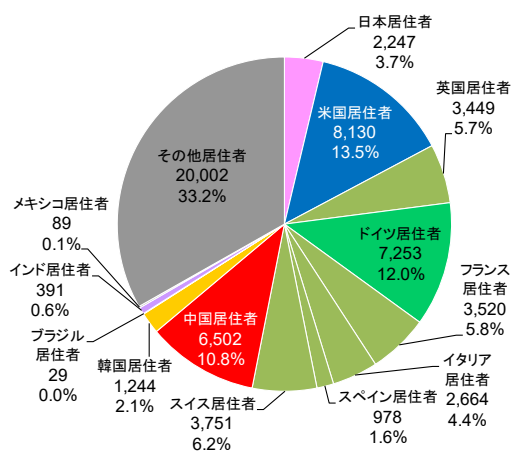


図 2-2-75 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

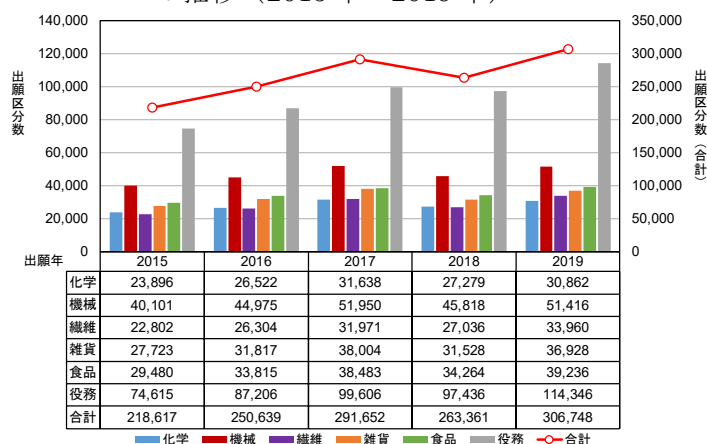


図 2-2-76 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

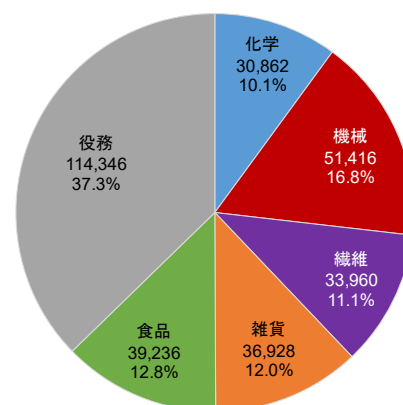


表 2-2-16 ロシア居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定調定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・ 機関	日本	JP	○		91	80	135	133	140	579	5.3%	53.8%
	米国	US	○		308	344	520	540	629	2,341	16.5%	104.2%
	EUIPO	EM	○		258	380	413	505	529	2,085	4.8%	105.0%
	英国	GB	○		120	125	218	224	213	900	-4.9%	77.5%
	ドイツ	DE	○		190	201	275	279	352	1,297	26.2%	85.3%
	フランス	FR	○		129	116	177	171	220	813	28.7%	70.5%
	イタリア	IT	○	n/a		136	190	183	209	718	14.2%	53.7%
	スペイン	ES	○		105	103	149	151	191	699	26.5%	81.9%
	スイス	CH	○		103	87	136	107	129	562	20.6%	25.2%
	中国	CN	○		805	1,228	1,667	1,910	2,402	8,012	25.8%	198.4%
	韓国	KR	○		88	102	188	183	155	716	-15.3%	76.1%
	ブラジル	* BR	○		57	84	64	56	85	346	51.8%	49.1%
ロシア	RU	○					自 国					
インド	IN	○		205	213	228	183	221	1,050	20.8%	7.8%	
メキシコ	* MX	○		39	95	103	89	109	435	22.5%	179.5%	
合計					2,407	3,214	4,328	4,581	5,444	19,974	18.8%	126.2%

ロシア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要各国・機関への直接出願が 41.7%、国際登録出願は 58.3%となっており、国際登録出願の利用割合が高い。日本、スイスへの出願は国際登録出願の割合が高く 90%を超えており、韓国、インドへの出願では 80%以上が国際登録出願となっている。中国はおよそ 30%、EU 加盟の主要国へはおよそ 80%程度、EUIPO へも約 70%が国際登録出願となっている。

図 2-2-77 ロシア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

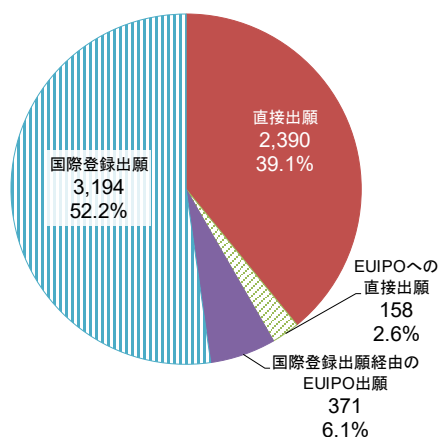
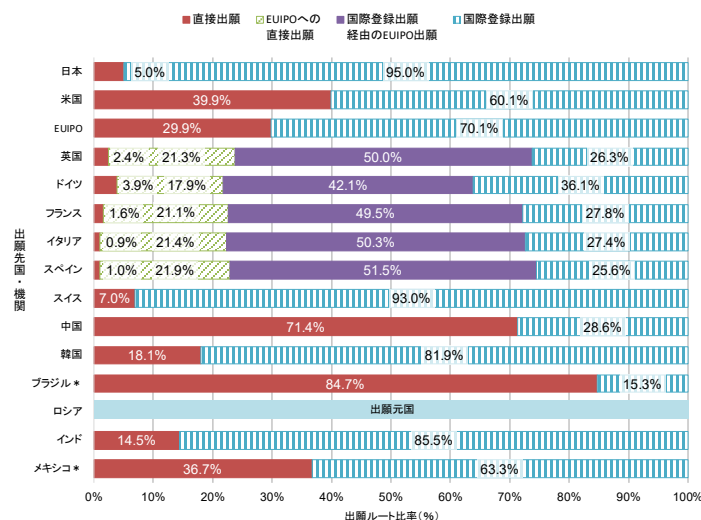


図 2-2-78 ロシア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



14. インド

自国出願区分数は、2017年に減少を示したが2018年に大幅な増加を示し、2019年も増加を続けたことにより過去5年間で最も大きな出願区分数となっている。他国出願区分数も2017年に減少を示したものの全体としては増加傾向を示している。インドにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで化学分野となっている。2019年のインド居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、米国、中国、EUIPOの順となっている。

図 2-2-79 インドにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）

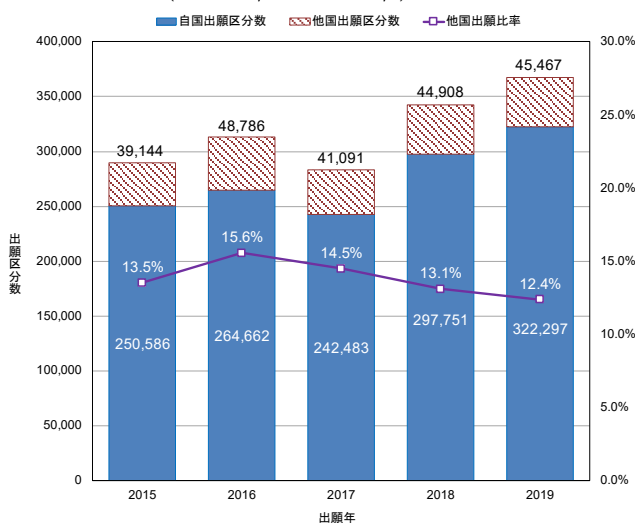


図 2-2-80 インドにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）

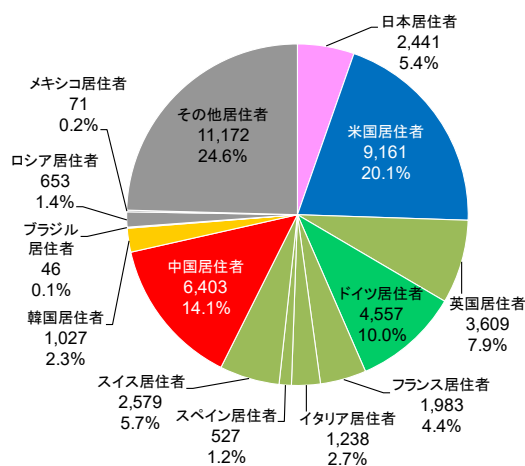


図 2-2-81 インドにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）

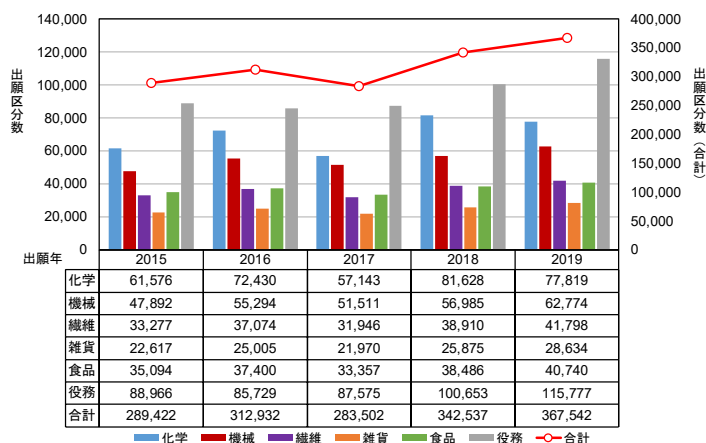


図 2-2-82 インドにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）

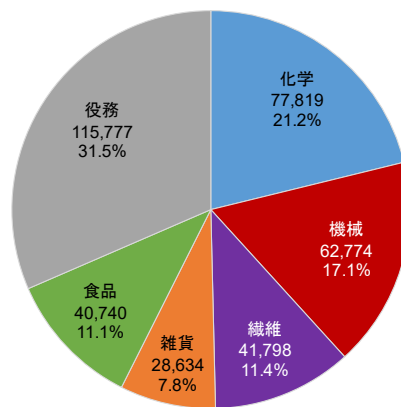


表 2-2-17 インド居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国・機関	日本	JP	95	52	80	123	198	548	61.0%	108.4%
	米国	US	687	771	829	940	1,207	4,434	28.4%	75.7%
	EUIPO	EM	336	310	312	379	429	1,766	13.2%	27.7%
	英国	GB	93	123	235	271	323	1,045	19.2%	247.3%
	ドイツ	DE	10	31	25	23	32	121	39.1%	220.0%
	フランス	FR	13	36	18	30	28	125	-6.7%	115.4%
	イタリア	IT	n/a	13	22	24	20	79	-16.7%	53.8%
	スペイン	ES	10	14	26	28	19	97	-32.1%	90.0%
	スイス	CH	39	60	45	23	75	242	226.1%	92.3%
	中国	CN	402	436	622	570	691	2,721	21.2%	71.9%
	韓国	KR	56	80	57	42	72	307	71.4%	28.6%
	ブラジル	* BR	128	142	110	77	200	657	159.7%	56.3%
	ロシア	RU	232	183	327	166	251	1,159	51.2%	8.2%
主要各国・機関	インド	IN								
	メキシコ	* MX	222	101	103	199	207	832	4.0%	-6.8%
合計			2,228	2,300	2,731	2,772	3,554	13,585	28.2%	59.5%

インド居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 70.6%を占めており、国際登録出願の利用は 29.4%に止まっている。欧州への出願を見ると、EUIPO への直接出願が 61.8%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多いが、英国へは直接出願が多く見られる。また、米国、中国、ブラジルへの出願においても直接出願が多く利用されている。

図 2-2-83 インド居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

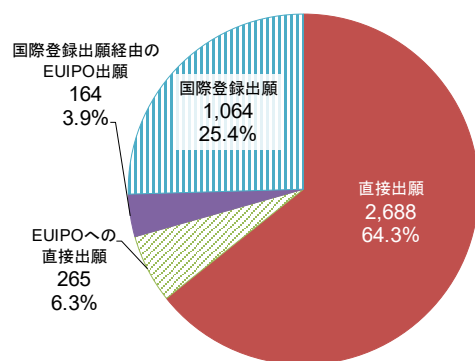
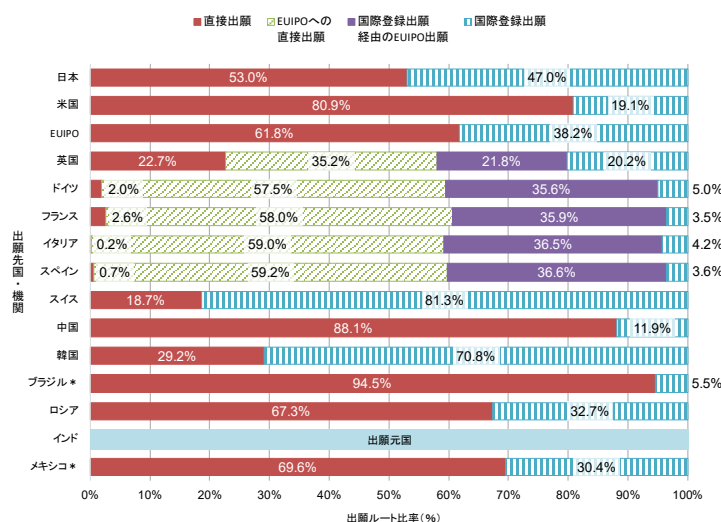


図 2-2-84 インド居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



15. メキシコ

自国出願区分数は、2015 年から 2019 年まで増加を続けているが、2018 年はわずかな増加に留まっている。他国出願区分数も自国出願区分数と同様に 2019 年まで増加を続けている。メキシコにおける他国居住者からの出願区分数は、米国居住者、中国居住者の順となっている。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。2019 年のメキシコ居住の出願人による主要国・機関への商標出願は、米国、中国、ブラジルの順となっている。

図 2-2-85 メキシコにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015 年～2019 年）

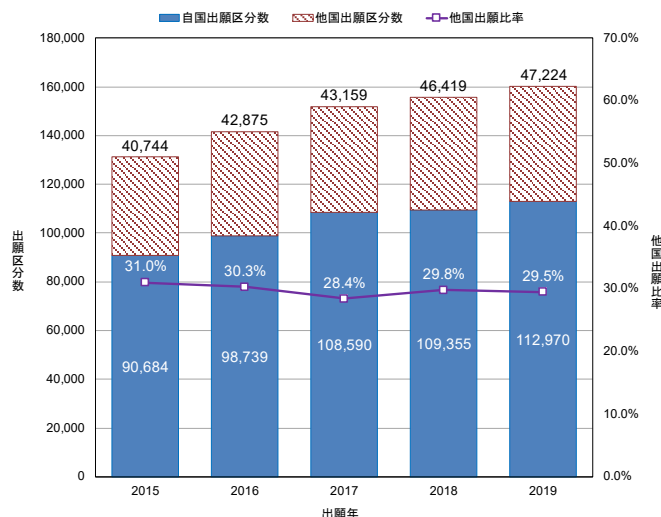


図 2-2-86 メキシコにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019 年）

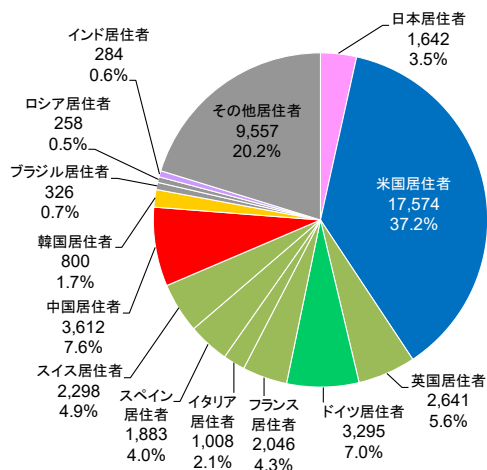


図 2-2-87 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015 年～2019 年）

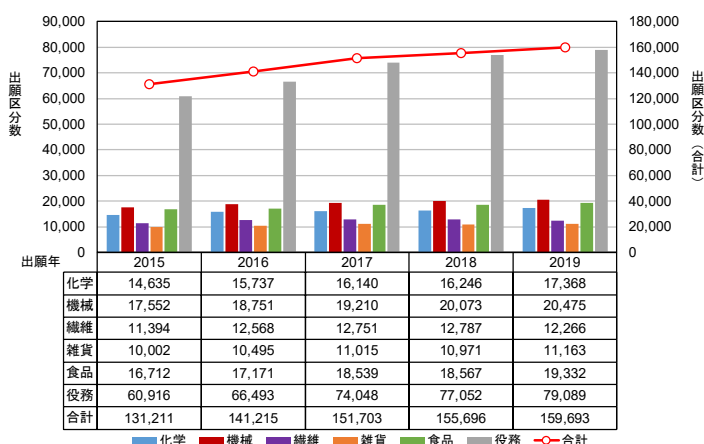


図 2-2-88 メキシコにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019 年）

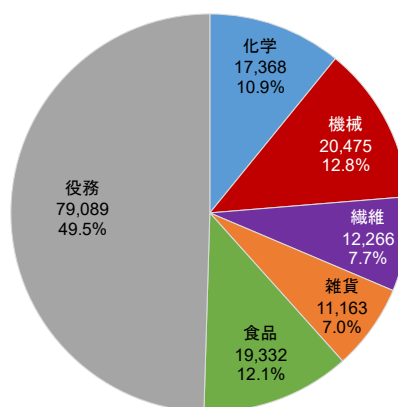


表 2-2-18 メキシコ居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

出願先国・機関			国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	合計	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
主要各国 ・ 機関	日本	JP	○		80	74	56	54	81	345	50.0%	1.3%
	米国	US	○		1,856	1,837	1,660	1,839	1,888	9,080	2.7%	1.7%
	EUIPO	EM	○		312	285	303	283	348	1,531	23.0%	11.5%
	英国	GB	○		16	71	52	34	48	221	41.2%	200.0%
	ドイツ	DE	○		7	10	30	21	22	90	4.8%	214.3%
	フランス	FR	○		18	24	20	21	17	100	-19.0%	-5.6%
	イタリア	IT	○	n/a		11	16	7	15	49	114.3%	36.4%
	スペイン	ES	○		51	72	73	56	65	317	16.1%	27.5%
	スイス	CH	○		20	31	29	15	23	118	53.3%	15.0%
	中国	CN	○		463	614	490	525	529	2,621	0.8%	14.3%
	韓国	KR	○		56	44	64	42	54	260	28.6%	-3.6%
	ブラジル	* BR	○		649	1,294	362	345	399	3,049	15.7%	-38.5%
	ロシア	RU	○		44	74	63	41	56	278	36.6%	27.3%
インド	IN	○		63	37	90	51	67	308	31.4%	6.3%	
	メキシコ	* MX	○		自 国							
合計					3,555	4,404	3,252	3,280	3,531	18,022	7.7%	-0.7%

メキシコ居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 92.3%と大半を占めており、国際登録出願の利用は 7.7%に止まっている。欧州への出願をみると、EUIPO への直接出願が 86.8%と多く、EU 加盟の主要国へも EUIPO を利用した直接出願が多いが、スペイン、英国へは直接出願が多く見られる。また、米国、中国、ブラジル、インドへの出願においても直接出願が多く利用されている。

図 2-2-89 メキシコ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019 年）

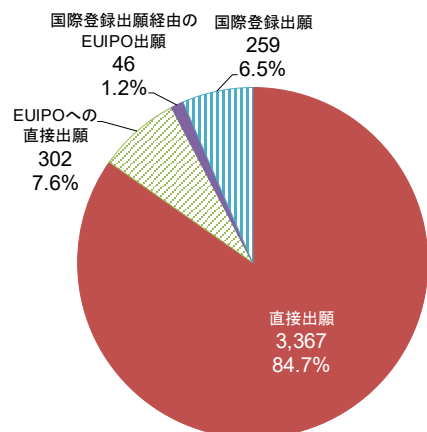
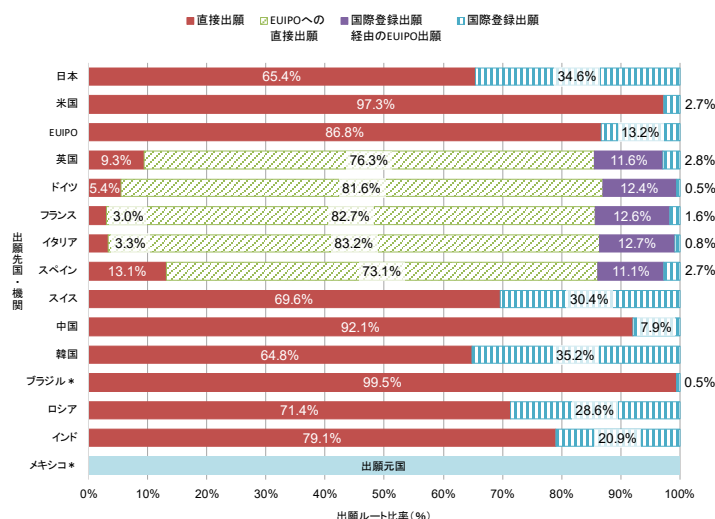


図 2-2-90 メキシコ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019 年）



各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(1)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-1	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-2	日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-3	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-4	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	特許庁 特許行政年次報告書
表2-2-1	主要国居住者による日本への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：ブラジル居住者による出願件数（2019年） ②特許庁 特許行政年次報告書：上記以外
表2-2-2	日本居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-3	日本居住の出願人による2019年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移（2015年～2019年）（上位10ヶ国・機関）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国、台湾 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-5	日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-6	日本居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-4	日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2015年～2019年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-7	米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-8	米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-9	米国における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-10	米国における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
表2-2-5	米国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-11	米国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-12	米国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-13	EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-14	EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-15	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-16	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
表2-2-6	欧州居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-17	EU加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-18	EU加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-19	英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	英国連邦知的財産庁の年次報告書
図2-2-20	英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	英国連邦知的財産庁の年次報告書
図2-2-21	英国における産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	英国連邦知的財産庁の年次報告書
図2-2-22	英国における産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	英国連邦知的財産庁の年次報告書
表2-2-7	英国居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-23	英国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-24	英国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-25	ドイツにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-26	ドイツにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-27	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-28	ドイツにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
表2-2-8	ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-29	ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-30	ドイツ居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-31	フランスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-32	フランスにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-33	フランスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-34	フランスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
表2-2-9	フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-35	フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-36	フランス居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-37	イタリアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-38	イタリアにおける英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-39	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2015年～2019年）	WIPOの統計資料
図2-2-40	イタリアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2019年）	WIPOの統計資料
表2-2-10	イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移（2015年～2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-41	イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-42	イタリア居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合（2019年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(2)

[illegible]

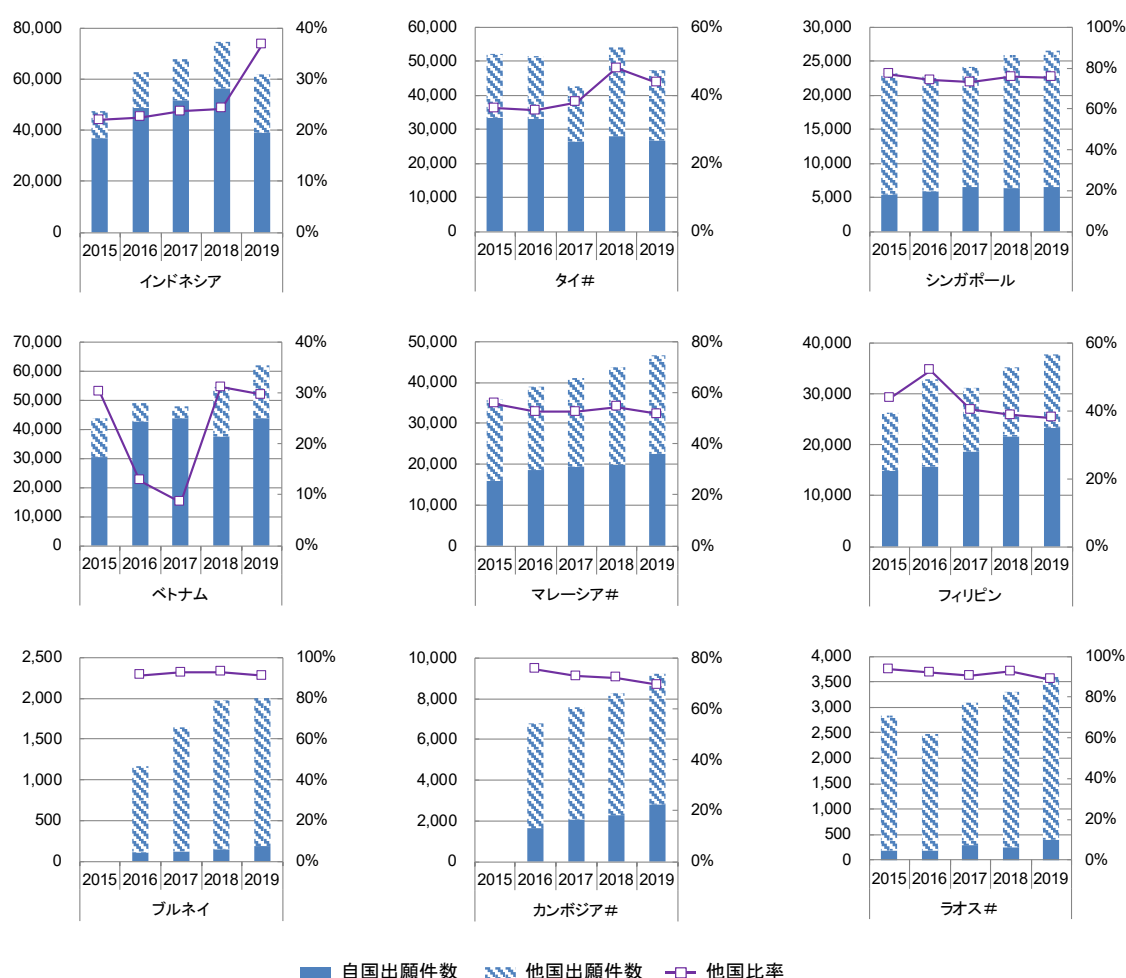
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向

1. ASEAN 参加国における商標出願動向

ASEAN 参加国であるインドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオスにおける 2015 年から 2019 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-1 に示す。

ASEAN 参加国の内、タイ以外の国において出願件数は概ね増加傾向を示している。特にフィリピン、ベトナム、インドネシアでは増加傾向が顕著に見られる。フィリピン、ベトナムでは、2017 年に減少を示したが、2018 年に増加に転じ 2019 年も増加を続けている。インドネシアは、2015 年から 2018 年まで増加を続け、特に 2016 年に大幅な増加が見られたが、2019 年は減少に転じている。ASEAN 参加国において他国比率が高いのは、ブルネイ、ラオス、シンガポールでは 70%以上、カンボジアでは 70%近い値となっている 2019 年の日本居住者の出願件数が最も多いのはタイで、次いでマレーシア、インドネシア、シンガポールの順となっている。また、日本居住者の出願割合が最も高いのは、シンガポールで 2019 年は 7%を超えており、次いでタイ、マレーシアで 6%を超えている。

図 2-3-1 ASEAN 参加国における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2015 年～2019 年）



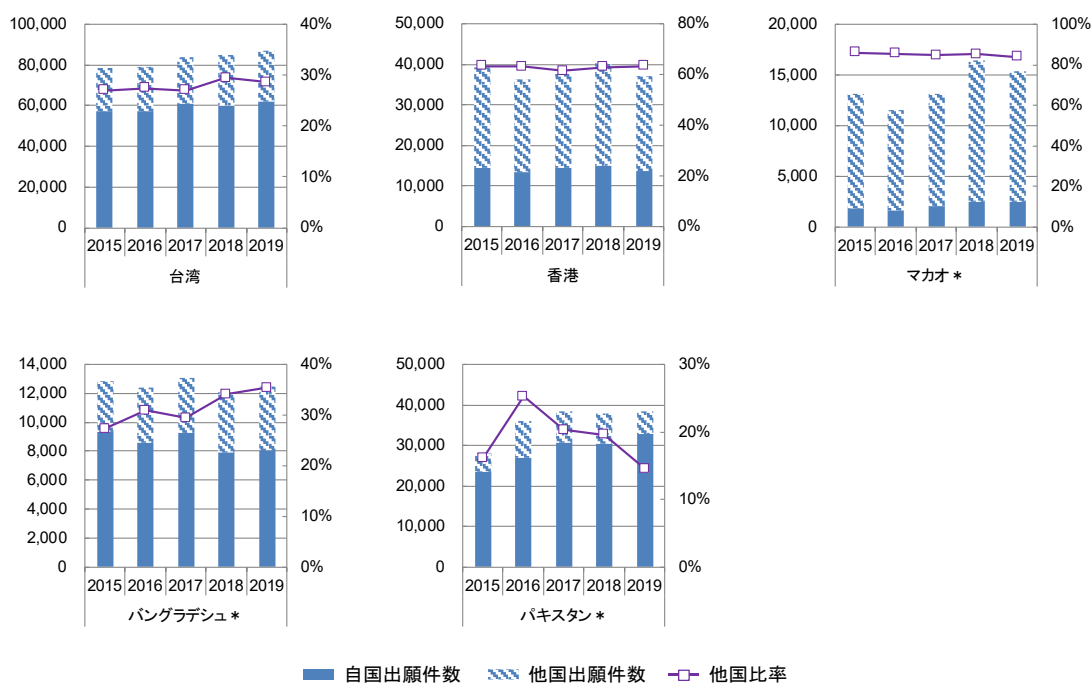
出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：タイ（2015～2017 年）、シンガポール（2015 年）、ベトナム（2015～2017 年）、マレーシア（2015 年～2017 年）
 ②Clarivate Analytics のデータ：ラオス（2019 年）
 ③WIPO の統計資料：上記以外

2. その他のアジア諸国（地域）における商標出願動向

その他のアジア諸国（地域）として台湾、香港、マカオ、バングラデシュ、パキスタンにおける 2015 年から 2019 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-2 に示す。

その他のアジア諸国（地域）への出願件数は、台湾、マカオ、パキスタンでは増加傾向を示している。台湾では、出願件数は 2015 年から 2019 年まで増加を続けている。香港では、2016 年に減少を示した後、2017 年、2018 年と増加を続けたが、2019 年は再び減少に転じている。マカオでは、2016 年、2019 年に前年よりも減少を示したが 2015 年から 2019 年にかけて概ね増加傾向を示している。バングラデシュでは、2017 年まで増加傾向を示した後、2018 年は減少に転じたが 2019 年は再び増加に転じている。パキスタンは、2016 年に大幅な増加を示し 2017 年も増加を続けた後、2018 年に出願件数の減少を示したが 2019 年は再び増加に転じており全体としては増加傾向を示す結果となった。2019 年の日本居住者の出願件数が最も多いのは台湾で、次いで香港の順である。また、日本居住者の出願割合が最も高いのはマカオであり、2016 年以降は増加を続けている。

図 2-3-2 その他のアジア諸国（地域）における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2015 年～2019 年）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：台湾、香港、マカオ（2018～2019 年）、バングラデシュ（2015～2017 年）
②WIPO の統計資料：上記以外

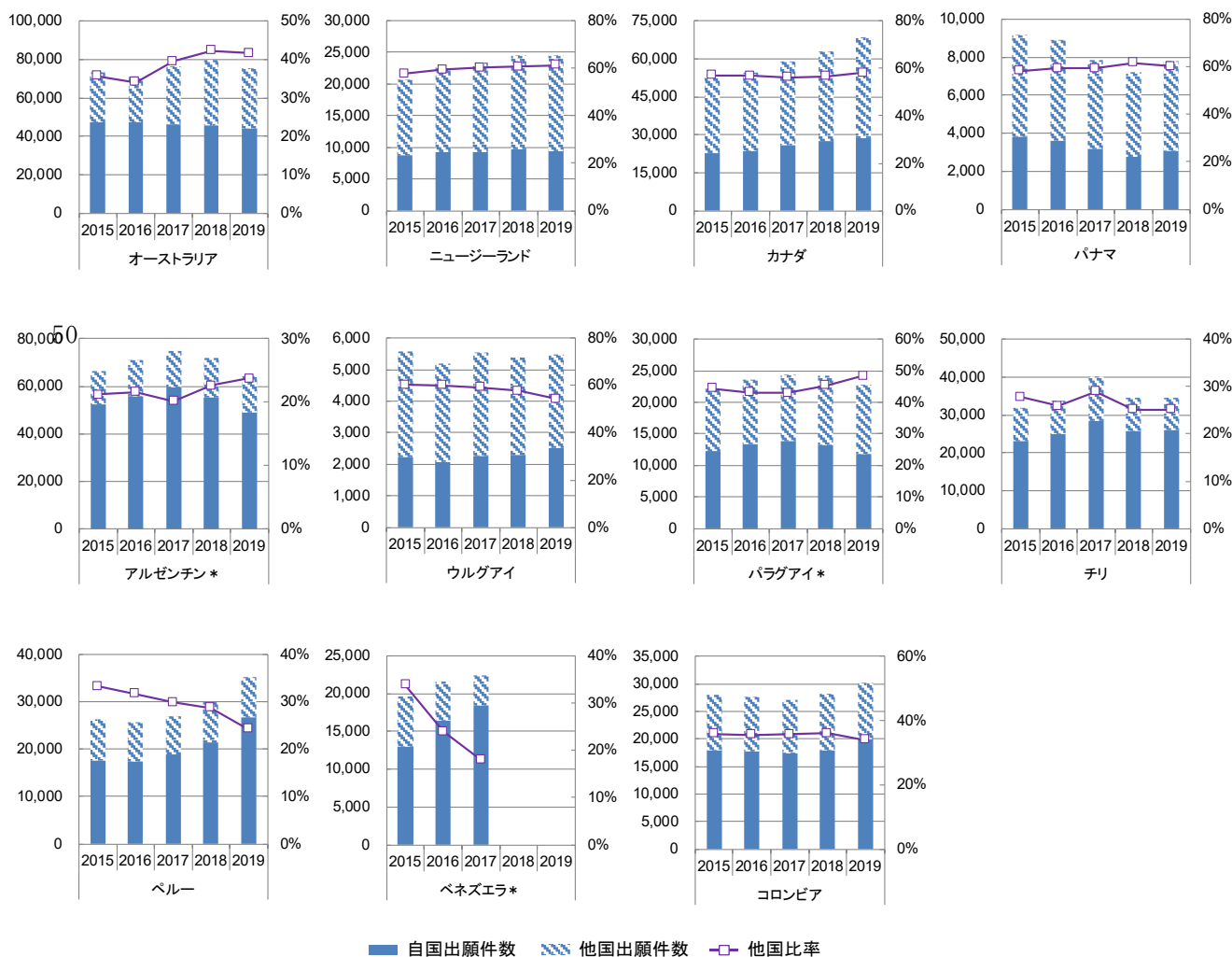
第4節 その他の国・機関における商標出願動向

1. オセアニア、北米・中米・南米における商標出願動向

その他の国・機関の内、オセアニア、北米・中米・南米に含まれるオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パナマ、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、チリ、ペルー、ベネズエラ、コロンビアにおける2015年から2019年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図2-4-1に示す。

2019年はカナダ、パナマ、ウルグアイ、ペルー、コロンビアで増加を示しており、チリでは横ばいで推移している。調査対象国の中で最も出願件数が多いオーストラリアは、2016年に減少した後、2018年まで増加を続けたが2019年は再び減少に転じている。また、次いで出願件数の多いカナダは、2015年から2019年まで増加を続けている。他国比率が高いのは、ニュージーランド、パナマ、カナダ、ウルグアイであり、いずれも50%を超えている。

図2-4-1 オセアニア、北米・中米・南米における自国と他国の出願件数と他国比率の推移
(2015年～2019年)



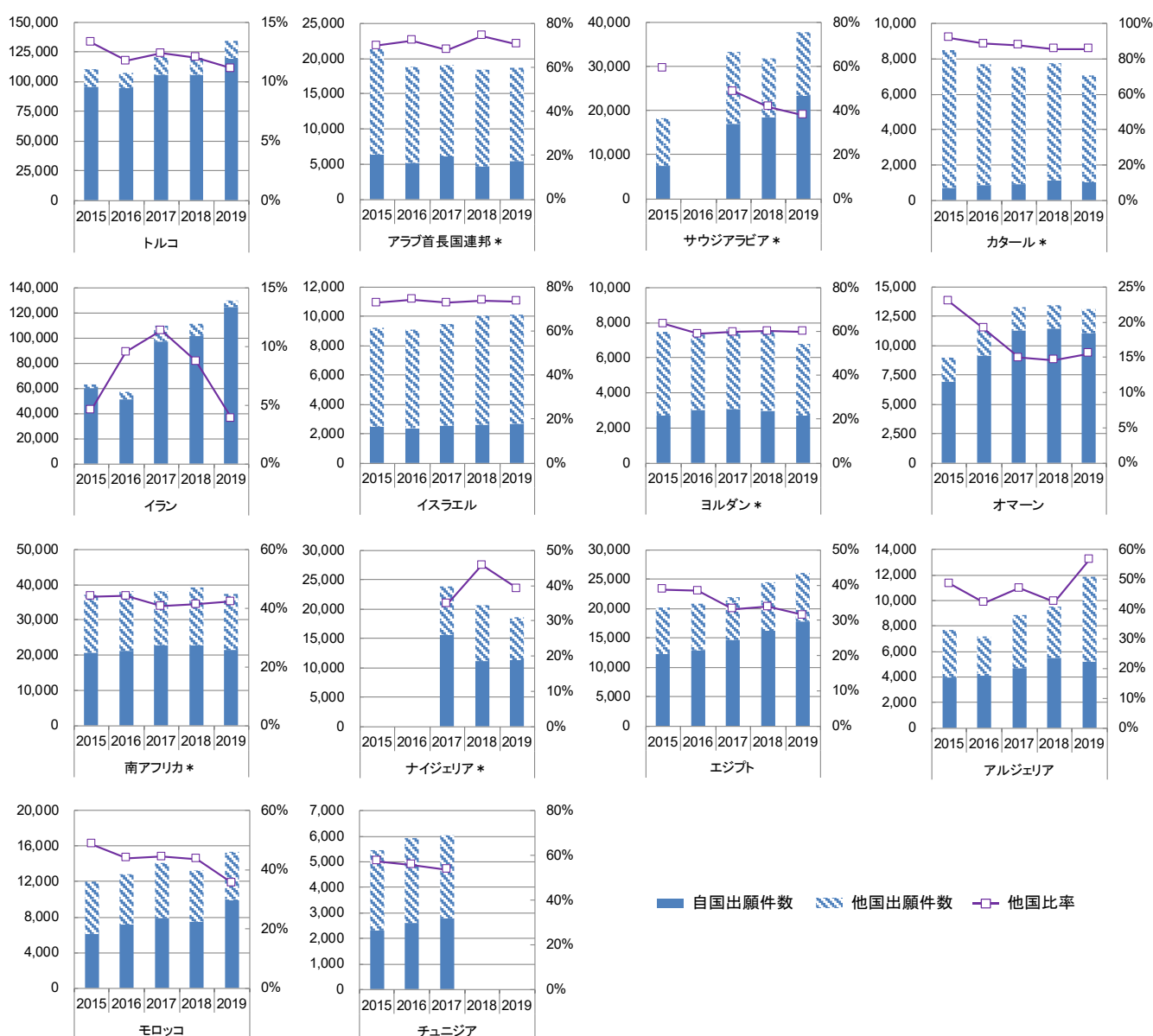
出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：オーストラリア
 ②Clarivate Analytics のデータ：パラグアイ
 ③WIPO の統計資料：上記以外

2. 中近東、アフリカにおける商標出願動向

その他の国・機関の内、中近東、アフリカに含まれるトルコ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、カタール、イラン、イスラエル、ヨルダン、オマーン、南アフリカ、ナイジェリア、エジプト、アルジェリア、モロッコ、チュニジアにおける 2015 年から 2019 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-4-2 に示す。

2019 年で最も出願件数の多い国は、トルコであり、次いでイラン、サウジアラビアの順となっている。調査対象国の中で最も出願件数が多いトルコは、増減を繰り返しながらも 2015 年から 2019 年にかけて増加傾向を示している。他国比率が高いのは、カタール、イスラエル、アラブ首長国連邦でいずれも 70%を超えている。2019 年の日本居住者の出願件数が最も多いのは、アラブ首長国連邦、サウジアラビアであり、次いで南アフリカの順となっている。

図 2-4-2 中近東、アフリカにおける自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2015 年～2019 年）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：トルコ、南アフリカ（2015～2018 年）、モロッコ（2015～2017 年）

②Clarivate Analytics のデータ：カタール

③WIPO の統計資料：上記以外

第3章 各国（地域）・機関の商標制度と商標出願動向

第1節 新しいタイプの商標について

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）が保護対象として追加された。ここでは、諸外国における新しいタイプの商標の出願件数と登録件数の推移を調査した。諸外国における2015年から2019年の音の商標の出願・登録件数を表3-1-1に、色彩の商標の出願・登録件数を表3-1-2に、動きの商標の出願・登録件数を表3-1-3に、位置商標の出願・登録件数を表3-1-4に、ホログラム商標の出願・登録件数を表3-1-5に、立体商標の出願・登録件数を表3-1-6に示す。

表3-1-1 音の商標の出願件数・登録件数

音の商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 365 登録 21	133 74	81 113	52 50	37 32	668 290
米国	出願 38 登録 16	26 21	48 16	48 29	40 20	200 102
EUIPO	出願 12 登録 9	15 12	22 8	23 17	52 28	124 74
英国	出願 0 登録 0	1 0	0 1	3 1	2 3	6 5
ドイツ	出願 17 登録 17	7 6	7 6	3 2	12 8	46 39
フランス	出願 4 登録 3	0 2	1 1	0 0	2 0	7 6
イタリア	出願 0 登録 0	0 0	0 0	1 0	2 2	3 2
スペイン	出願 0 登録 1	1 0	4 3	2 3	0 1	7 8
スイス	出願 1 登録 0	2 1	1 2	1 1	3 3	8 7
中国	出願 (150) 登録 0	(69) (11)	(107) (10)	(60) 0	(75) (11)	(461) (32)
韓国	出願 5 登録 0	17 2	17 14	26 13	43 26	108 55
ブラジル	出願 登録	 	 	 	 	
ロシア	出願 4 登録 2	3 5	1 0	0 0	2 1	10 8
インド	出願 3 登録 3	6 6	7 7	5 5	16 16	37 37
メキシコ	出願 登録	 	 	0 0	0 0	0 0
台湾	出願 5 登録 2	4 8	4 8	2 0	2 1	17 19
シンガポール	出願 1 公告 1	3 1	2 3	2 2	2 0	10 7
オーストラリア	出願 4 登録公告 4	6 4	2 4	7 3	10 3	29 18
ニュージーランド	出願 4 登録 2	2 5	1 0	2 2	2 2	11 11
カナダ	出願 4 登録 5	6 7	8 7	3 0	8 7	29 26

表3-1-2 色彩の商標の出願件数・登録件数

色彩の商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 448 登録 0	43 0	23 2	20 5	6 1	540 8
米国	出願 n/a 登録 n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a
EUIPO	出願 30 登録 11	19 5	30 12	29 11	29 12	137 51
英国	出願 4 登録 0	4 7	2 1	2 2	4 6	16 16
ドイツ	出願 11 登録 4	7 3	10 3	4 1	23 4	55 15
フランス	出願 0 登録 0	0 0	0 0	0 0	8 0	8 0
イタリア	出願 0 登録 0	0 0	0 0	15 0	34 22	49 22
スペイン	出願 0 登録 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
スイス	出願 1 登録 0	2 1	0 0	2 0	1 0	6 1
中国	出願 n/a 登録 n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a
韓国	出願 7 登録 2	3 1	4 1	4 0	13 0	31 4
ブラジル	出願 登録	 	 	 	 	
ロシア	出願 0 登録 0	0 0	0 0	1 0	0 1	1 1
インド	出願 n/a 登録 n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a	n/a n/a
メキシコ	出願 登録	 	 	0 0	0 0	0 0
台湾	出願 14 登録 1	18 0	3 3	7 2	4 0	46 6
シンガポール	出願 2 公告 0	1 0	0 0	0 0	0 0	3 0
オーストラリア	出願 48 登録公告 20	32 23	39 15	50 19	45 14	214 91
ニュージーランド	出願 13 登録 5	6 0	3 3	15 2	6 2	43 12
カナダ	出願 0 登録 0	0 0	0 0	0 0	110 0	110 0

出典：日本：J-Plat Pat、米国：TESS、EUIPO：TMView、英国：TMView、ドイツ：TMView、フランス：TMView、イタリア：TMView、スペイン：TMView、スイス：TMView、韓国：KIPRIS、ブラジル：TMView、ロシア：TMView、インド：TMView、メキシコ：TMView、台湾：商標検索統系、シンガポール：IP2SG、オーストラリア：ATMS、ニュージーランド：STM、カナダ：CTD

中国は現地代理人への問い合わせによりデータ取得（表中では括弧付きで表示している。）

備考：表3-1-1から表3-1-6において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-3 動きの商標の出願件数・登録件数

動きの商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 81	37	10	25	23	176
	登録 13	47	32	8	18	118
米国	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願 0	0	10	33	31	74
	登録 0	0	0	16	22	38
英国	出願 0	0	0	0	12	12
	登録 0	0	0	0	10	10
ドイツ	出願 0	0	0	0	4	4
	登録 0	0	0	0	0	0
フランス	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
イタリア	出願					0
	登録					0
スペイン	出願 0	0	0	0	10	10
	登録 0	0	0	0	6	6
スイス	出願 0	2	1	1	3	7
	登録 1	0	1	1	2	5
中国	出願					0
	登録					0
韓国	出願 39	5	2	3	8	57
	登録 18	45	2	2	2	69
ブラジル	出願					0
	登録					0
ロシア	出願 1	2	1	0	0	4
	登録 0	0	2	2	0	4
インド	出願					0
	登録					0
メキシコ	出願			0	0	0
	登録			0	0	0
台湾	出願 2	5	0	0	0	7
	登録 1	1	1	0	1	4
シンガポール	出願 4	0	3	2	2	11
	公告 1	1	1	2	2	7
オーストラリア	出願 20	16	9	6	9	60
	登録公告 25	2	13	8	7	55
ニュージーランド	出願 2	0	2	0	0	4
	登録 2	0	1	2	0	5
カナダ	出願 0	1	1	0	2	4
	登録 0	0	0	0	0	0

表 3-1-4 位置商標の出願件数・登録件数

位置商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 260	82	55	43	44	484
	登録 5	14	31	20	18	88
米国	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願 0	0	20	55	80	155
	登録 0	0	0	10	21	31
英国	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
ドイツ	出願 0	0	1	0	11	12
	登録 0	0	0	0	1	1
フランス	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
イタリア	出願					
	登録					
スペイン	出願					
	登録					
スイス	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
中国	出願					
	登録					
韓国	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ブラジル	出願					
	登録					
ロシア	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
インド	出願					
	登録					
メキシコ	出願					
	登録					
台湾	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
シンガポール	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	公告 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
オーストラリア	出願 0	0	0	0	0	0
	登録公告 0	0	0	0	0	0
ニュージーランド	出願					
	登録					
カナダ	出願 3	9	16	26	21	75
	登録 0	0	0	0	0	0

表 3-1-5 ホログラム商標の出願件数・登録件数

ホログラム商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 14	3	0	2	1	20
	登録 1	8	2	1	2	14
米国	出願 1	1	4	0	0	6
	登録 2	1	0	2	0	5
EUIPO	出願 0	0	1	1	0	2
	登録 0	0	0	1	1	2
英国	出願 0	1	0	1	1	3
	登録 1	0	1	0	2	4
ドイツ	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
フランス	出願 109	66	34	1	2	212
	登録 109	57	35	5	0	206
イタリア	出願					
	登録					
スペイン	出願					
	登録					
スイス	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0
中国	出願					
	登録					
韓国	出願 2	0	1	1	0	4
	登録 0	1	0	0	2	3
ブラジル	出願					
	登録					
ロシア	出願 0	0	0	0	1	1
	登録 0	0	0	0	0	0
インド	出願					
	登録					
メキシコ	出願			0	0	0
	登録			0	0	0
台湾	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	2	0	0	2
シンガポール	出願 0	0	0	0	0	0
	公告 0	0	0	0	0	0
オーストラリア	出願 0	0	0	0	0	0
	登録公告 0	0	0	0	0	0
ニュージーランド	出願					
	登録					
カナダ	出願 0	0	0	0	0	0
	登録 0	0	0	0	0	0

表 3-1-6 立体商標の出願件数・登録件数

立体商標	2015	2016	2017	2018	2019	合計
日本	出願 300	258	259	269	238	1,324
	登録 174	150	143	134	123	724
米国	出願 458	434	498	544	456	2,390
	登録 267	327	301	300	395	1,590
EUIPO	出願 492	445	407	455	402	2,201
	登録 405	345	314	317	302	1,683
英国	出願 26	34	30	49	80	219
	登録 36	24	33	36	53	182
ドイツ	出願 157	108	102	81	76	524
	登録 88	75	66	64	57	350
フランス	出願 208	175	76	25	79	563
	登録 206	151	118	20	29	524
イタリア	出願 0	0	0	34	70	104
	登録 0	0	0	0	37	37
スペイン	出願 87	65	74	75	86	387
	登録 91	55	67	81	74	368
スイス	出願 45	47	29	27	33	181
	登録 28	37	11	10	14	100
中国	出願 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0
	登録 n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	0
韓国	出願 72	60	131	59	122	444
	登録 38	50	18	86	34	226
ブラジル	出願 161	128	138	131	117	675
	登録 8	67	89	26	25	215
ロシア	出願 103	89	158	114	47	511
	登録 133	147	120	180	113	693
インド	出願 97	184	212	445	377	1,315
	登録 97	184	212	445	376	1,314
メキシコ	出願 356	386	353	282	268	1,645
	登録 267	244	212	121	112	956
台湾	出願 90	95	115	150	86	536
	登録 60	26	80	118	50	334
シンガポール	出願 24	16	32	66	27	165
	公告 16	7	9	10	25	67
オーストラリア	出願 148	121	108	103	142	622
	登録公告 64	80	68	54	66	332
ニュージーランド	出願 50	50	55	54	27	236
	登録 35	23	38	34	34	164
カナダ	出願 5	4	14	3	96	122
	登録 0	0	0	0	1	1

新しいタイプの商標は、日本以外では欧米及び中国を中心に出願が行われており、その他の国(地域)においては数件程度でとどまっている。「音」の商標では、日本、米国、EUIPO、中国、韓国で多くの出願が認められる。「色彩」の商標では、EUIPO、オーストラリア、カナダで多くの出願が行われているという結果が得られたが、その結果の中には「色彩」の商標以外のもの（着色された商標なども一部含まれている。）も含まれていることが判明した。「ホログラム」商標では、フランスにおいて多くの出願が行われていることが特徴的である。

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の2020年1月から12月までの出願件数及び登録件数の推移を表3-1-7に示す。

表 3-1-7 日本における新しいタイプの商標の出願及び登録状況（2020年）

2020年		立体	音	動き	位置	ホログラム	色彩のみ	合計
1月	出願	20	0	4	3	0	0	27
	登録	11	1	0	4	0	0	16
2月	出願	13	3	1	4	0	0	21
	登録	13	1	3	0	0	0	17
3月	出願	17	3	3	3	0	1	27
	登録	11	4	0	1	1	0	17
4月	出願	38	3	0	3	0	2	46
	登録	14	2	1	1	0	0	18
5月	出願	30	5	1	1	0	0	37
	登録	12	3	1	1	0	0	17
6月	出願	21	1	2	4	0	0	28
	登録	11	3	1	1	0	0	16
7月	出願	29	1	1	6	0	0	37
	登録	19	1	10	0	0	0	30
8月	出願	24	1	1	2	0	0	28
	登録	7	1	0	1	0	0	9
9月	出願	14	1	0	9	0	0	24
	登録	15	5	3	0	0	0	23
10月	出願	22	3	2	2	0	0	29
	登録	13	0	0	2	0	0	15
11月	出願	23	0	2	1	0	2	28
	登録	18	3	1	9	0	0	31
12月	出願	14	0	1	2	0	0	17
	登録	12	4	1	0	0	0	17
合計	出願	265	21	18	40	0	5	349
	登録	156	28	21	20	1	0	226

出典：
独立行政法人 工業所有権情報・
研修館運営の特許情報
プラットフォーム
「J-Plat Pat」のデータ
(2021年2月15日現在)

各国（地域）・機関の新しいタイプの商標の出願状況を取得する方法として各国（地域）・機関のデータベースの利用が挙げられる。各国（地域）・機関のデータベースでは各国の商標のタイプに対する項目（Mark Type やカテゴリ）のタグ付けが様々なため、検索が困難なものも存在する。本調査において新しいタイプの商標に関する出願・登録状況の情報取得を試みた国のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況を表 3-1-8 に示す。

表 3-1-8 各国（地域）・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況
（2020 年 12 月現在）

国名	データベース	音	色彩	香り（匂い）	動き	位置	ホログラム	トレードドレス
日本	J-Plat Pat	○	○		○	○	○	
米国	TESS	○	×	○	×	×	○	○
EUIPO	TM View	○	○		○	○	○	×
英国	TM View	○	△		○	○	○	
ドイツ	TM View	○	△		○	○	○	
フランス	TM View	○	△		○	○	○	
イタリア	TM View	○	△	×				
スペイン	TM View	○	△	×	○			
スイス	TM View	○	△		○	○	○	
韓国	KIPRIS	○	○	○	○	×	○	
ブラジル	TM View							
ロシア	TM View	○	△	×	○	○	○	×
インド	TM View	○	△	×				
メキシコ	TM View	○	△	×	○		○	×
台湾	商標検索統系	○	△	×	○	×	○	×
シンガポール	IP2SG	○	△	×	○	×	○	
オーストラリア	ATMS	○	△	○	○	○	○	
ニュージーランド	STM	○	△	○	○			
カナダ	CTD	○	○	○	○	○	○	

出典：各国知財庁の提供するデータベースあるいは Clarivate Analytics のデータ

凡例： ○ 検索可能
△ 制度あり、検索困難
× 制度あり、検索不可
 制度なし

第2節 異議申立件数について

異議申立制度について、日本においては権利付与後に設定されているが、諸外国においては、権利付与前に設定されている国も多い。ここでは2009年から2019年における日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を調査した。日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を表3-2-1と図3-2-1に示す。

登録件数に対する異議申立件数の割合をみると、EUIPOの異議申立の割合が他国よりも高いことが特徴としてあげられる。EUIPOは方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみが行われ、先行商標との相対的拒絶理由についての審査はされず、異議申立を待って審査が行われるため、異議申立件数が他国より多い点が出願手続を行うにあたっての留意点として挙げられる。

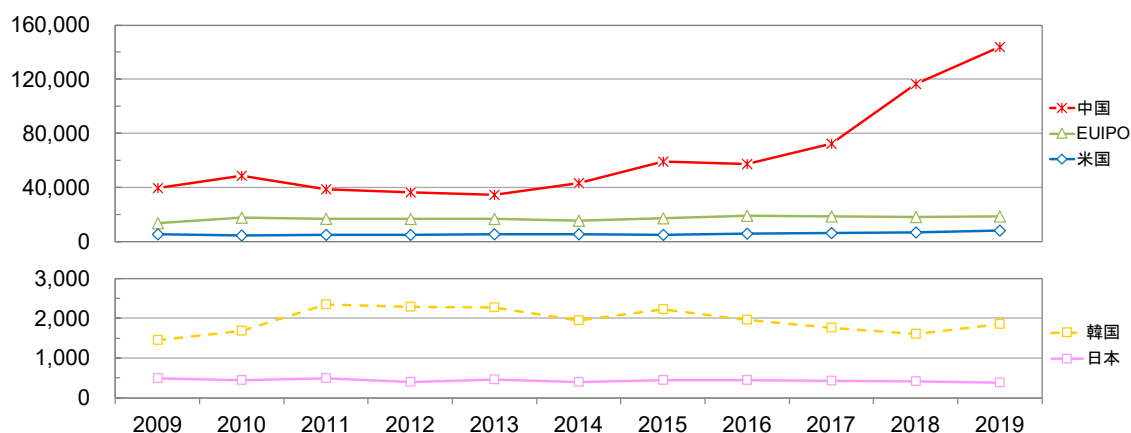
中国は異議申立件数が多いが、登録件数が非常に膨大であることから登録件数に対する異議申立件数の割合では3%未満程度であり、米国とあまり変わらない値で推移しており、減少傾向を示している。

日本における登録件数に対する異議申立件数の割合は2019年には過去11年間で最も低い0.3%という値を示しており、他の調査対象国と比較しても非常に低い事がわかる。

表3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2009年～2019年）

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
日本	異議	496	440	484	394	460	391	449	449	426	417	384
	登録	108,717	97,780	89,279	96,359	103,399	99,896	98,085	105,207	111,180	116,547	109,859
	割合	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
米国	異議	5,307	4,513	4,985	5,160	5,278	5,509	5,209	5,881	6,156	6,934	8,243
	登録	180,520	179,194	195,703	190,937	197,306	207,701	220,878	234,261	258,488	278,190	335,228
	割合	2.9%	2.5%	2.5%	2.7%	2.7%	2.7%	2.4%	2.5%	2.4%	2.5%	2.5%
EUIPO	異議	13,780	17,743	16,987	16,634	17,006	15,658	17,215	19,127	18,597	18,352	18,684
	登録	90,021	100,889	93,882	95,668	98,099	103,806	109,338	125,973	128,324	133,306	113,804
	割合	15.3%	17.6%	18.1%	17.4%	17.3%	15.1%	15.7%	15.2%	14.5%	13.8%	16.4%
中国	異議	39,436	48,930	38,572	36,331	34,667	43,398	59,122	57,274	72,559	116,428	143,725
	登録	820,461	1,336,069	1,011,127	998,736	989,313	1,368,048	2,258,486	1,984,881	2,791,066	5,105,098	6,218,786
	割合	4.8%	3.7%	3.8%	3.6%	3.5%	3.2%	2.6%	2.9%	2.6%	2.3%	2.3%
韓国	異議	1,447	1,676	2,345	2,281	2,278	1,945	2,228	1,964	1,756	1,597	1,851
	登録	53,136	71,255	77,903	100,093	99,791	114,746	119,255	116,704	115,025	114,916	115,025
	割合	2.7%	2.4%	3.0%	2.3%	2.3%	1.7%	1.9%	1.7%	1.5%	1.4%	1.6%

図3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2009年～2019年）



出典：①日本、EUIPO、米国、韓国（登録件数）は各国・機関知財庁の年次報告書。

但し、米国は会計年度である10月から翌年9月までの集計値となっている。

②中国は中国商標局発表の統計情報

③韓国（異議申立件数）は現地代理人への問い合わせによりデータ取得

（表中では括弧付きで表示している。）

備考：米国、EUIPO、中国と日本、韓国は件数が大きく異なるので、別のグラフとしている。

第3節 欧州における EUIPO と EU 加盟国への商標出願動向

欧州における EUIPO と EU 加盟国への商標出願状況を調査し、EUIPO の欧州共同体商標（EUTM）制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を調査する。

EUIPO への出願件数の推移を表 3-3-1 と図 3-3-1 に示す。

EUIPO への出願件数の内、EU 加盟国からの出願件数が約 70%近くを占めており、EU 加盟国における EUIPO への出願利用率の高さが認められる。

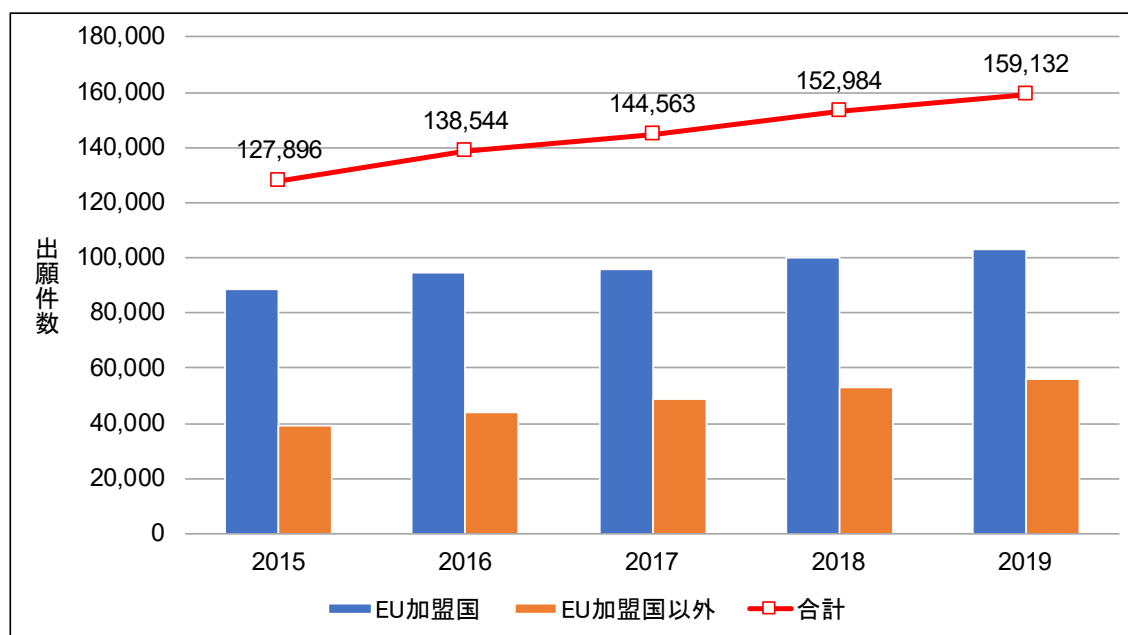
EUIPO への出願件数の内訳を見てみると、EU 加盟国からの出願は 2019 年まで増加を続けている。EU 加盟国以外からの出願も 2019 年まで増加を続けているが、最近 5 年間は EU 加盟国からの出願件数の増加率よりも EU 加盟国以外からの出願件数の増加率の方が大きい。そのため、EU 加盟国からの出願件数が EUIPO への出願件数に占める割合は減少を続けている。

表 3-3-1 EUIPO への出願件数の推移（2015 年～2019 年）

	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
EU加盟国	88,482	94,472	95,674	100,044	103,011	2.97%	16.42%
EU加盟国以外	39,414	44,072	48,889	52,940	56,121	6.01%	42.39%
合計	127,896	138,544	144,563	152,984	159,132	4.02%	24.42%

出典：WIPO の統計データ

図 3-3-1 EUIPO への出願件数の推移（2015 年～2019 年）



出典：WIPO の統計データ

EUIPO と欧州各国への出願件数の推移を表 3-3-2 に示す。

EUIPO への出願件数は、2015 年以降は増加を続けており、EU 加盟国の出願件数の合計も、EUIPO への出願件数と同様に 2015 年以降は増加を続けている。欧州各国では、主要国であるドイツ、フランス、イタリア、スペインはほぼ横ばいかあるいは緩やかな増加傾向を示しているが、英国では 2017 年以降の出願件数の増加が顕著である。これは 2016 年に英国での国民投票により EU 離脱が決定したことに影響を受けたものと考えられる。主要国以外の EU 加盟国では減少傾向を示している国が多く見受けられる。一方、EU 加盟国でないスイス、ウクライナ、ウズベキスタンについては、2015 年以降は増加傾向を示しており、カザフスタンにおいても増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向を示している。ノルウェーでは増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向を示しているが、EU 非加盟国合計は 2015 年から 2019 年まで増加を続けていることから、主要国を除く EU 加盟国への出願は EUIPO への出願でカバーしているように思われる。

表 3-3-2 欧州における EUIPO と欧州各国への出願件数推移（2015 年～2019 年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2015	2016	2017	2018	2019	増加率 2019/2018	増加率 2019/2015
	EUIPO	EM	○	130,457	135,380	146,452	152,512	160,377	5.2%	22.9%
EU 加盟国	英国	GB	○	58,627	65,710	83,984	95,203	107,527	12.9%	83.4%
	ドイツ	DE	○	68,975	69,391	72,048	70,532	73,633	4.4%	6.8%
	フランス	FR	○	94,917	91,798	94,174	98,299	102,513	4.3%	8.0%
	イタリア	IT	○	n/a	41,865	41,971	42,595	42,899	0.7%	2.5%
	スペイン	ES	○	53,113	54,731	52,041	55,374	53,701	-3.0%	1.1%
	オーストリア	AT	○	6,481	6,379	6,216	6,615	6,261	-5.4%	-3.4%
	ベネルクス	BX	○	24,618	24,336	24,419	23,572	23,246	-1.4%	-5.6%
	デンマーク	DK	○	4,865	4,353	4,300	4,100	4,207	2.6%	-13.5%
	フィンランド	FI	○	4,559	4,813	4,623	4,259	4,433	4.1%	-2.8%
	ギリシャ	GR	○	6,764	6,689	7,076	7,233	7,320	1.2%	8.2%
	アイルランド	IE	○	3,834	3,585	3,960	3,749	3,400	-9.3%	-11.3%
	ポルトガル	PT	○	18,509	18,695	20,408	21,328	21,510	0.9%	16.2%
	スウェーデン	SE	○	10,511	10,553	10,944	9,411	9,865	4.8%	-6.1%
	チェコ	CZ	○	10,394	9,639	9,909	9,647	9,623	-0.2%	-7.4%
	エストニア	EE	○	2,565	2,080	2,532	2,810	2,635	-6.2%	2.7%
	キプロス	* CY	○	1,617	2,092	2,300	2,362	2,154	-8.8%	33.2%
	ラトビア	LV	○	3,298	2,540	3,202	3,571	2,790	-21.9%	-15.4%
	リトアニア	LT	○	3,979	3,715	4,294	4,175	3,416	-18.2%	-14.1%
	ハンガリー	HU	○	5,124	5,361	5,843	5,451	5,284	-3.1%	3.1%
	マルタ	* MT		704	602	1,167	n/a	731	n/a	3.8%
	ポーランド	PL	○	16,176	16,629	16,995	16,105	16,573	2.9%	2.5%
	スロベニア	SI	○	2,695	2,666	2,626	2,731	2,411	-11.7%	-10.5%
	スロバキア	SK	○	4,864	4,347	4,377	4,308	4,068	-5.6%	-16.4%
	ブルガリア	BG	○	6,172	5,918	6,107	5,815	5,387	-7.4%	-12.7%
	ルーマニア	RO	○	10,544	10,745	10,371	10,523	10,913	3.7%	3.5%
	クロアチア	HR	○	3,284	2,950	3,088	2,761	2,939	6.4%	-10.5%
EU加盟国合計				427,189	472,182	498,975	512,529	529,439	3.3%	23.9%
EU 非加盟国	スイス	CH	○	29,987	30,405	31,287	31,999	32,541	1.7%	8.5%
	ウクライナ	UA	○	32,621	35,605	37,817	38,651	42,195	9.2%	29.3%
	ウズベキスタン	UZ	○	5,095	5,206	5,923	6,104	6,833	11.9%	34.1%
	カザフスタン	KZ	○	10,164	10,499	9,096	11,045	11,049	0.0%	8.7%
	ノルウェー	NO	○	16,630	15,702	17,303	16,494	15,939	-3.4%	-4.2%
	EU非加盟国合計				94,497	97,417	101,426	104,293	108,557	4.1%

出典：①各国・地域の知的財産権庁・機関の年次報告書：EUIPO、英国、ドイツ、スペイン（2015～2017 年）、ロシア、オーストリア、デンマーク（2015 年）、フィンランド、アイルランド（2015～2017 年）、スウェーデン、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア（2015～2017 年）、ハンガリー（2015～2017 年）、ポーランド（2015～2017 年）、スロバキア（2015～2018 年）、ブルガリア（2015～2017 年）、ルーマニア（2015～2017 年）、クロアチア（2015～2017 年）、ウクライナ、カザフスタン、ノルウェー（2015～2017 年）
 ②Clarivate Analytics のデータ：キプロス、スロベニア
 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与して付与している。
 ②データが取得できなかった国については「n/a」としている。
 ③マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。
 ④イタリアは 2015 年のデータが取得できなかったため、2016 年に対する 2019 年の増加率としている。

第4節 カナダの商標法改正が商標出願動向に及ぼす影響

カナダでは、2019年6月17日に商標法の改正が行われた。今回の改正商標法の内容は下記の通りであり、これまでの制度が大きく変わることとなった。

1. 出願基礎の廃止
2. 使用宣誓書の廃止
3. 新しいタイプの商標の保護
4. 分割出願制度の導入
5. マドリッド協定議定書への加盟
6. 商標権の存続期間の変更
7. 区分制度の導入

カナダの商標法改正が商標出願動向にどのような影響を及ぼすかについて調査を行った。商標法改正前と改正後の商標出願動向を対比するために、2018年から2020年の月別の出願件数の推移について調査を行った。その結果を表3-4-1、図3-4-1に示す。

2018年は月平均5,300件程度の商標出願が行われているが、2019年では、改正商標法が施行される6月17日に向けて5月から徐々に出願件数が増加しており、6月には前年の6月の出願件数の約1.8倍の商標出願が行われている。改正商標法の施行以降である2019年7月から12月は国際登録出願による出願件数が追加されたこともあり、月平均の出願件数は約7,000件となっている。2020年の出願件数も月間7,000件を中心に推移しており、2018年と比較すると出願件数は約1.3倍程度となっている。

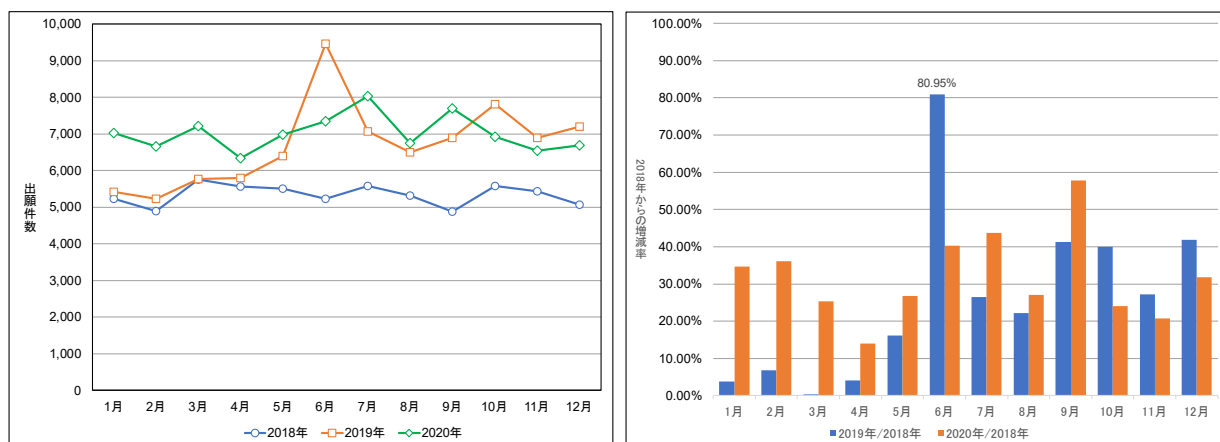
改正商標法の施行前に多くの出願が行われた理由としては、区分制度の導入による出願費用の増加の回避が、その要因の一つとして挙げられる。

表 3-4-1 カナダの出願件数の推移（2018年～2020年）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年	直接出願	5,225	4,896	5,752	5,566	5,510	5,234	5,588	5,316	4,882	5,583	5,428	5,077
2019年	直接出願	5,347	5,142	5,691	5,689	6,203	8,756	5,752	5,315	5,587	6,203	5,466	5,601
	国際登録出願	75	88	83	108	200	715	1,319	1,182	1,312	1,610	1,436	1,603
	合計	5,422	5,230	5,774	5,797	6,403	9,471	7,071	6,497	6,899	7,813	6,902	7,204
2020年	直接出願	5,513	5,309	5,700	5,053	5,616	5,894	6,357	5,460	6,292	5,772	5,721	6,363
	国際登録出願	1,521	1,354	1,510	1,290	1,367	1,447	1,673	1,291	1,413	1,154	831	332
	合計	7,034	6,663	7,210	6,343	6,983	7,341	8,030	6,751	7,705	6,926	6,552	6,695

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 3-4-1 カナダの出願件数の推移（2018年～2020年）



第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると認められる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。調査対象企業は、「令和元年度商標出願動向調査報告書―マクロ調査―」（平成31年3月 特許庁）においてグローバル企業として選定した企業を中心に、調査対象の主要国・機関である日本、米国、EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、メキシコの半数以上（8ヶ国以上）に直接商標出願を5年間合計で10件以上している企業の他に、条件を満たしていないが昨今注目されている企業を合わせた合計70社について商標出願動向を調査した。

日本企業の出願件数を見ると、自国に次いで中国への出願が多く、次いで米国、台湾、韓国の順となっている。一方、欧州への出願ではEU加盟国の中でも欧州主要国である、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインへの出願は認められるが、主要国以外の加盟国への出願は非常に少なく、EUIPOへの出願でEU加盟国をカバーしている様子が認められる。そのため、EU加盟国でないスイスへの出願は、他のEU加盟国と比較すると出願件数が多くなっている。欧州の主要国の中でも英国への出願件数が他の欧州の主要国よりも多く認められる。これは英国のEU離脱決定が影響を及ぼしているものと考えられる。国際登録出願の指定国としては、EUIPOが最も多く、次いで韓国、中国、シンガポール、米国の順となっている。

米国企業は、自国以外では東アジア、南米、欧州に比較的多く商標出願しており、東アジア、欧州に加えて地理的に近い南米を貿易相手国として重視している傾向が窺える。更に、東南アジア、中東への商標出願も多く行われており、新しいマーケットへの進出の様子が窺える。出願件数は自国よりも中国への出願が多く見られる。自国である米国に次いで、メキシコ、カナダ、アルゼンチンの順となっている。欧州への出願ではEU加盟国に対しては広く出願を行っているものの欧州の主要国以外への出願件数は少なく、米国企業も日本企業と同様に欧州に対してはEUIPOへの出願でカバーしているようであり、EU加盟国でないスイスへの出願はEU加盟国への出願よりも多く行われている。国際登録出願の利用については、同じ米国企業でも積極的に利用している企業と全く利用していない企業とが見受けられる。国際登録出願の指定国としては、日本が最も多く、次いで中国、EUIPO、ロシアの順となっている。

欧州企業は、欧州、北米、南米、東アジア、東南アジア、中東などに広く出願しており、中国、EUIPO、米国、カナダ、アルゼンチンへの出願が多く見られる。米国とEUIPOへ多く出願し、なおかつ欧州各国への出願件数も多く、中国、日本を中心にアジアへの出願も活発である。これは欧州全体を自社のマーケットと捉え、かつ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中ではEU加盟国への出願はEUIPOへの出願より少なく、EUIPOを積極的に利用している企業が多いように見受けられる。国際登録出願の1社当たりの利用件数は非常に多く、英国、ロシア、ノルウェー、日本、スイスへの出願で国際登録出願が多く見受けられる。

その他の企業である、中国企業、韓国企業においても、自国への出願が多いことが特徴としてあげられる。自国以外の出願先で、その商標出願件数が多い国（地域）・機関は、中国企業では、EUIPO、インド、米国、マカオであり、韓国企業では、中国、EUIPO、米国、イン

ドとなっている。中国企業、韓国企業のどちらも欧州への出願は EUIPO への出願が多く、欧州に対しては EUIPO への出願でカバーしている様子が認められる。

日本、米国、欧州、中国、韓国のいずれのグローバル企業においても、欧州への出願については EUIPO への出願を積極的に利用しているようである。国際登録出願については積極的に利用している企業とあまり利用していない企業が混在している。

グローバル企業の国際登録出願の利用割合をグローバル企業の国籍別にまとめた結果を以下に示す。

表 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2015 年～2019 年）

		2015	2016	2017	2018	2019	5年の累計
日本企業	直接出願	84.5%	76.4%	77.4%	77.7%	72.7%	77.5%
	国際登録出願	15.5%	23.6%	22.6%	22.3%	27.3%	22.5%
米国企業	直接出願	89.2%	88.6%	86.6%	87.4%	83.3%	87.1%
	国際登録出願	10.8%	11.4%	13.4%	12.6%	16.7%	12.9%
欧州企業	直接出願	69.3%	70.7%	68.5%	63.6%	66.1%	67.8%
	国際登録出願	30.7%	29.3%	31.5%	36.4%	33.9%	32.2%
中国企業	直接出願	91.2%	74.6%	79.3%	68.1%	55.1%	71.2%
	国際登録出願	8.8%	25.4%	20.7%	31.9%	44.9%	28.8%
韓国企業	直接出願	84.5%	82.8%	81.4%	71.7%	67.7%	78.7%
	国際登録出願	15.5%	17.2%	18.6%	28.3%	32.3%	21.3%

図 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合（2015 年～2019 年の合計）

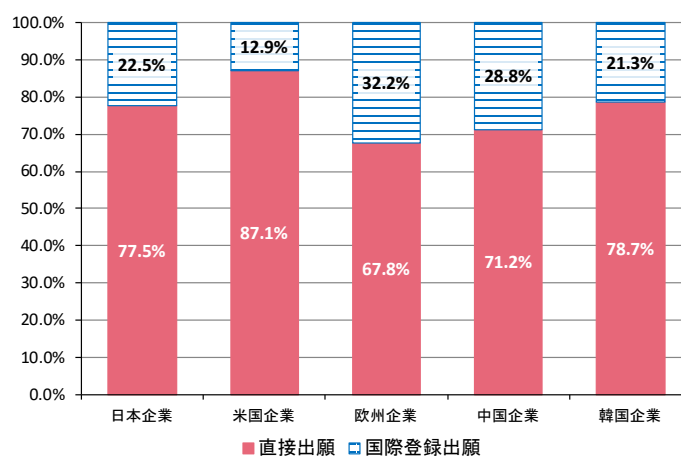
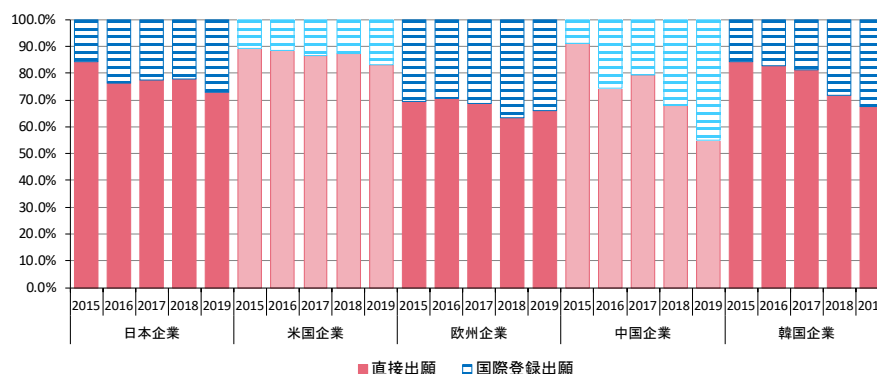


図 4-1-2 グローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移（2015 年～2019 年）



出典：Clarivate Analytics のデータ

国際登録出願の利用については、欧州企業の利用割合が最も多く、次いで中国企業、日本企業、韓国企業、米国企業の順となっている。また、2015年から2019年までのグローバル企業（国籍別）の国際登録出願の利用割合の推移を見てみると、全ての国籍の企業において国際登録出願の利用割合が増加していることが分かる。特に中国企業の利用割合の増加が顕著に見られる。

表4-1-1 グローバル企業（国籍別）の主要国への出願割合（2015年～2019年の合計）

		日本	米国	欧州	スイス	中国	韓国	ブラジル	ロシア	インド	メキシコ
日本企業	合計	15,709	2,680	3,082	822	9,512	2,289	1,360	1,020	1,001	1,217
	1社当たり	873	149	171	46	528	127	76	57	56	68
	出願割合	40.60%	6.93%	7.97%	2.12%	24.58%	5.92%	3.51%	2.64%	2.59%	3.15%
米国企業	合計	4,377	11,962	9,437	2,506	14,584	3,135	5,774	3,096	4,870	6,973
	1社当たり	162	443	350	93	540	116	214	115	180	258
	出願割合	6.56%	17.93%	14.15%	3.76%	21.86%	4.70%	8.65%	4.64%	7.30%	10.45%
欧州企業	合計	3,342	5,894	13,250	3,767	7,398	2,262	3,817	3,346	3,231	3,249
	1社当たり	239	421	946	269	528	162	273	239	231	232
	出願割合	6.74%	11.89%	26.74%	7.60%	14.93%	4.56%	7.70%	6.75%	6.52%	6.56%
中国企業	合計	626	1,461	2,135	356	64,164	740	853	670	1,001	794
	1社当たり	89	209	305	51	9,166	106	122	96	143	113
	出願割合	0.86%	2.01%	2.93%	0.49%	88.14%	1.02%	1.17%	0.92%	1.38%	1.09%
韓国企業	合計	1,047	2,881	3,943	321	5,020	7,657	1,737	1,085	1,918	1,623
	1社当たり	262	720	986	80	1,255	1,914	434	271	480	406
	出願割合	3.84%	10.58%	14.48%	1.18%	18.43%	28.12%	6.38%	3.98%	7.04%	5.96%

出典：Clarivate Analytics のデータ

備考：欧州は EUIPO、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの合計としている。

中国企業では、自国への出願の割合が他の国籍の企業よりも非常に高いことが分かる。日本企業、韓国企業では、自国への出願割合が最も多く、次いで中国への出願割合が多くなっている。米国企業、欧州企業では、主要各国にバランス良く出願されており、グローバル市場を対象とした活動を行っている様子が認められる。

表4-1-2 グローバル企業の国籍別－出願先地域別の出願件数（2014年～2018年の合計）

		自国	ヨーロッパ	北アメリカ	南アメリカ	東アジア	東南アジア	南・中央アジア	アフリカ	オセアニア	中東	合計
日本企業	合計	15,709	6,504	5,111	5,292	16,238	8,549	1,255	1,499	1,472	3,845	65,474
	1社当たり	873	361	284	294	902	475	70	83	82	214	3,637
	出願割合	23.99%	9.93%	7.81%	8.08%	24.80%	13.06%	1.92%	2.29%	2.25%	5.87%	
米国企業	合計	11,962	22,827	13,870	28,406	28,463	15,809	6,543	7,783	5,755	15,789	157,207
	1社当たり	443	845	514	1,052	1,054	586	242	288	213	585	5,822
	出願割合	7.61%	14.52%	8.82%	18.07%	18.11%	10.06%	4.16%	4.95%	3.66%	10.04%	
欧州企業	合計	5,542	26,800	14,181	19,437	16,830	10,709	4,183	5,837	3,984	11,083	118,586
	1社当たり	396	1,914	1,013	1,388	1,202	765	299	417	285	792	8,470
	出願割合	4.67%	22.60%	11.96%	16.39%	14.19%	9.03%	3.53%	4.92%	3.36%	9.35%	
中国企業	合計	64,164	4,356	2,740	3,105	4,627	5,225	1,343	1,857	1,176	2,562	91,155
	1社当たり	9,166	622	391	444	661	746	192	265	168	366	13,022
	出願割合	70.39%	4.78%	3.01%	3.41%	5.08%	5.73%	1.47%	2.04%	1.29%	2.81%	
韓国企業	合計	7,657	7,598	5,420	4,027	7,575	3,673	2,055	1,452	1,692	2,831	43,980
	1社当たり	1,914	1,900	1,355	1,007	1,894	918	514	363	423	708	10,995
	出願割合	17.41%	17.28%	12.32%	9.16%	17.22%	8.35%	4.67%	3.30%	3.85%	6.44%	

出典：Clarivate Analytics のデータ

主要各国への出願割合の状況と同様に、中国企業においては、自国への出願割合が非常に高くなっていることが分かる。一方、日本企業、米国企業、欧州企業及び韓国企業においては、各地域への出願がバランス良く行われていることが分かる。1社当たりの出願件数を見ると、中国企業が最も多く、次いで韓国企業、欧州企業、米国企業、日本企業の順となっている。

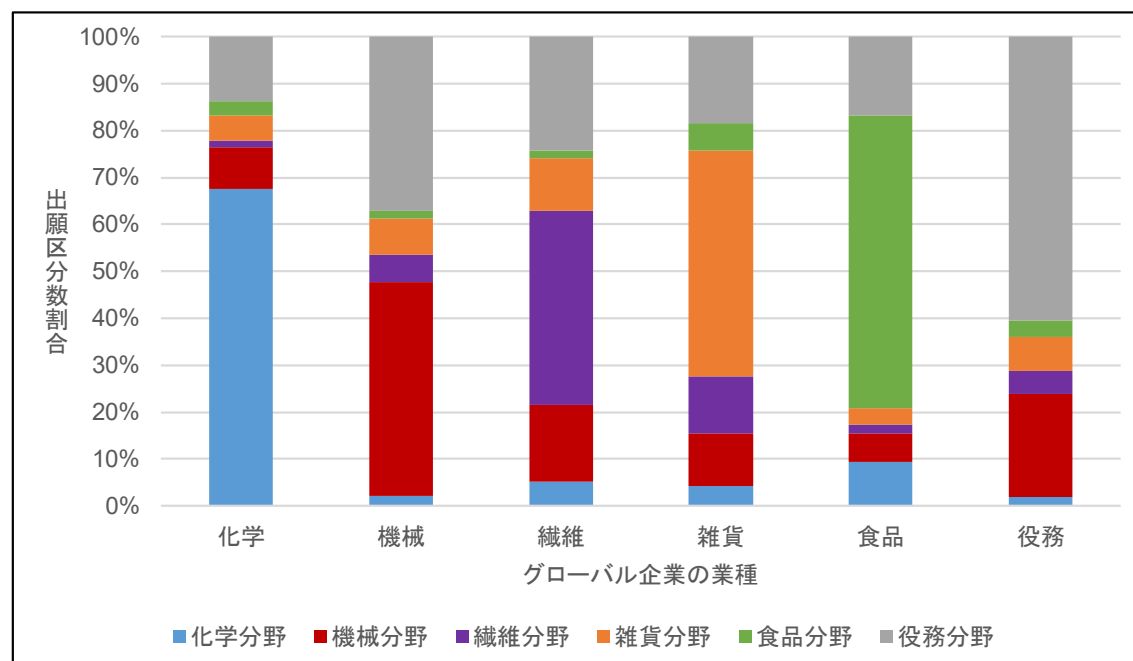
グローバル企業の出願動向を業種別に見てみると、いずれの業種においても企業の業種に対応する産業分野への出願が最も多く、次いで、役務以外の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願が多くなっている。これは、いずれの企業においても主となる業種に加えて、それに関連するサービスへのビジネス展開が行われていることがその一因であると考えられる。役務の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願の次に多く出願が行われているのは機械分野となっている。これは、本調査で調査対象としたグローバル企業の中で役務の業種に属する企業にはインターネット上でのサービスを展開する企業が多く含まれており、そのサービスに関連するソフトウェアなどを対象とした出願が含まれていることが一因であると考えられる。

表 4-1-3 グローバル企業の産業分野別出願区分数及び出願区分数割合（業種別）（2019 年）

			出願分野					
			化学分野	機械分野	繊維分野	雑貨分野	食品分野	役務分野
グローバル企業の業種	化学	出願区分数	19,377	2,544	430	1,525	868	3,950
		出願区分数割合	67.5%	8.9%	1.5%	5.3%	3.0%	13.8%
	機械	出願区分数	893	18,209	2,317	3,116	590	14,841
		出願区分数割合	2.2%	45.6%	5.8%	7.8%	1.5%	37.1%
	繊維	出願区分数	121	382	967	266	37	566
		出願区分数割合	5.2%	16.3%	41.3%	11.4%	1.6%	24.2%
	雑貨	出願区分数	417	1,083	1,200	4,689	572	1,802
		出願区分数割合	4.3%	11.1%	12.3%	48.0%	5.9%	18.5%
	食品	出願区分数	505	319	98	188	3,345	893
		出願区分数割合	9.4%	6.0%	1.8%	3.5%	62.5%	16.7%
	役務	出願区分数	491	5,373	1,190	1,746	848	14,798
		出願区分数割合	2.0%	22.0%	4.9%	7.1%	3.5%	60.5%

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-3 グローバル企業の産業分野別出願区分数割合（業種別）（2019 年）



第5章 各国（地域）・機関への商標出願の関連情報と出願における留意点

日本企業がビジネスのグローバル化を進めるにあたり、海外へのブランド展開を行うには、適切なブランド戦略と商標出願戦略が必要である。海外への商標出願においては相手国へ直接出願する方法以外にも、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に加盟している国に対してはEUIPOへの出願、マドリッド協定加盟国に対しては国際登録出願の制度を利用するという選択も考慮に入れるべきであろう。ここでは、海外への商標出願に関する情報や特に考慮すべきと考えられる点について、アジア（中国、韓国、インド、その他のアジア諸国（地域））、欧州（EUIPO、ロシア）、北米／南米（米国、カナダ、メキシコ、ブラジル）に分けて整理を行った。

表 5-1-1(a) 各国（地域）・機関への商標出願の関連情報と出願における留意点 ―その1―

地域	国(地域) ・機関	出願時に考慮すべき点 / 商標関連情報
アジア	中国	- 日本語表記の「ひらがな」、「カタカナ」と「アルファベット」は中国語表記と非類似と判断される可能性があるため、それぞれの表記で出願することが好ましい - 指定役務のうち、「小売」「卸売」の指定はできないが、医薬品等の小売役務(7役務)の出願が可能 - 分割出願制度が不十分であり、異議申立てを請求された場合には分割出願を行うことができない - 多区分出願による出願を行っても出願費用などの割引などが適用されないため、コスト面でのメリットはない - マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願が利用できる - 商標権の存続期間は、商標登録日から10年である - グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている 2019年11月1日より改正商標法が施行されており、主な改正点は以下の通り ①「使用を目的としない悪意の商標登録出願」への対応 ②損害賠償額の引き上げ ③侵害品等の廃棄命令
	韓国	- 一出願多区分制度を採用しており、一区分追加ごとに追加費用が追加される。また、一区分につき指定商品・役務の数が20を超過する場合には、超過した一商品・役務ごとに加算手数料が発生する - マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願が利用できる - 商標権の存続期間は、商標登録日から10年である - グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている 2018年1月1日より商標審査基準が改正されており、主な改正点は以下の通り ①立体商標の識別力判断基準の改正 ②健康機能食品の商品区分に関する改正 ③登録商標の表示関連規定を新設 2020年1月より商標審査基準が改正されており、主な改正点は以下の通り ①使用による識別力の判断基準の改正 ②識別力の有無判断の決定手順の変更
	インド	- 早期審査請求が可能で、請求した場合、申請日から3ヶ月以内に審査を開始する - 商標局が5ヶ所あるが、現地代理人の住所の管轄である商標局に出願することになる - マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 - ただし、インドを指定する場合には使用意思宣誓が必要となる - 商標権の存続期間は、商標出願日から10年である - グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:12ヶ月)が認められている 2017年3月6日に改正商標規則が施行されており、主な改正点は以下の通り ①著名商標認定制度の新設 ②早期審査に関する変更 ③異議申立手続に冠する変更 ④音声商標の出願
	インドネシア	- 日本語商標を出願する場合には、インドネシア語による翻訳又は音訳の提出が必要 - マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 - 商標権の存続期間は、商標出願日から10年である - グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている

表 5-1-1(b) 各国（地域）・機関への商標出願の関連情報と出願における留意点 ―その 2―

地域	国(地域) ・機関	出願時に考慮すべき点 / 商標関連情報
アジア	タイ	・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている
	シンガポール	・登録商標だけでなく未登録商標も一定の範囲で保護される(コモンローの適用) ・英語以外の言語からなる文字商標の場合には、語源、音訳の提出が求められる ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2020年9月1日より、早期審査制度を商標と意匠において開始すると発表した
	ベトナム	・出願商標にベトナム語又は英語以外の言語を含む場合、願書には、それらの単語や文字に音訳又は英語による翻訳文を添付する必要がある ・日本語で使われる文字のみから構成される商標は、ベトナム国内において周知性があることを証明できない限り登録が認められない ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている
	マレーシア	・侵害のおそれを示す証拠がある場合等には、早期審査の請求が可能である ・外国語の商標の場合は、翻訳証明の付された英語翻訳等を願書に記載する必要がある ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:1ヶ月)が認められている ・2019年12月27日に改正商標法が施行されており、主な改正点は以下の通り ①マドリッドプロトコル加盟により国際商標出願にて指定することが可能となる ②一出願多区分指定が可能となる ③出願・登録の分割・統合が可能となる ④非伝統商標(立体、色彩、音、匂い、位置商標等)の保護が認められる ⑤出願の方式具備確認後に、出願日が確定する ⑥登録証の発行は有料・任意となりそれに代わる簡易な登録通知が発行される ⑦認可通知への応答が廃止され、認可～登録までが迅速化する ⑧登録後の除斥期間が、7年から5年に短縮される ⑨団体商標制度が新設される
	フィリピン	・出願商標が外国語の単語又は語句である場合は、その翻訳や音訳を付さなければならない ・以下の期間において使用宣言書及び使用証拠の提出が義務付けられている (1) 出願日から3年以内 (2) 商標登録後5周年目に該当する日から1年以内 ・国際登録出願においても、以下の期間において使用宣誓書の提出が必要となる (1) 国際登録日から3年以内 (2) 国際登録日及び国際登録の更新日から5年経過した後、その1年以内の期間 ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標登録日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2017年8月1日に商標規則の改正が実施され、更新後1年以内の使用宣誓書提出義務が新設された
	カンボジア	・登録日から5年後の翌年1年以内に、カンボジアで商標を維持または使用する意向を示す「商標の使用／不使用の宣誓書」の提出を求められる ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている
	ブルネイ	・日本語商標を出願する際、英語あるいはマレー語による翻訳を提出する必要がある ・出願時において既に商標の使用を開始している場合は、願書に使用開始日を記載し、まだ使用されていない場合には、使用予定であることを記載する ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2017年1月26日に改正商標法が施行されており、主な改正点は以下の通り ①商標の定義から「視覚的に」という言葉が削除され、音や匂いといった非伝統的商標の出願が可能 ②商標の公告は、官報掲載から商標公報掲載へと変更

表 5-1-1(c) 各国（地域）・機関への商標出願の関連情報と出願における留意点 ―その 3―

地域	国（地域） ・機関	出願時に考慮すべき点 / 商標関連情報
アジア	ラオス	・ 商標が英語又はフランス語以外の場合には、英語による翻訳又は音訳が必要となる ・ マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・ 商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・ グレースビリオド（権利満了後の猶予期間：6ヶ月）が認められている ・ 2018年6月9日に改正商標法が施行されており、主な改正点は以下の通り ① 異議申立制度の導入 ② 商標権の有効期間に関する起算日の変更 ③ 商標の定義の拡大
	ミャンマー	・ 2019年1月30日に、新しい商標法が成立した。 ・ 新商標法の概要は以下の通り ① 新規出願に関して ➢ サービスマークの出願が可能 ➢ 多区分出願が可能 ➢ バリ条約に基づく優先権主張が可能 ➢ 絶対的拒絶理由（識別性、国旗の複製等）と相対的拒絶理由（他人の先願と同一あるいは類似等）についての規定が設けられている ➢ ニース国際分類が適用される ② 審査手続 ➢ 登録官が絶対的拒絶理由を判断した後に公開を行い、相対的拒絶理由については異議申立があった場合に審査を行う ③ 登録・更新に関して ➢ 商標権の存続期間は出願日から10年間となる。更新は10年ごとに行う ➢ 期限満了日の6ヶ月前から更新手続きが可能 ➢ 遅延料の支払により6ヶ月のグレースビリオドの申請が可能 ④ 商標の使用に関して ➢ 正当な理由なく不使用期間が3年以上の場合、登録が取り消される可能性がある。 ・ 2020年8月28日付の省令で、商標に関するオンライン出願が2020年10月1日より開始され、以下のような2つのフェーズで運用されることが発表された - 第1フェーズ（ソフトオープニング） - 従前の商標所有者についての登録された宣言を有する者、又は新法施行以前から商標をミャンマーにおいて使用していたことが立証できる者のための再登録期間である - 第2フェーズ（グランドオープニング） - 第1フェーズが終了後に既存登録を持たない者も出願可能となる期間である
	香港	・ 香港における商標制度は、香港内においてのみ有効である ・ マドリッド協定議定書に加盟していないので、国際登録出願は利用できない ・ 商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・ グレースビリオド（権利満了後の猶予期間：6ヶ月）が認められている ・ 2020年6月19日に「2020年商標（改正）条例」が成立した ・ この改正では、香港において「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」を適用する内容が盛り込まれており、早ければ2022年～2023年頃に施行との見込みが示されている
	台湾	・ 出願商標が外国語の文字からなるまたは外国語の文字を含む場合、願書に言語の種類およびその中国語の字義を記載しなければならない ・ 指定商品数が一区分につき21以上ならばオフィシャルフィーが加算される ・ 指定役務の場合は、一区分につき21以上でも料金は変わらないが、第35類の小売役務に係る指定役務については、数が6以上ならばオフィシャルフィーが加算される ・ マドリッド協定議定書に加盟していないので、国際登録出願は利用できない ・ 商標権の存続期間は、商標登録日から10年である ・ グレースビリオド（権利満了後の猶予期間：6ヶ月）が認められている ・ 2020年5月1日から商標のファストトラック審査の試行が開始された
欧州	EUIPO	・ EUIPOへの出願の場合、相対的拒絶理由による審査が行われない ・ そのため、異議申立てなどへの対応に関する費用が必要になる場合がある ・ EU加盟国のいずれか1ヶ国で取消し・無効が確定したら、全てのEU加盟国に対して権利が消滅する ・ マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・ 商標権の存続期間は、商標出願日から10年である ・ グレースビリオド（権利満了後の猶予期間：6ヶ月）が認められている
	ロシア	・ 一般的なロシアの消費者は日本語を理解できないとされているため、日本語の標章は図として認識される ・ マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・ 商標権の存続期間は、商標出願日から10年間である ・ グレースビリオド（権利満了後の猶予期間：6ヶ月）が認められている ・ 2018年3月に早期審査制度が導入され、全ての新規出願商標及び出願中の商標に対して、早期審査を申請することが可能

表 5-1-1(d) 各国（地域）・機関への商標出願の関連情報と出願における留意点 ―その 4―

地域	国(地域) ・機関	出願時に考慮すべき点 / 商標関連情報
北米／南米	米 国	・米国への出願には、「基礎」が必要とされ、次の5種類の基礎が存在する。 ①使用に基づく出願、②使用意思を基礎とする出願、外国出願人の場合には、③本国出願を基礎とする出願、④本国登録を基礎とする出願、⑤マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を基礎とする出願 ・②は、使用証明あるいは使用陳述書の提出が必要となる ・指定商品・役務名は個別具体的な商品・役務名で指定する必要がある ・国際登録出願をした際は、「誠実な使用意思宣言書」の提出が求められる ・④本国登録を基礎とする出願及び⑤マドリッド協定議定書を基礎とする出願においては、商標が使用されていないことを理由として拒絶されることはない ・登録後の5年目から6年目の間には、米国で実際に商標を使用していることに関する使用宣誓書や使用証拠を提出しなければならない ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標登録日から10年間である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2017年2月17日より使用宣誓書の厳密化が求められる改正規則が発効
	カナ ダ	・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標登録日から10年間である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2019年6月17日に改正商標法が施行されており、主な改正内容は以下の通り ①出願基礎の廃止 ②使用宣誓書の廃止 ③新しいタイプの商標の保護 ④分割出願制度の導入 ⑤マドリッド協定議定書への加盟 ⑥商標権の存続期間の変更 ⑦区分制度の導入
	メ キシ コ	・商標の出願はスペイン語で書面を作成することが義務付けられている ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標出願日から10年間である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・2018年8月10日に改正商標法が施行されており、主な改正内容は以下の通り ①使用宣誓書提出義務の追加 ②同意書制度の導入 ③異議申立制度に関する変更 ④使用による識別力の規定を追加 ⑤不登録事由に悪意を追加 ⑥指定商品・役務の記述に関する変更 ⑦商標の定義の拡大 ⑧証明商標制度の導入 ・2020年11月5日より改正商標法が施行されており、主な改正内容は以下の通り ①新法の発効日の2020年11月5日以後に出願された商標の権利存続期間の起算日は、登録日から10年間となる 改正商標法の発効日前に出願された商標については起算日の変更はない なお、この変更は国際商標登録出願には適用されず、国内出願に限られる
	ブラ ジル	・商標の出願においては、ポルトガル語で書面を提出することが義務付けられている ・マドリッド協定議定書に加盟しており、国際登録出願の利用が可能 ・商標権の存続期間は、商標登録日から10年間である ・グレースピリオド(権利満了後の猶予期間:6ヶ月)が認められている ・マドリッド協定議定書に加盟したことにより、2019年10月2日から国際登録出願においてブラジルを指定国とすることが可能 ・同時に国際登録出願によりブラジルへ出願を行う場合には以下の点が変更となった ①一出願多区分制度の採用 ②共同出願が可能となる ③出願・登録の分割が可能となる ④審査期間の短縮(18ヶ月以内に実施) ・国内商標に関する改正商標法の施行は2020年に行われる予定であったが、2020年3月3日にブラジルト許商標庁は、ブラジルにおける多区分出願、共同商標出願及び出願・登録の分割について施行を保留すると発表した 多区分出願は、2020年12月時点でブラジルへの直接出願において利用できない 共同商標出願は、2020年9月15日から可能になったが、商標出願・登録の分割手続きの導入は2021年7月1日まで延期された